

米原市次世代育成支援行動計画

はぐく 夢育み 笑顔あふれる米原市 ～子どもとともに光るまち～

後期計画（平成22年度～26年度）



平成22年3月
米原市

はじめに



近年、子どもを取り巻く状況は、出生率の低下や核家族化、生活様式の都市化、親子の絆や地域の絆の弱まりなどにより大きく変化をしています。こうした中、安心して子どもを産み育てることができ、また子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくりを、社会全体で推し進めていくことが求められています。

国では、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成 17 年から平成 26 年までの 10 年間に次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することとしており、国をあげて施策を推進するために自治体や一定規模以上の事業主に行動計画の策定を義務付けています。

本市では、平成 18 年 3 月「米原市次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て・子育て支援、仕事と家庭の両立など子育て家庭、またそれらを支えあう地域社会づくりを基本視点として、総合的な施策を展開してきました。

今回、「米原市次世代育成支援行動計画」の前期 5 か年の計画期間の満了にあたり、国の動向等を踏まえ、必要な計画の見直しを行い、後期計画（平成 22 年度～26 年度）として新たに策定しました。

『絆で築く、元気な米原市』のまちづくりを担う子どもの健やかな成長を願い、本計画に基づき、より充実した子育て支援を計画的に推進してまいります。

後期計画の策定に当たり、アンケート調査（平成 21 年 1 月実施）にご協力をいただきました多くの市民や関係者の皆様、また貴重なご意見をいただきました「米原市次世代育成支援対策地域協議会」委員の皆様にご心から感謝を申し上げますとともに、今後の計画の推進にご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成 22 年 3 月

米原市長 泉 峰 一

米原市次世代育成支援行動計画（後期計画）・目次

第1章	計画策定に当たって	(頁)
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の性格と位置付け	2
3	計画の対象	3
4	計画の期間	3
5	計画の策定体制	3
	(1) 「次世代育成支援対策地域協議会」の設置	3
	(2) 庁内体制	3
	(3) 市民の意見の反映	3
6	基本的な考え方の継承と新たに加わった視点	4
	(1) 子どもの視点	4
	(2) 次代の親づくりという視点	4
	(3) 新しい子育てを考える視点	4
	(4) サービス利用者の視点	5
	(5) 社会全体による支援の視点	5
	(6) 新しい地域福祉の視点	5
	(7) すべての子どもと家庭への支援の視点	5
	(8) サービスの質の視点	6
	(9) 地域特性の視点	6
	(10) 庁内の連携強化	6
	(11) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた視点	6
7	前期計画について	7
第2章	子どもをとりまく現状	
1	人口の動向	9
	(1) 総人口及び年齢別人口の推移	9
	(2) 出生の動向	11
	(3) 婚姻の動向	11
2	家族や地域の状況	13
	(1) 世帯の推移	13
	(2) 女性の就労の状況	15
3	行政サービスの状況	18
	(1) 保育サービスの状況	18
	(2) 小学校の状況	24
	(3) 放課後児童クラブの状況	25

(4)	中学校の状況	27
(5)	不登校児童・生徒数	29
(6)	相談事業	30
(7)	母子保健サービス等	32
(8)	その他子育て支援の状況	37
4	子育て経費の軽減	39
(1)	子ども手当の支給	39
(2)	乳幼児医療費の助成	40
(3)	保育料の軽減	40
5	地域の子育て支援	41
(1)	社会福祉協議会	41
(2)	児童委員	41
(3)	地域子育て支援センター	42
(4)	地域の団体、NPO などの活動	43
6	子どもの状況と子育ての実態（アンケート調査結果から）	44
(1)	親の就労状況	44
(2)	育児休業制度の利用状況	45
(3)	子育てに対する意識	45
(4)	子育てと仕事の両立支援として企業に期待すること	46
(5)	子育て支援として地域に期待すること	47
(6)	仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じる事	48
(7)	子育て支援サービスに対する利用状況・満足度	49
(8)	子育てに関する情報の入手方法	50
(9)	市に期待する子育て支援策	51

第3章 基本計画

1	基本理念	53
2	基本目標	53
(1)	子どもを生き育てることが楽しく感じられるまち	53
(2)	ゆとりのなかで安心して子育てのできるまち	53
(3)	子どもが心身ともに健やかに生まれ育つまち	54
(4)	子どもが心豊かにのびのびと育つまち	54
(5)	子どもがたくましく夢を温め育めるまち	55
3	子ども数の推計	56
4	施策の体系	57
5	重点施策	58
(1)	子育ての喜びを男女がともに味わえる体制の充実	58
(2)	子育て家庭の地域での居場所の充実	58

(3) 福祉・教育・文化・産業が連携した子育て・子育てへの支援	59
(4) 病児・病後児の子育て支援の充実	60
(5) 若者の就労支援	61
(6) 男性の育児休暇取得の促進	61

第4章 施策の展開

1 子どもを生き育てることが楽しく感じられるまち	63
(1) 子育て不安の解消	63
(2) 子育てに関する情報提供の充実	64
(3) 地域における子育て支援	64
(4) 次代の親の育成	66
(5) 仕事と生活の調和の推進	67
2 ゆとりのなかで安心して子育てのできるまち	68
(1) 保育サービスの充実	68
(2) 障がいのある子ども等への支援	69
(3) 子育て経費の負担軽減	70
(4) 子どもや妊婦・子育て家庭にやさしいまちづくりの推進	70
3 子どもが心身ともに健やかに生まれ育つまち	72
(1) 母子保健サービスの充実	72
(2) 思春期の保健対策等の推進	73
(3) 子どもの人権擁護と家族への支援	73
(4) 小児医療体制の充実	75
(5) 食育の推進	75
4 子どもが心豊かにのびのびと育つまち	76
(1) 生きる力を育む教育の推進	76
(2) 保育所・幼稚園・学校教育環境の充実	77
(3) 地域・家庭教育環境の充実	80
(4) 豊かな心と感性の醸成	81
5 子どもがたくましく夢を温め育めるまち	83
(1) 遊び場の整備・充実	83
(2) 自然を生かした子育て環境の充実	84
(3) 活動機会の充実	84
(4) 地域スポーツの振興	85
(5) 地域活動の推進	86
(6) 世代間交流事業の推進	87
6 主な事業の目標量、推計量	88

第5章	計画の推進	
1	計画の推進にあたって	90
	(1) 社会全体による子育て支援の実現	90
	(2) 計画の周知	90
	(3) 社会・経済情勢や厳しい財政状況への適確かつ柔軟な対応	90
2	計画の進行管理	91
	(1) 「次世代育成支援対策地域協議会」の開催	91
	(2) 庁内体制の充実	91
	(3) 国の子育て支援施策への対応	91

資料編

1	米原市次世代育成支援対策地域協議会要綱および地域協議会委員名簿	93
2	計画の策定経過	95
3	提言書	96
4	用語集	99

第 1 章

計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

わが国では、晩婚化や非婚化、出生率の低下等の理由から少子化が進行しています。平成 20 年に、一人の女性が一生の間に産む子どもの数を示す合計特殊出生率が「1.37」と人口を維持するのに必要な水準である「2.07」を大きく割り込み、少子化が依然として深刻な問題となっています。

少子化問題は、今後の社会経済環境に深刻な影響を与えることが考えられるため、国では、少子化対策として、次代の社会を担う子どもが健やかに生み育てられる環境の整備をめざし、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年法律第 120 号）が制定されました。同法により、都道府県や市町村では地域行動計画を策定すること、一定の従業員数の企業の事業主においても一般事業主行動計画を策定することが義務付けられ、10 年間に集中的・総合的・計画的な取組を進めることが求められています。

本市においては、米原市と旧近江町で策定された行動計画を一本化した「米原市次世代育成支援行動計画」を平成 18 年 3 月に策定し、「夢育み 笑顔あふれる米原市 ～子どもとともに光るまち～」を基本理念として、次代を担う子どもたちの歓声がひびき、子育てを見守り支えあう市民の笑顔があふれる「米原市」の創造に向けて、次世代育成支援施策の方向性や目標を総合的に定め、全庁的に取組んでいます。

国は、平成 19 年 12 月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を取りまとめました。この戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消が必要とされています。そのため、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として進めていく必要があるとしています。

本市では、「米原市次世代育成支援行動計画」の前期 5 か年の取組が平成 22 年 3 月末をもって期間満了となるため、国の動向を踏まえるとともに、前期計画の進捗状況や課題を整理し、平成 22 年 4 月からの「米原市次世代育成支援行動計画 後期計画」を策定するものです。

2 計画の性格と位置付け

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく市町村行動計画として策定するものであり、「自然きらめき ひと・まち ときめく 交流のまち」を将来像とする「米原市総合計画」（平成 19 年度～平成 28 年度）が掲げる政策の大綱を達成するために、関連する諸施策の方向性を明らかにする個別計画としての性格を併せ持ちます。

また、この計画は、国・県の子育て支援の関連計画をはじめ、本市の関連の分野別計画との整合性をもったものとします。

3 計画の対象

本計画における「子ども」とは、18歳未満のすべての子どもをいいます。すべての子どもと子どもを持つ家庭が本計画の第一義的な対象となりますが、次世代育成支援対策は“社会全体による支援”を視点に置いて進めるべきものであることから、本計画の対象は、行政はもとより米原市に暮らすすべての子どもと子どもを持つ家庭、地域、学校、企業等すべての個人および団体とします。

4 計画の期間

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」で規定する10年間の集中的な取組期間のうち、前期計画をふまえて平成22年度から平成26年度までを後期計画として策定します。

また、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、計画の実効性を高めるために、必要に応じて見直しを行います。



5 計画の策定体制

（1）「次世代育成支援対策地域協議会」の設置

計画の策定に当たっては、地域の実情に応じた計画を策定するため、民生委員・児童委員の代表者、保育所・幼稚園の代表者、小学校の代表者、ならびに一般公募による住民代表などで構成する「次世代育成支援対策地域協議会」（以下「地域協議会」という。）を設置し、計画に対する提言をいただきました。

（2）庁内体制

関係各課の調整を図りながら必要な調査、分析を行い、地域協議会に諮る計画案をまとめる場としてプロジェクト・チームを組織し、保健、福祉、教育、生活、まちづくりなど全庁的な体制の下に計画策定を進めました。

（3）市民の意見の反映

計画策定に先立ち、平成21年1月に、無作為抽出による市内に住む就学前の児童の保護者と小学生の保護者各1,000人に対するアンケート調査を実施するとともに、地域協

議会への市民の参画や計画素案に関するパブリックコメント（意見募集）の実施など、多くの市民の意見やニーズの把握に努めました。

6 基本的な考え方の継承と新たに加えた視点

本計画では、「米原市次世代育成支援行動計画」の後期計画として、前期計画において定められた次の基本的な考え方を継承するとともに、国の動向等を踏まえて新たにワーク・ライフ・バランスの実現に向けた視点を加えることとします。

（１）子どもの視点

この計画の主役は子どもたちです。しかし、この計画では、低年齢児保育や延長保育の充実などが検討課題となっており、子どものための計画ではなく親のための計画ではないかというジレンマに陥ってしまいます。これらサービスの推進に慎重な意見も少なくありませんが、多様な保育ニーズが生じているのは事実であり、サービスを行わないことは現実的とはいえません。保育所の保育内容の充実に努めると同時に、育児休業制度の定着、再雇用制度の普及、就労時間の短縮といった子育て家庭を取り巻く環境の改善を併せて推進するなど、子どもたちのためにという視点を常に念頭においておく必要があります。

（２）次代の親づくりという視点

結婚・出産・子育ては個人の自由な選択によることはいまでもありませんが、子育ての知識や経験が次の世代に伝わりにくくなっていることから、若い親の現状を踏まえた支援が求められているといえます。

また、保育体験などを通して、児童生徒が乳幼児やその親と接し、命の尊さ、子どものかわいらしさ、親としての喜びを子ども時代の体験として実感することによって次代の親を育てていくことが必要です。

（３）新しい子育てを考える視点

子育ての考え方は親や家庭の自由な選択によることは当然ですが、現状は本当に自由に選択できているのでしょうか。現在の職場環境、若い世代の経済状況などから、自分たちが理想とする子育てができていない家庭は少なくありません。また、それ以上に若い世代が縛られ、負担となっているのが子育てについての固定観念や社会通念です。母親も父親も昔からの「あるべき親の姿」「あるべき子育て」「あるべき家庭のかたち」などに縛られがちです。まして、周囲からそのような姿を求められることは、がんばって子育てをしている若い世代にとって精神的な負担となります。性別による固定的な役割分担の解消、男性の子育て参加や働き方の見直しなど、男女共同参画の視点はもちろん、その根底にある意識を変えていく必要があります。

この計画では、新しい子育てについて考え、若い世代の子育て家庭を応援していくことを基本的な考え方とします。そのためには、子育て家庭はもちろん、異なる世代、地域の住民、企業など多くの市民が、新しい子育てや家庭について考え、話し合いを続けていくことが大切です。

(4) サービス利用者の視点

家族形態の変化、就労形態の多様化などによるサービス利用者のさまざまなニーズに応えるという利用者の視点が求められます。このためには、柔軟に対応できる民間活力の導入や民間との連携が必要です。

(5) 社会全体による支援の視点

子育ては、父母その他の保護者が第一義的責任を有するのは当然ですが、その基本的認識の下に、行政はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であり、さまざまな担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要です。

(6) 新しい地域福祉の視点

これからの福祉に求められるのは、家庭や地域の中でその人らしく安心した生活が送れるように、地域住民、ボランティア、NPO法人、サービス事業者、福祉関係団体、行政が協力して自立支援をしていくことです。子育てについては、保育所サービスを中心とした公的サービスに加え、乳幼児と親の集いの場の開催、緊急時の預かりなどの子育て支援、健全育成のための地域活動など、身近な地域でのきめ細かな、独自性のある活動が求められます。地域住民の福祉意識が高まることによって、住民自らが参加する新しいかたちのサービスや活動が生まれ、その活動を通して新しい地域づくりが進むと考えられることから、社会福祉協議会、自治会など地域の組織と協力して地域福祉を推進していきます。

(7) すべての子どもと家庭への支援の視点

職場で仕事をしながら子育てすることを選択した人も、職場をやめて子育てすることを選択した人も、ともに安心して子育てができるように支援するという視点からサービスの充実をめざしていく必要があります。

共働きのため3歳未満児を保育所に通わせると、毎月の保育料が4万数千円かかる人もあります。確かに大きな負担ですが、実際にかかる保育費用が約15万円とすれば、その内10万円は、国・県・市の支出金などでまかなうサービスを受けていることになります。一方、外で働かずに家庭で子どもを育てる場合には、収入もサービスもほとんどありません。保育所に預ける人と預けない人との公平という視点から、利用者負担について市民の理解を得る取組が必要です。また、子育て支援の情報提供、子育てサロン（つどいの広場）の充実、子育てグループの育成など、保育所を利用していない家庭への支援の充実が求められています。

(8) サービスの質の視点

サービスの民間への移行が進む中で、これからの行政に求められる役割は、そのサービスの質の確保にあるといえます。民間事業者と連携し、常に利用者の声を聞き、相談・要望に応じる体制を整備し、より質の高いサービスが提供されるよう努めていく必要があります。

(9) 地域特性の視点

市は、旧4町の合併以来、サービスの向上、均一化について努めてきましたが、就学前の保育や教育の体制など、それぞれの地域の状況、社会資源の状況などからすべてのサービスが同じになっているとはいいきれません。引き続き公平にサービスが利用できるという観点から今後の方向を定めていく必要があります。

ただし、地域によってニーズが異なることはあり、運営主体によって保育所などのサービスには運営主体の個性が出ています。また、これまでに地域に根づいてきた特色ある取組については、今後もできる限り引き継いでいくことが大切です。

(10) 庁内の連携強化

次世代育成支援は、こども家庭課・健康づくり課・社会福祉課など健康福祉部、学校教育課・まなび推進課など教育委員会はもちろん、土木部、経済環境部など広い分野が関係してきます。施策の立案、実施、評価を含め、関係各課が連携を強化して施策を推進していく必要があります。このため庁内の体制整備を行い、子どもに関する庁内部局を統合した「こども元気局」を平成22年4月から設置し、施策の推進を図ります。

(11) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた視点

男性も女性も家事や子育てなどに参加しやすくするとともに、仕事を中心とした生活スタイルを見直し、「家庭」と「仕事」がうまくバランスのとれた生き方の実現に向けた気運を醸成することが求められています。一方、就労の場では、男女ともに子育てに専念しながら継続就労できる職場環境や雰囲気づくりなど、事業主の理解と努力が求められます。育児休業制度などの各種法制度の普及・定着や、子育てしやすい就業形態の導入など、企業に対し子育てに対する理解や協力を働きかけ、男女が共同して家庭生活を担い、支え合うことができる就労環境を整備する必要があります。

7 前期計画について

前期計画に掲げた内容については、おおむね計画どおりの施策の展開を行い、保育所では待機児童ゼロを維持し、各種特別保育事業を実施しています。また子ども家庭サポートセンター、要保護児童対策地域協議会の設置、地域子育て支援センターの増設、放課後安心プランの策定および放課後児童クラブの増設・充実を行っています。

さらに、ひきこもりニート対策、企業による子育て支援対策の取組など、子育ての環境は計画初期に比べ向上しました。

しかし、子どもの数が依然減少傾向にある本市においては、利用数の推計等慎重に見込む必要があります。また、広域にて実施の各種事業については、実施主体のあり方、実施方法など利用者の利便性を考えて取組む必要があります。

【前期行動計画の主な事業の目標量(前期計画掲載)と平成20年度の実績】

区 分	平成16年度	平成17年度 見込み	平成21年度 目標	平成20年度実績
通常保育事業 計	917人	917人	808人	749人
0歳	30人	30人	40人	13人
1,2歳	222人	222人	222人	195人
3歳	233人	233人	188人	159人
4,5歳	432人	432人	358人	382人
延長保育事業 計	5か所 23人	5か所 23人	5か所 142人	5か所 30人
30分間延長	3か所 13人	3か所 13人	2か所 73人	3か所 23人
1時間延長	2か所 10人	2か所 10人	4か所 62人	2か所 7人
2時間延長	-	-	1か所 7人	-
休日保育事業	1か所 5人	1か所 5人	2か所 10人	1か所 13人
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	5か所 100人 (内1~3年生) 95人	7か所 130人 (内1~3年生) 124人	8か所 197人 (内1~3年生) 168人	10か所 363人 (内1~3年生) 294人
乳幼児健康支援維持 預かり事業(病後児 保育)			(定員)2人	(定員)2人
短期入所生活支援事 業 (ショートステイ)			1人	-
一時保育事業	4か所 6人	4か所 6人	6か所 13人	6か所 493人
ファミリーサポート センター事業			広域で検討	-
地域子育て支援セン ター事業	2か所	2か所	2か所	3か所
つどいの広場事業			1か所	-
育児支援家庭訪問事 業			実施	実施
要保護児童対策地域 協議会			実施	実施

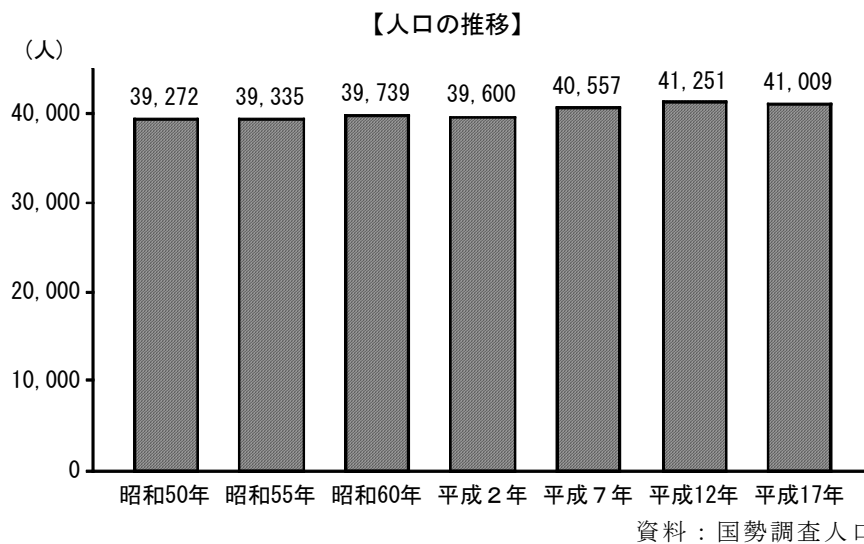
第 2 章

子どもをとりまく現状

1 人口の動向

(1) 総人口および年齢別人口の推移

本市は、人口の横ばいから減少傾向に転じつつあり、平成17年では41,009人となっています。



【人口動態】 (人)

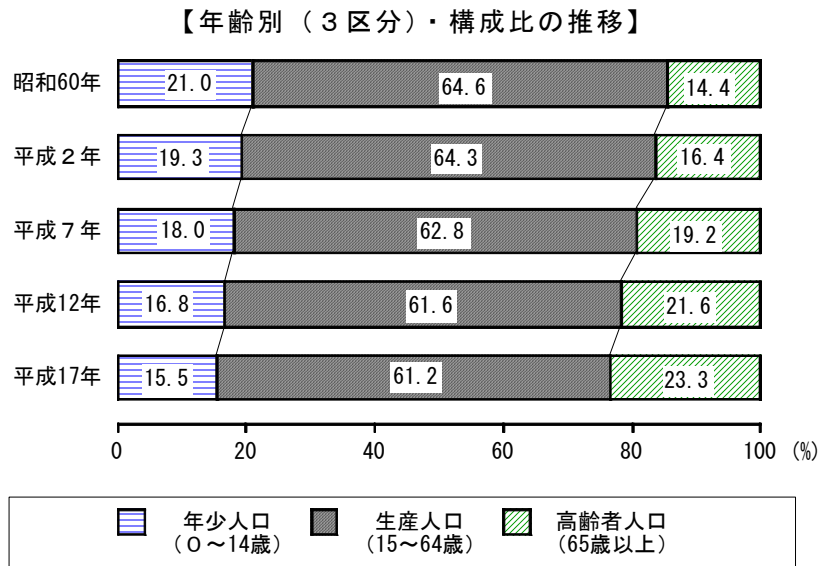
	自然増減	社会増減	純増減
平成14年	-29	-86	-115
平成15年	-23	-30	-53
平成16年	-55	93	38
平成17年	-71	226	155
平成18年	-51	-77	-128
平成19年	-79	42	-37
平成20年	-96	-172	-268

資料：滋賀県人口推計年報

年齢別構成比をみると、0～14歳の年少人口の割合は、昭和60年の21.0%から、平成17年には15.5%へと減少し、少子化が進んでいます。

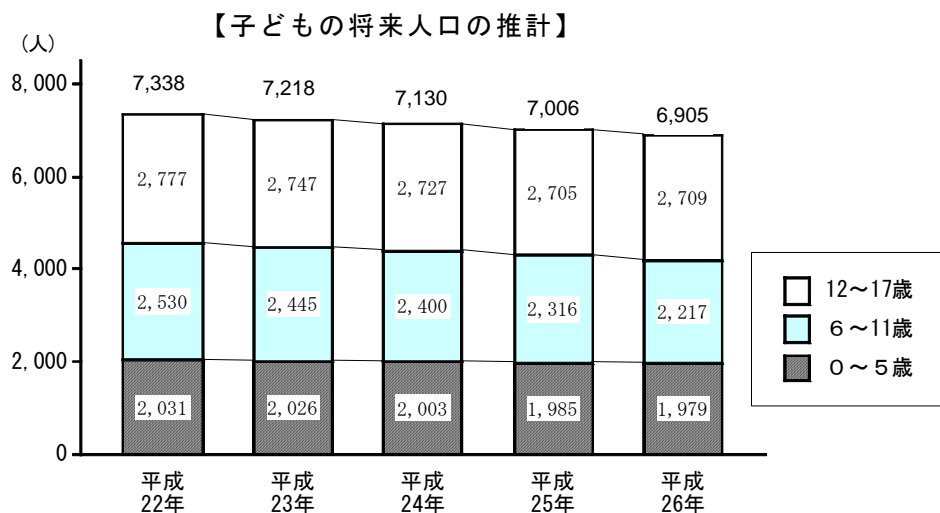
このように、本市においては年少人口割合が減少する一方、65歳以上の高齢者人口割合が増加する、いわゆる少子高齢化の傾向がはっきりと表れています。

また、15～64歳の生産人口は減少傾向にあります。



資料：国勢調査

0～17歳の子どもの将来人口について推計値をみると、本計画の目標年次である平成26年には6,905人となり、少子化はさらに進行することが見込まれます。



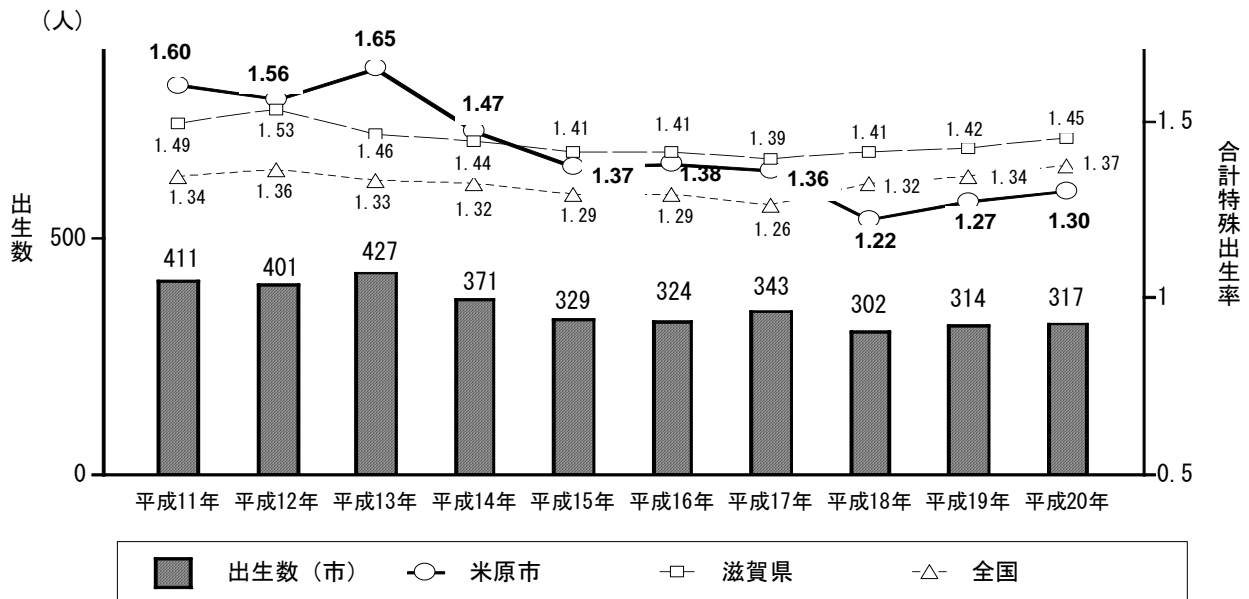
資料：コーホート変化率法に基づく推計人口

(2) 出生の動向

本市における出生数は、平成11年から平成13年まで400人台前半となっていました。平成15年以降、300人台前半で推移しており、横ばい状態になっています。

また、一人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを推計した「合計特殊出生率」をみると、平成11年には1.60と全国や県の水準を大きく上回っていましたが、平成19年には1.27で、全国・県の水準を下回り、減少傾向にあります。

【出生数および合計特殊出生率の推移と県、全国との比較】



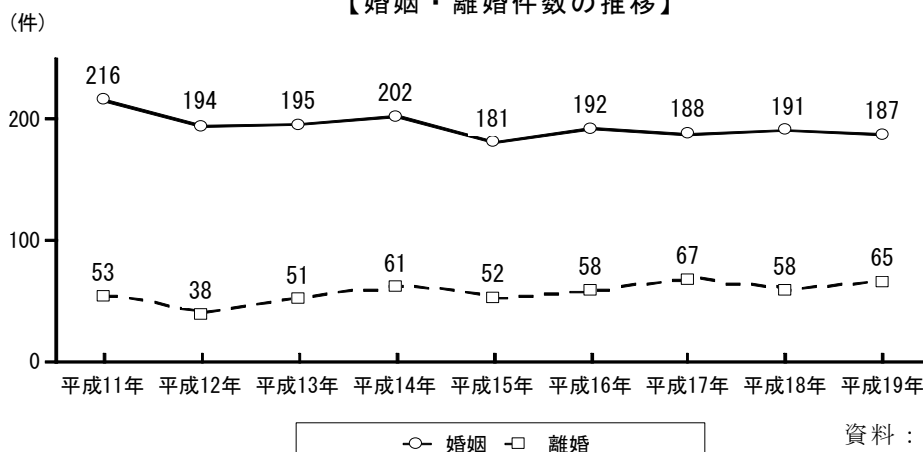
資料：人口動態統計

合計特殊出生率は人口動態統計より算出

(3) 婚姻の動向

本市の婚姻件数をみると、平成15年まで減少傾向が続いていましたが、近年は横ばい状態にあり、平成19年に187件となっています。一方、離婚件数は微増傾向にあり、平成19年には65件となっています。

【婚姻・離婚件数の推移】



資料：人口動態統計

20～30歳代の未婚率をみると、25歳以上で増加傾向が顕著にみられます。平成12年までは全国平均・県平均を下回る傾向にありましたが、平成17年調査ではおおむね全国平均・県平均並みとなり、男女ともに晩婚化が進んでいることがわかります。

【20～30歳代男女における未婚率の推移と県、全国との比較】（％）

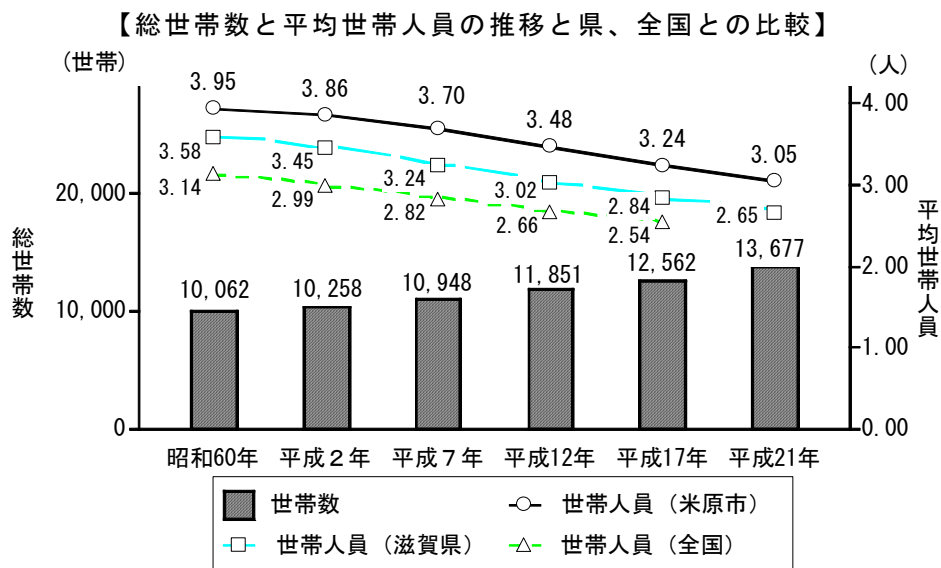
		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳	
		男	女	男	女	男	女	男	女
昭和60年	全国	92.1	81.4	60.4	30.6	28.1	10.4	14.2	6.6
	滋賀県	92.9	81.0	60.4	22.9	23.8	5.6	9.8	3.3
	山東町	98.4	85.0	66.8	23.3	25.5	4.0	8.8	1.1
	伊吹町	94.3	79.3	67.0	19.2	25.0	3.7	9.9	0
	米原町	90.6	82.6	62.8	26.2	24.2	7.3	9.4	2.3
	近江町	97.2	87.0	69.4	23.8	27.4	2.2	8.0	2.7
平成2年	全国	92.2	85.0	64.4	40.2	32.6	13.9	19.0	7.5
	滋賀県	92.9	85.3	62.8	32.1	27.2	8.1	14.1	4.0
	山東町	95.1	86.5	71.9	32.9	31.7	7.6	14.6	3.2
	伊吹町	95.7	85.4	61.6	29.6	34.6	6.0	10.8	2.9
	米原町	95.1	87.1	59.3	36.2	31.5	11.3	14.6	4.0
	近江町	93.0	88.4	69.2	31.4	25.7	5.2	15.1	1.2
平成7年	全国	92.6	86.4	66.9	48.0	37.3	19.7	22.6	10.0
	滋賀県	93.0	86.3	64.8	41.7	31.4	12.4	17.1	5.6
	山東町	92.0	86.9	67.4	46.6	34.5	10.7	16.9	5.6
	伊吹町	92.9	88.8	70.2	36.0	30.6	11.9	23.5	4.1
	米原町	91.0	82.2	62.4	39.0	27.0	10.5	20.3	7.0
	近江町	92.9	90.4	68.5	45.1	23.8	8.4	17.2	4.2
平成12年	全国	92.9	87.9	69.3	54.0	42.9	26.6	25.7	13.8
	滋賀県	93.3	87.7	66.7	48.8	37.3	19.2	19.8	8.2
	山東町	93.9	87.0	64.6	49.3	36.3	15.2	20.8	8.0
	伊吹町	96.9	91.3	74.7	54.8	36.4	13.5	19.1	7.2
	米原町	89.1	85.6	61.1	44.5	35.0	16.4	16.9	7.8
	近江町	96.5	92.5	63.7	45.2	33.1	13.4	14.2	5.0
平成17年	全国	93.4	88.7	71.4	59.0	47.1	32.0	30.0	18.4
	滋賀県	94.1	88.7	68.9	55.0	41.8	25.4	25.5	12.9
	米原市	93.5	88.2	70.7	54.2	40.4	24.4	21.4	9.6

資料：国勢調査

2 家族や地域の状況

(1) 世帯の推移

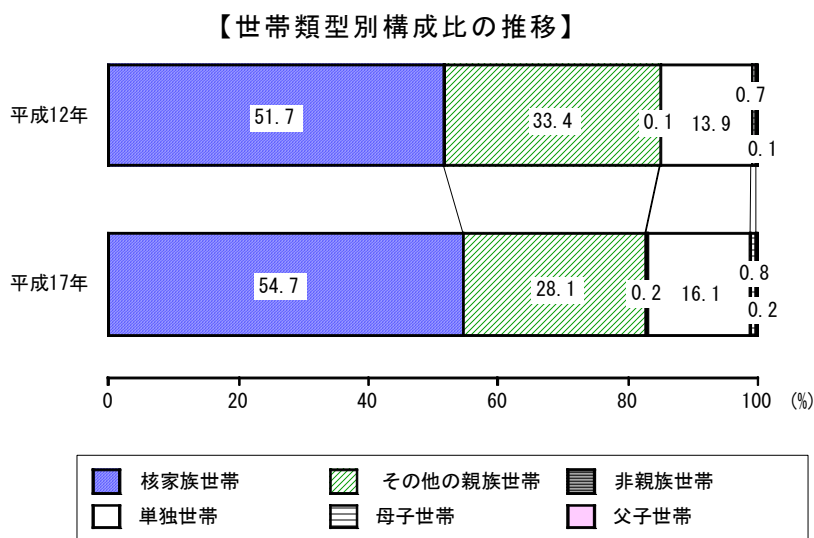
本市の総世帯数は増加傾向が続いており、平成21年で13,677世帯となっています。一方、1世帯当たりの平均人員は、全国、県よりも高い水準で推移していますが、昭和60年の3.95人から平成21年には3.05人まで減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。



資料：平成17年まで国勢調査

平成21年は、米原市が10月1日現在の住民基本台帳および外国人登録人口、滋賀県が9月1日現在の毎月人口推計調査

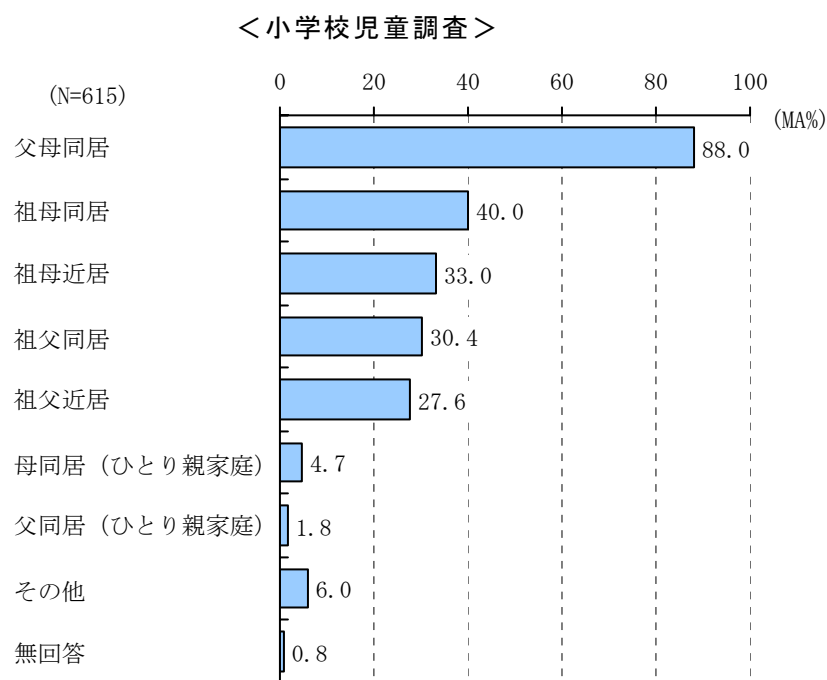
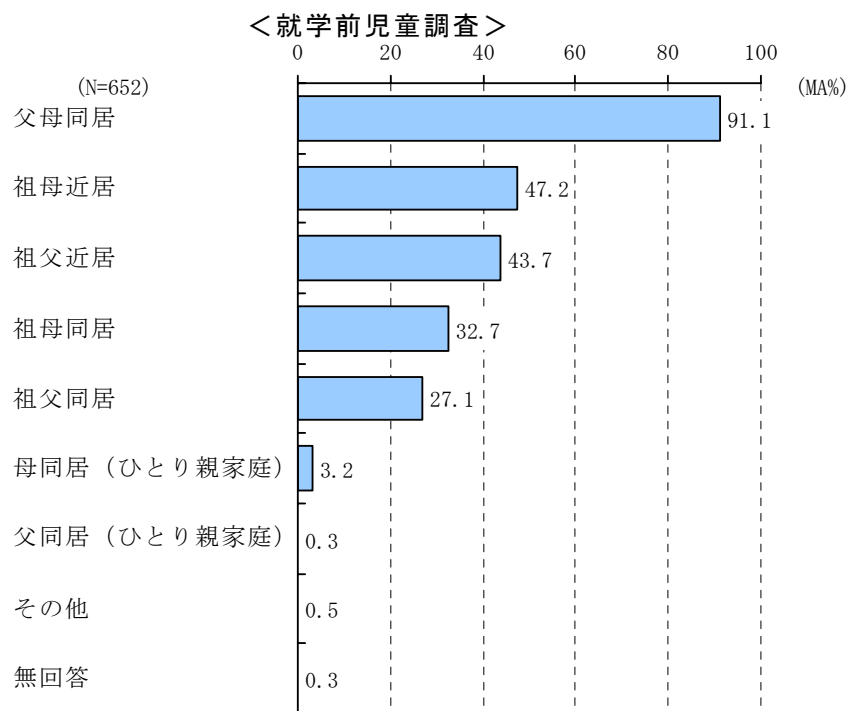
世帯類型別にみると、核家族世帯、単独世帯の増加が顕著になっています。



資料：国勢調査

本市が平成 20 年度に実施したアンケート調査から、子育て家庭の同居または近居¹している親族の状況をみると、就学前児童では祖母・祖父が同居より近居の割合が高くなっており、小学校児童では祖母・祖父が近居より同居の割合が高くなっています。

【同居・近居の親族の状況】



資料：米原市次世代育成支援に関する意向調査（平成 21 年 1 月）

¹ おおむね 30 分以内に行き来できる範囲

(2) 女性の就労の状況

本市の就業者数を産業別にみると、「製造業」、「卸売・小売業」、「サービス業（他に分類されないもの）」が多くなっており、全国と比較すると、製造業の割合が高くなっています。

また、女性は男性に比べて第3次産業に従事する人の割合が高く、66.6%（男性49.3%）となっています。

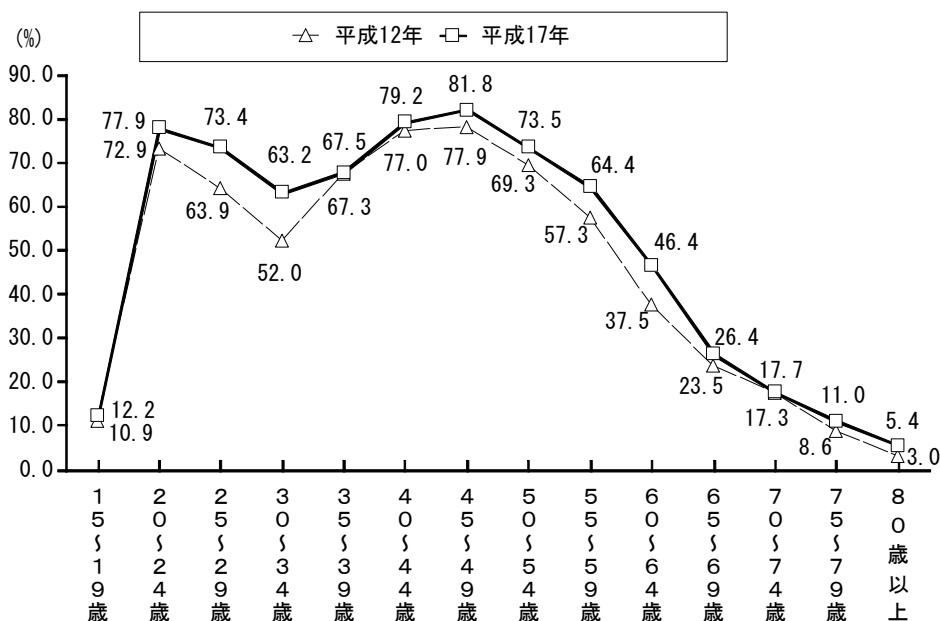
【産業別就業状況】

	米原市				滋賀県	全国
	男(人)	女(人)	計(人)	割合	割合	割合
総数	11,669	8,490	20,159	100.0%	100.0%	100.0%
農業	723	442	1,165	5.8%	3.5%	4.4%
林業	20	2	22	0.1%	0.1%	0.1%
漁業	6	6	12	0.1%	0.1%	0.4%
鉱業	28	3	31	0.2%	0.0%	0.0%
建設業	1,103	238	1,341	6.7%	7.4%	8.8%
製造業	3,878	2,045	5,923	29.4%	27.0%	17.3%
電気・ガス・熱供給・水道業	83	4	87	0.4%	0.4%	0.5%
情報通信業	151	29	180	0.9%	1.2%	2.6%
運輸業	993	195	1,188	5.9%	4.4%	5.1%
卸売・小売業	1,061	1,577	2,638	13.1%	15.8%	17.9%
金融・保険業	161	178	339	1.7%	2.1%	2.5%
不動産業	58	21	79	0.4%	0.9%	1.4%
飲食店、宿泊業	311	475	786	3.9%	4.3%	5.2%
医療、福祉	354	1,277	1,631	8.1%	8.3%	8.7%
教育、学習支援業	447	593	1,040	5.2%	4.7%	4.4%
複合サービス事業	223	126	349	1.7%	1.2%	1.1%
サービス業（他に分類されないもの）	1,324	954	2,278	11.3%	13.8%	14.3%
公務（他に分類されないもの）	592	228	820	4.1%	3.4%	3.4%
分類不能の産業	153	97	250	1.2%	1.4%	1.9%
第1次産業	749	450	1,199	5.9%	3.7%	4.8%
第2次産業	5,009	2,286	7,295	36.2%	34.4%	26.1%
第3次産業	5,758	5,657	11,415	56.6%	60.5%	67.2%

資料：平成17年国勢調査

5歳刻みの年齢別に女性の労働力率をみると、平成17年には平成12年と比べて20歳代から30歳代前半にかけて、減少傾向の顕著な改善がみられます。年代別では、20歳代で7割台となっていますが、30歳代では6割台となり出産・育児を機に一旦就労を中断する傾向がみられ、40歳代で8割に上昇するという、いわゆる「M字カーブ」が依然としてみられますが、カーブの曲線は平成12年に比べて緩やかなものとなっています。

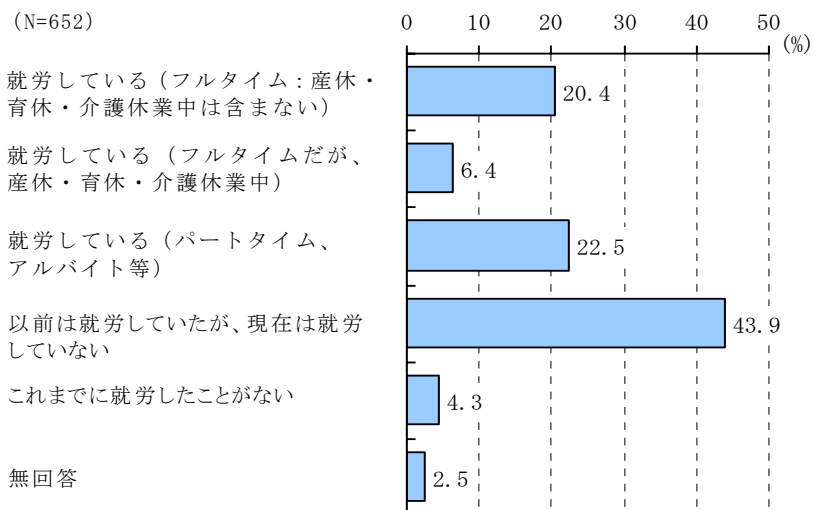
【女性の年齢5歳階級別労働力率（15歳以上）】



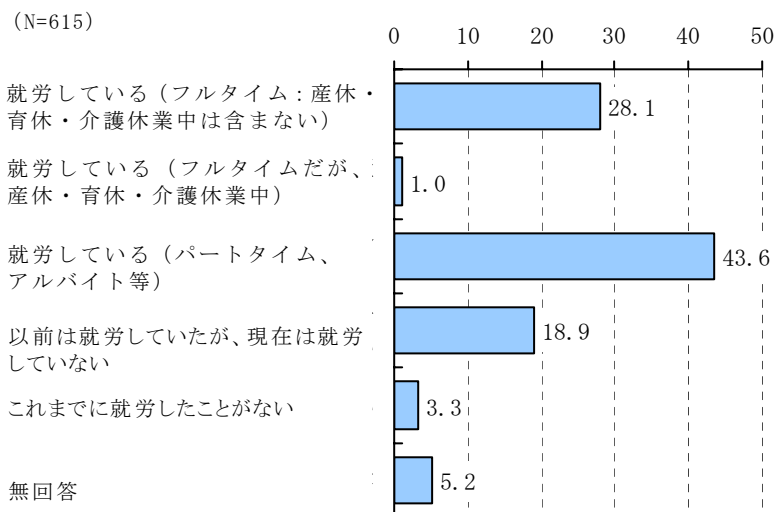
資料：国勢調査

アンケート調査によると、母親の就労割合（フルタイム、産休・育休・介護休業中、パートタイム等の合計）は、就学前児童調査で 49.3%、小学校児童調査では 72.7% となっています。

【就学前児童調査】



【小学校児童調査】



資料：米原市次世代育成支援に関する意向調査（平成 21 年 1 月）

3 行政サービスの状況

(1) 保育サービスの状況

① 保育所の状況

市内には、11か所の保育所があります。平成20年4月現在、保育所に入所している児童は、3歳未満が208人、3歳以上が541人の計749人です。市内保育所に708人が入所しているほか、他市町の施設へ41人が広域入所しています。

【保育の状況】

(人)

区 分	定員	入 所 児 童 数							入所率 (%)
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
山 東 地 域	300	306	6	22	51	67	75	85	—
長岡保育園	90	103	1	9	15	22	32	24	114.4
大原保育園	150	135	3	10	25	28	29	40	90.0
柏原保育園	60	68	2	3	11	17	14	21	113.3
伊 吹 地 域	45	42	1	8	6	10	7	10	—
いぶき保育園	45	42	1	8	6	10	7	10	93.3
米 原 地 域	340	223	4	17	37	52	58	55	—
米原中保育園	100	90	1	10	16	19	20	24	90.0
米原西保育園	60	9	0	2	2	3	1	0	15.0
息郷保育園	60	41	1	1	3	10	13	13	50.0
醒井保育園	75	55	2	2	11	14	12	14	73.3
米原保育園	45	29	0	2	5	6	12	4	64.4
近 江 地 域	140	137	2	22	16	23	37	37	—
近江にし保育園	70	81	1	11	9	13	24	23	115.7
近江ひがし保育園	70	56	1	11	7	10	13	14	80.0
広 域 入 所	—	41	0	6	10	7	7	11	—
計	805	749	13	75	120	159	184	198	—

(注) 1 平成20年4月現在

2 市外からの受入児童は含まない。

3 いぶき保育園=いぶき認定こども園長時部

(0歳児から5歳児までの保育に欠ける子ども、いわゆる保育園児が通園する。)

② 特別保育等の状況

下表は、保育所別に保育時間や入所の受け入れ月齢等をみたものです。平日の通常保育時間は8時または8時30分～16時または16時30分までです。延長保育は、長岡保育園、大原保育園、柏原保育園、醒井保育園の私立および公設民営の米原保育園が7時または7時30分～19時、公立保育所は7時30分～18時30分までとなっています。入所の受け入れ月齢は生後5～6か月がほとんどですが、米原保育園は生後4か月から、柏原保育園、醒井保育園は生後2か月からです。

【特別保育の状況】

区分	入所 月齢	保育時間			備考
		平日	土曜	日・祝日	
山東 地域	(私立) 長岡保育園	6か月	通常 8:00～16:00		
	(私立) 大原保育園	6か月	延長 7:30～19:00 (長岡保育園の延長 は7:00～19:00)	通常 8:00～12:00 延長 7:30～12:00 午後は随時	—
	(私立) 柏原保育園	2か月			
伊吹 地域	(公立) いぶき保育園 (認定こども園)	6か月	通常 8:30～16:30 延長 7:30～18:30	通常 8:30～11:30 延長 7:30～14:00	—
米原 地域	(公立)※ 米原中保育園	6か月			
	(公立) 米原西保育園	6か月	通常 8:30～16:30 延長 7:30～18:30	通常 8:30～11:30 延長 7:30～14:00	—
	(公立)※ 息郷保育園	6か月			
	(私立) 醒井保育園	2か月	通常 8:30～16:00 延長 7:00～19:00	通常 8:30～13:00 延長 7:00～19:00	8:30 ～17:00
	(公設民営) 米原保育園	4か月	通常 8:30～16:30 延長 7:30～19:00 (4～10月は20:00)	通常 8:30～11:30 延長 7:30～17:00	8:30 ～17:00
近江 地域	(公立) 近江にし保育園	6か月	通常 8:30～16:30 延長 7:30～18:30	通常 8:30～11:30 延長 7:30～14:00	—
	(公立) 近江ひがし保育園	6か月	通常 8:30～16:30 延長 7:30～18:30	通常 8:30～11:30 延長 7:30～14:00	—

ア) 延長保育

延長保育の利用は、近年 200 人程度の利用があり、平成 20 年度の月平均利用園児数は 200 人となっています。これは入所園児数全体の 26.7%です。

【延長保育の状況】 (人)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
実施か所数(か所)	9	5	5	5	5
山東地域	3	3	3	3	3
伊吹地域	1	0	0	0	0
米原地域	5	2	2	2	2
近江地域	0	0	0	0	0
平均利用園児数(人/月)	339	217	216	218	200
山東地域	168	159	188	188	169
伊吹地域	34	0	0	0	0
米原地域	137	58	28	30	31
近江地域	0	0	0	0	0

(注) 平成 17 年度から延長保育は基準変更により 11 時間以上保育をさす。

イ) 乳児保育

すべての保育所で乳児保育を実施していますが、平成 20 年度の利用は 29 人でした。

【乳児保育の状況】 (人)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
実施か所数(か所)	11	11	11	11	11
山東地域	3	3	3	3	3
伊吹地域	1	1	1	1	1
米原地域	5	5	5	5	5
近江地域	2	2	2	2	2
延べ利用乳児数(人)	20	31	38	41	29
山東地域	5	9	17	10	9
伊吹地域	1	2	0	3	1
米原地域	10	13	15	13	13
近江地域	4	7	6	15	6

(注) 乳児保育は 0 歳児を対象とする。

ウ) 一時保育

一時保育の利用は、増加傾向にあります。平成 20 年度は市内 6 か所で実施し、延べ 493 人の利用がありました。

【一時保育の状況】 (人)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
実施か所数(か所)	6	5	5	6	6
山東地域	3	3	3	3	3
伊吹地域	1	1	1	1	1
米原地域	2	1	1	2	2
近江地域	0	0	0	0	0
延べ利用園児数(人)	411	192	359	408	493
山東地域	39	146	166	243	313
伊吹地域	58	12	43	49	62
米原地域	314	34	150	116	118
近江地域	-	-	-	-	-

エ) 休日保育

休日保育を実施しているのは米原地区の 1 か所の保育所のみで、近年利用の多かった平成 19 年度は延べ 132 人の利用がありました。仮に年間 70 日の休日とすれば、休日 1 日当たりの利用は 2 人になります。

【休日保育の状況】 (人)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
実施か所数(か所)	2	2	1	1	1
山東地域	0	0	0	0	0
伊吹地域	0	0	0	0	0
米原地域	2	2	1	1	1
近江地域	0	0	0	0	0
延べ利用園児数(人)	257	19	15	132	95
山東地域	-	-	-	-	-
伊吹地域	-	-	-	-	-
米原地域	257	19	15	132	95
近江地域	-	-	-	-	-

③ 幼稚園の状況

平成 21 年 5 月現在、市内の幼稚園 5 か所に 519 人が通園しています。年齢別では、3 歳が 153 人、4 歳が 174 人、5 歳が 192 人となっています。

【幼稚園の状況】

(人)

区 分	定 員	児 童 数							
		3 歳		4 歳		5 歳		計	
		人数	組	人数	組	人数	組	人数	組
山 東 地 域	245	39	2	45	2	34	2	118	6
山 東 幼 稚 園	245	39	2	45	2	34	2	118	6
伊 吹 地 域	180	31	2	44	2	35	2	110	6
いぶき幼稚園（認定こども園）	180	31	2	44	2	35	2	110	6
いぶき保育園（認定こども園）	(45)	(8)		(10)		(9)		(27)	
米 原 地 域	210	33	2	26	2	40	3	99	7
醒 井 幼 稚 園	70	4	※0	7	※1	7	1	18	2
米 原 幼 稚 園	140	29	2	19	1	33	2	81	5
近 江 地 域	240	50	2	59	2	83	3	192	7
ふ た ば 幼 稚 園	240	50	2	59	2	83	3	192	7
計	875	153	8	174	8	192	10	519	26

(注) 平成 21 年 5 月 1 日現在、※3、4 歳児複式学級

いぶき保育園(認定こども園)は参考に掲げる。米原幼稚園中分園は休園中

参考【保育所の状況（平成 21 年 5 月現在）】

(人)

区 分	定 員	入所児童数							入所率 (%)
		計	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	
山 東 地 域	280	275	10	18	33	71	70	73	-
長 岡 保 育 園	90	92	5	5	11	18	21	32	102.2
大 原 保 育 園	130	116	1	10	15	32	31	27	89.2
柏 原 保 育 園	60	67	4	3	7	21	18	14	111.6
伊 吹 地 域	45	37	1	5	4	8	10	9	-
いぶき保育園（認定こども園）	45	37	1	5	4	8	10	9	82.2
米 原 地 域	340	219	5	20	32	46	57	59	-
米 原 中 保 育 園	100	78	0	8	11	17	20	22	78.0
米 原 西 保 育 園	60	14	0	4	5	2	3	0	23.3
息 郷 保 育 園	60	41	1	1	4	6	15	14	68.3
醒 井 保 育 園	75	53	3	6	4	15	13	12	70.6
米 原 保 育 園	45	33	1	1	8	6	6	11	73.3
近 江 地 域	140	130	3	16	26	24	28	33	-
近 江 に し 保 育 園	70	77	0	7	13	11	19	27	110.0
近 江 ひ が し 保 育 園	70	53	3	9	13	13	9	6	75.7
広 域 入 所	-	42	3	4	7	16	6	6	-
計	805	703	22	63	102	165	171	180	-

(注) 市外からの受け入れ児童は含まない。

【保育所・幼稚園の利用状況】

(人、%)

区分	総数 a	保育所		幼稚園		合計	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
		b	$b \div a$	c	$c \div a$	b + c	$(b + c) \div a$
0 歳	326	22	6.7	-	-	22	6.7
山東地域	92	10	10.9	-	-	10	10.9
伊吹地域	31	1	3.2	-	-	1	3.2
米原地域	95	5	5.3	-	-	5	5.3
近江地域	108	3	2.8	-	-	3	2.8
広域入所	-	3	-	-	-	3	-
1 歳	311	63	20.3	-	-	63	20.3
山東地域	81	18	22.2	-	-	18	22.2
伊吹地域	47	5	10.6	-	-	5	10.6
米原地域	78	20	25.6	-	-	20	25.6
近江地域	105	16	15.2	-	-	16	15.2
広域入所	-	4	-	-	-	4	-
2 歳	338	102	30.2	-	-	102	30.2
山東地域	98	33	33.7	-	-	33	33.7
伊吹地域	45	4	8.9	-	-	4	8.9
米原地域	81	32	39.5	-	-	32	39.5
近江地域	114	26	22.8	-	-	26	22.8
広域入所	-	7	-	-	-	7	-
3 歳	355	165	46.5	153	43.1	318	89.6
山東地域	122	71	58.2	39	32.0	110	90.2
伊吹地域	42	8	19.0	31	73.8	39	92.9
米原地域	82	46	56.1	33	40.2	79	96.3
近江地域	109	24	22.0	50	45.9	74	67.9
広域入所	-	16	-	-	-	16	-
4 歳	349	171	49.0	174	49.9	345	98.9
山東地域	118	70	59.3	45	38.1	115	97.5
伊吹地域	55	10	18.2	44	80.0	54	98.2
米原地域	81	57	70.4	26	32.1	83	102.5
近江地域	95	28	29.5	59	62.1	87	91.6
広域入所	-	6	-	-	-	6	-
5 歳	377	180	47.7	192	50.9	372	98.7
山東地域	104	73	70.2	34	32.7	107	102.9
伊吹地域	50	9	18.0	35	70.0	44	88.0
米原地域	92	59	64.1	40	43.5	99	107.6
近江地域	131	33	25.2	83	63.4	116	88.5
広域入所	-	6	-	-	-	6	-
計	2,056	703	34.2	519	25.2	1,222	59.4
山東地域	615	275	44.7	118	19.2	393	63.9
伊吹地域	270	37	13.7	110	40.7	147	54.4
米原地域	509	219	43.0	99	19.4	318	62.5
近江地域	662	130	19.6	192	29.0	322	48.6
広域入所	-	42	-	-	-	42	-

(注) 1 総数は平成 21 年 4 月 1 日現在の年齢別人口 (外国人を含む。)

2 保育所、幼稚園は同年 5 月 1 日現在

3 市外からの受入児童は含まない。

4 4 月 1 日と 5 月 1 日の人口差のため、割合が 100%を超えるところがある。

5 保育所の人数は、各所在地域の保育所の通園者数としている。

6 保育所への通園区域は定めていない。

(2) 小学校の状況

市内には小学校が12校あり、平成21年5月1日現在、2,579人の小学校児童が通学しています。小学校の規模は、400人を上回る小学校もあれば10人を下回る小学校もあります。児童数の推移をみると、減少が続いており、平成17年と比較すると平成21年は104人の減少となっています。

【小学校の状況】

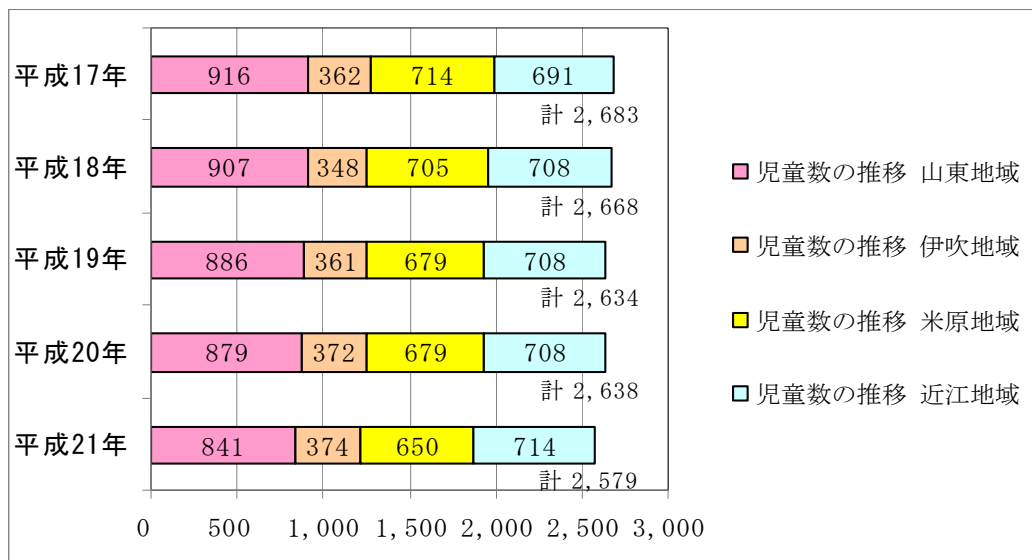
(人)

区 分	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	特別支援学級	合 計
山 東 地 域	127	145	146	126	136	148	13	841
柏原小学校	27	31	32	26	26	33	3	178
山東東小学校	15	10	6	12	12	15	0	70
山東西小学校	16	22	21	22	22	20	1	124
大原小学校	69	82	87	66	76	80	9	469
伊 吹 地 域	60	52	70	59	62	66	5	374
東草野小学校	0	0	1	4	0	4	0	9
伊吹小学校	18	16	21	16	16	20	3	110
春照小学校	42	36	48	39	46	42	2	255
米 原 地 域	94	115	100	92	122	116	11	650
米原小学校	58	71	71	64	74	71	9	418
息郷小学校	13	22	9	14	21	21	0	100
醒井小学校	23	22	20	14	27	24	2	132
近 江 地 域	120	117	121	127	103	113	13	714
息長小学校	43	42	40	46	39	34	8	252
坂田小学校	77	75	81	81	64	79	5	462
計	401	429	437	404	423	443	42	2,579

(注)平成21年5月1日現在、東草野小学校甲津原分校は休校中

【地区別小学校児童数の推移】

(人)



(3) 放課後児童クラブの状況

昼間就労等で家庭に保護者のいない小学校児童を預かる放課後児童クラブは、平成 21 年現在 9 か所設置しています。

【放課後児童クラブの推移】

(人)

区 分	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
山 東 地 域	23	44	80	98	138	157
大原児童クラブ	19	27	53	62	86	98
山東児童クラブ	3	7	11	14	28	28
柏原児童クラブ	1	10	16	22	24	31
米 原 地 域	35	33	35	41	58	66
まいはらっ子クラブ	35	33	35	41	53	61
息郷児童クラブ	-	-	-	-	5	5
近 江 地 域	25	34	49	72	93	102
近江げんきッズ坂田	25	30	43	65	49	49
近江げんきッズ息長	-	4	6	7	16	16
お家笑里クラブ	-	-	-	-	28	37
伊 吹 地 域	-	-	9	27	41	38
春照児童クラブ	-	-	3	18	32	38
伊吹児童クラブ	-	-	6	9	9	
合 計	83	111	173	238	330	363

(注) 各年4月1日現在

平成 21 年度から、春照児童クラブ、伊吹児童クラブを統合し、いぶきっ子クラブを設置

平成 21 年の登録児童数は 6 学年合わせて 363 人となっています。学年別では 1 年生の登録児童数が最も多く、おおむね毎年 100 人を超えています。

【放課後児童クラブ学年別登録者数】

(人)

区 分	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
山 東 地 域	40	48	36	17	12	4	157
大原児童クラブ	23	28	28	11	7	1	98
山東児童クラブ	5	12	3	4	2	2	28
柏原児童クラブ	12	8	5	2	3	1	31
米 原 地 域	19	21	19	7	0	0	66
まいはらっ子クラブ	17	19	18	7	0	0	61
息郷児童クラブ	2	2	1	0	0	0	5
近 江 地 域	37	24	23	8	3	7	102
近江げんきッズ坂田	32	17	-	-	-	-	49
近江げんきッズ息長	5	7	3	1	0	0	16
お家笑里クラブ	-	-	20	7	3	7	37
伊 吹 地 域	9	8	10	7	4	0	38
いぶきっ子クラブ	9	8	10	7	4	0	38
合 計	105	101	88	39	19	11	363

(注) 平成 21 年 4 月 1 日現在

(4) 中学校の状況

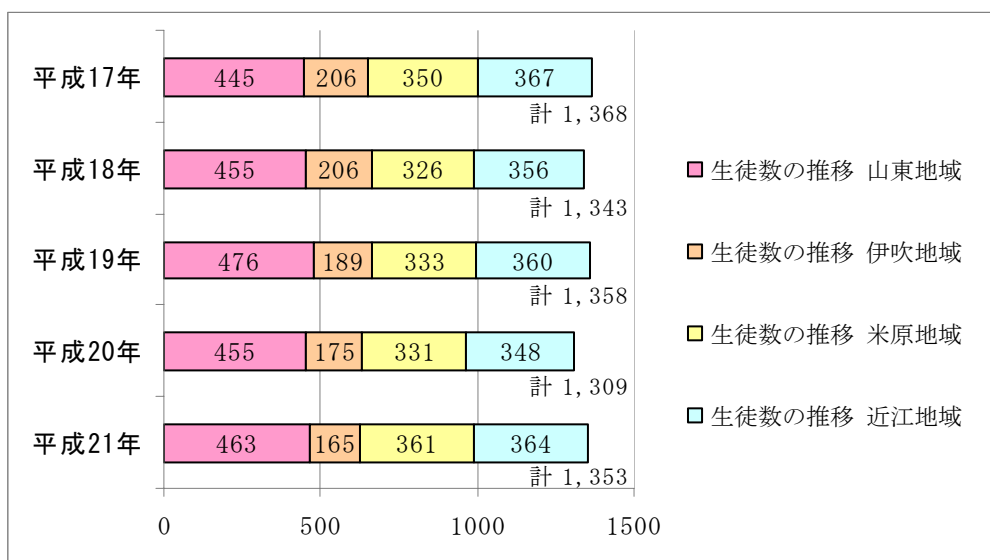
市内には7中学校があり、平成21年5月1日現在、1,353人が通学しています。
生徒数の推移をみると、年々減少傾向にあり、平成17年と比較すると、平成21年は15人の減少となっています。

【中学校の状況】 (人)

区 分	1年生	2年生	3年生	特別支援学級	合 計
山 東 地 域	150	147	157	9	463
柏 原 中 学 校	39	31	34	3	107
大 東 中 学 校	111	116	123	6	356
伊 吹 地 域	61	43	60	1	165
東 草 野 中 学 校	2	1	5	0	8
伊 吹 山 中 学 校	59	42	55	1	157
米 原 地 域	123	107	127	4	361
米 原 中 学 校	74	61	83	4	222
河 南 中 学 校	49	46	44	0	139
近 江 地 域	121	127	114	2	364
双 葉 中 学 校	121	127	114	2	364
計	455	424	458	16	1,353

(注) 平成21年5月1日現在、東草野中学校甲津原分校は休校中

【地区別中学校生徒数の推移】 (人)



ア) スクールカウンセラー

不登校等児童生徒や問題行動等に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーが、原則としてすべての公立中学校に配置され、教員の資質向上と児童生徒の諸課題の解決にあたっています。スクールカウンセラーは臨床心理士等の中から県教育委員会が選考し、非常勤講師として市町教育委員会に派遣されるものです。

【スクールカウンセラーの配置状況】

学 校 名	配置方式、勤務形態	人数（人）
柏原中学校	年間 102時間 配置	1
大東中学校	年間 132時間 配置	1
東草野中学校	年間 36時間 配置	1
伊吹山中学校	年間 102時間 配置	1
米原中学校	年間 102時間 配置	1
河南中学校	年間 102時間 配置	1
双葉中学校	年間 132時間 配置	1

注) 平成 21 年 11 月現在

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリングにより、子どもの理解や保護者の心の安定に変化が見られた。 ・専門的な立場からアドバイスしてもらえ、専門機関と連携することができた。 ・カウンセラーが役割分担しながら相談活動にあたってもらえた。 ・専門的なアドバイスにより教職員が安心感とゆとりをもって生徒や保護者に対応できた。 ・保護者対象の研修会の講師をしてもらい、不登校等児童生徒や問題行動に対して啓発ができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校から課題を抱えている生徒が多いが、小中の連携が十分ではなかった。 ・勤務時間の都合上、事後相談が多く、その場その場での適切なアドバイスがもらえなかった。 ・事前の打ち合わせ時間などの確保が必要だった。

(5) 不登校児童・生徒数

年間 30 日以上の長期欠席者のうち「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくともできない状態にある者」を不登校といいます。滋賀県は小学生も中学生も全国より高い率で推移しています。平成 21 年度の本市の不登校児童・生徒数は、小学校が 28 人（1.09%）、中学校が 44 人（3.25%）でした。本市の不登校児童・生徒の割合は全国と比較（平成 19 年度）すると、小学生は高く、中学生は低くなっています。

【不登校児童・生徒数の推移（30 日以上欠席、公立学校）】

区 分		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
合 計	小学校(人)	23	39	34	35	35	28
	比率(%)	0.84	1.45	1.27	1.32	1.33	1.09
	中学校(人)	31	37	40	38	46	44
	比率(%)	2.26	2.70	2.98	2.80	3.51	3.25
山東地域	小学校(人)	1	10	8	17	18	13
	比率(%)	0.11	1.09	0.88	1.92	2.05	1.55
	中学校(人)	9	9	10	12	9	12
	比率(%)	2.10	2.02	2.20	2.52	1.98	2.59
伊吹地域	小学校(人)	2	2	3	1	5	5
	比率(%)	0.56	0.55	0.86	0.23	1.34	1.34
	中学校(人)	0	1	0	2	8	6
	比率(%)	0	0.49	0	1.06	4.57	3.64
米原地域	小学校(人)	8	13	8	10	6	7
	比率(%)	1.13	1.82	1.13	1.47	0.88	1.08
	中学校(人)	18	19	18	10	14	10
	比率(%)	4.75	5.43	5.52	3.00	4.23	2.78
近江地域	小学校(人)	12	14	15	7	6	3
	比率(%)	1.67	2.03	2.12	0.97	0.85	0.42
	中学校(人)	4	8	12	14	15	16
	比率(%)	1.14	2.18	3.34	3.89	4.31	4.40
滋 賀 県	小学校(%)	0.58	1.14	1.17	1.26	1.27	-
	中学校(%)	3.18	4.00	4.11	4.14	4.38	-
全 国	小学校(%)	0.33	0.82	0.85	0.84	-	-
	中学校(%)	2.88	3.55	3.76	3.84	-	-

資料：「学校基本調査」

(6) 相談事業

県の子ども家庭相談センターに寄せられた相談についてみると、本市の相談件数は毎年 80～110 件前後となっています。虐待などの「養護相談」や「不登校相談」などが増加傾向にあります。

【子ども家庭相談センターにおける内容別相談件数の推移】 (件)

区 分		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
養 護 相 談		16	71	80	71	94
(虐 待)		(9)	(57)	(26)	(37)	(40)
保 健 相 談		0	0	0	0	0
障 が い 相 談	肢 体 不 自 由 相 談	0	0	0	0	0
	視 聴 覚 障 が い 相 談	1	0	0	0	0
	言 語 発 達 障 が い 等 相 談	8	0	4	2	2
	重 度 心 身 障 が い 相 談	4	0	0	0	0
	知 的 障 が い 相 談	42	1	0	0	0
	自 閉 症 相 談	0	2	4	1	2
非 行 相 談	ぐ 犯 行 為 相 談	0	0	2	0	0
	触 法 行 為 等 相 談	1	0	0	0	0
育 成 相 談	性 格 行 動 相 談	6	5	2	2	5
	不 登 校 相 談	5	7	12	9	12
	適 性 相 談	0	1	0	0	0
	し つ け 相 談	1	24	0	0	0
そ の 他 の 相 談		0	3	0	0	0
計		84	114	104	85	115

① 子ども家庭サポートセンター

本市では、児童の成長、少年および若者の自立に関する相談ならびに支援活動等を総合的かつ効果的に行い、地域全体で子育て家庭を支え、次世代を育成するネットワークの拠点として、また子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の事務局として、子ども家庭サポートセンターを設置しています。

【要保護種類別件数の推移】

（実人数：人）

	種別計	相談区分			再掲	
		虐待	養護相談	その他	新規	終結（転出）
平成 18 年度	42	24	18	-	-	-
平成 19 年度	85	37	39	9	30	8
平成 20 年度	124	40	63	21	45	7

② ひとり親家庭等への支援

・母子自立支援員の配置

ひとり親家庭等の相談窓口では、子育てのほか生活全般に関する相談支援、精神的支援、就労支援、各種制度に関する情報提供などを行っています。また、自助グループの養成・指導も行っています。

・就業支援

母子家庭自立支援教育訓練給付金事業や母子家庭高等技能訓練促進費等事業を行い、母子家庭の母親の就業を支援しています。また、県やハローワークで実施している事業の相談窓口として個々の希望に沿うように紹介しています。

・児童扶養手当

父母の離婚等により父親と生計をともにしていない児童の母親または母親にかわってその児童を扶養している方、あるいは父が身体などに重度の障がいがある児童の母に対して支給しています。前年の所得の状況等により支給制限があります。

【児童扶養手当受給者の状況】

	全部支給者（人）	一部支給者（人）	支給停止者（人）	計
平成 18 年度	91	68	33	192
平成 19 年度	80	91	34	205
平成 20 年度	85	94	32	211

（注）各年度、3月末の状況

(7)母子保健サービス等

① 訪問指導

新生児、健康診査結果等でフォローが必要な乳幼児、子どもとの接し方など育児不安のある母親などを対象として、保健師等が訪問指導を実施しています。

【訪問指導の状況】

区 分		産 婦	新生児	未熟児	乳 児	幼 児	計	妊 婦
平成15年度	実人数（人）	191	182	11	38	70	492	-
	延べ訪問回数（回）	191	185	12	50	109	547	-
平成16年度	実人数（人）	194	191	15	13	97	510	-
	延べ訪問回数（回）	194	191	15	14	125	539	-
平成17年度	実人数（人）	202	202	9	9	60	491	-
	延べ訪問回数（回）	202	202	9	12	85	519	-
平成18年度	実人数（人）	184	184	0	7	56	431	1
	延べ訪問回数（回）	184	184	0	11	65	444	1
平成19年度	実人数（人）	211	20	22	177	74	504	0
	延べ訪問回数（回）	211	20	32	209	111	584	0
平成20年度	実人数（人）	251	245	6	14	46	562	4
	延べ訪問回数（回）	251	245	10	36	46	588	4

② 妊婦一般健康診査

妊婦一般健康診査は、医療機関に委託して実施しています。平成20年度、平成21年度と受診回数を充実させ、現在は受診票により一人につき14回まで公費で受診できます。

【妊婦一般健康診査の状況】

区 分	受 診 票 (人)	受 診 (人)
平成15年度	386	569
平成16年度	351	619
平成17年度	348	547
平成18年度	313	569
平成19年度	350	666
平成20年度	340	2,285

(注) 受診票配布枚数：H15～H18, 2枚／人

H19、2枚／人（他に健診費用の助成3回）

H20、10枚／人（2,500円券×10枚）

H21、14回／人（受診票）

③ 乳幼児健康診査

本市では、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳6か月児に対して、乳幼児健康診査を実施しています。また、1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児を対象に歯科健康診査を行っています。

【幼児健康診査の状況】

区 分	1歳6か月児健康検査			3歳6か月児健康検査		
	対象 幼児	受診 幼児	受診 率	対象 幼児	受診 幼児	受診 率
	(人)	(人)	(%)	(人)	(人)	(%)
平成15年度	393	358	91.1	409	377	82.4
平成16年度	372	327	87.9	442	377	85.3
平成17年度	323	299	92.6	390	307	78.7
平成18年度	322	286	88.8	386	327	84.7
平成19年度	350	320	91.4	371	319	86.0
平成20年度	320	287	89.7	342	304	88.9

区 分	1歳6か月児歯科健康検査					3歳6か月児歯科健康検査				
	対 象 幼 児	受 診 幼 児	受 診 率	う 歯 の あ る 幼 児	一 人 当 た り う 歯 数	対 象 幼 児	受 診 幼 児	受 診 率	う 歯 の あ る 幼 児	一 人 当 た り う 歯 数
	(人)	(人)	(%)	(人)	(本)	(人)	(人)	(%)	(人)	(本)
平成15年度	393	354	90.1	6	0.07	409	315	77.0	108	1.44
平成16年度	372	339	91.1	3	0.05	442	360	81.4	109	1.41
平成17年度	323	294	91.0	2	0.01	390	308	79.0	117	1.47
平成18年度	322	283	87.9	5	0.08	386	322	83.4	95	0.94
平成19年度	350	320	91.4	10	0.09	371	318	85.7	100	1.08
平成20年度	320	283	88.4	4	0.04	342	302	88.3	85	1.19

④ 予防接種の状況

予防接種については、予防接種の意識付けを行い、接種率向上に努めています。

【予防接種の状況】

(人)

種 別	対 象 者	実施方法	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
ポリオ（急性灰白髄炎）	3～90 か月児	集団	682	560	605	664
三種混合（ジフテリア、百日咳、破傷風）	I 期初回： 3～90 か月児	個別	989	1129	1021	1002
	I 期追加：追加終了後 12 ～18 か月経過した児	個別	304	298	305	366
二種混合（ジフテリア、破傷風）	Ⅱ期：小学 6 年生	個別	410	429	394	413
麻疹（はしか）	12～90 か月児	個別	395	0	2	1
風しん	12～90 か月児	個別	577	3	0	1
日本脳炎	基礎免疫： 6～90 ヶ月児	個別	66	5	0	0
	追加免疫： 小学 4 年生	集団	0	0	0	0
	追加免疫： 中学 3 年生	集団	—	—	—	—
B C G	3～48 か月児	集団	326	312	316	319
MR（麻疹、風しん）	1～2 歳児	個別	—	351	321	310
	5 歳児	個別	—	331	370	386
	中学 1 年生	個別	—	—	—	409
	高校 3 年生	個別	—	—	—	412

⑤ 各種教室、相談

ア) 発達相談

発達相談は、育児相談や健診でフォローが必要とされた子どもとその親を対象に、発達相談を行っており、実施回数は年々増加しています。最近では広汎性発達障害の疑いに分類される子どもの割合が多くなっています。

【発達相談件数の年次推移】

区分 年度	実人数	延べ相談 回数	相談結果の内訳（実人数）							
			精神遅滞	境界域精 神遅滞	広汎性発 達障害	ことばの 遅れ	注意欠陥/多 動性障害	その他	心因性の 問題	児の問題 なし
平成 14 年度	32	38	11	14	3	1	0	2	0	1
平成 15 年度	32	40	6	7	8	8	0	2	0	1
平成 16 年度	64	90	25	8	24	1	2	3	1	0
平成 17 年度	45	64	15	4	20	0	1	2	0	3
平成 18 年度	76	93	28	2	32	6	3	3	0	2
平成 19 年度	85	115	24	2	36	3	6	4	0	10
平成 20 年度	95	137	21	15	26	14	8	9	1	1

イ) 親子教室

親子教室は、健診や発達相談でフォローが必要とされる子どもとその親を対象に、遊びを通したさまざまな経験や親子のかかわりの機会を持つなかで、将来子どもが自立した生活を送れる能力を身につけるための基盤づくりを行います。

【親子教室の実施状況】

区分 年度	グループ	実施回数	参加者数(延べ)	参加者数(実数)
平成 16 年度	5	109	1,122	—
平成 17 年度	4	87	1,759	—
平成 18 年度	3	64	554	45
平成 19 年度	2	46	328	33
平成 20 年度	1	23	410	19

(注) 平成 18 年度までは育児不安等、親に起因するものも対象としている。

平成 19 年度以降は、子どもに対して支援を必要と認めたものを対象としている。

育児不安等の親への支援については、子育て支援事業において対応している。

⑥ 児童デイサービス事業「こども療育センター(ひまわり教室)」

本市では、主として就学前の障がいのある児童を対象として、日常生活における基本動作の向上や集団生活への適応訓練等の指導を行う児童デイサービス事業（ひまわり教室）を開設しています。平成20年度は49人が教室に通園しています。

【こども療育センター（ひまわり教室）の状況】

(人)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利用実人員	42	40	42	52	45	49
山 東 地 域	17	7	-	-	-	-
伊 吹 地 域	2	15	-	-	-	-
米 原 地 域	9	11	-	-	-	-
近 江 地 域	14	7	-	-	-	-
利用延べ人数	1,578	1,521	1,669	1,961	1,584	1,666
山 東 地 域	592	557	-	-	-	-
伊 吹 地 域	92	220	-	-	-	-
米 原 地 域	277	232	-	-	-	-
近 江 地 域	617	512	-	-	-	-
実 施 場 所	米原市こども療育センター（ひまわり教室）（週1～2回の療育）					
ス タ ッ プ 等	園長、心理判定員（2人）、指導員（7人）					

(8) その他子育て支援の状況

その他子育て支援事業として、電話による子育て相談(すくすくホットライン)、親子で自由に遊べる子育てサロンの開設、子育てに関する知識や情報提供の場として子育て講演会などを実施しています。

【育児相談等利用状況】

年度	人数		すくすくホットライン (件)
	育児相談(参加延べ人数)		
	伊吹会場	近江会場	
平成17年度	-	47	-
平成18年度	91	124	41
平成19年度	125	206	49
平成20年度	199	391	85

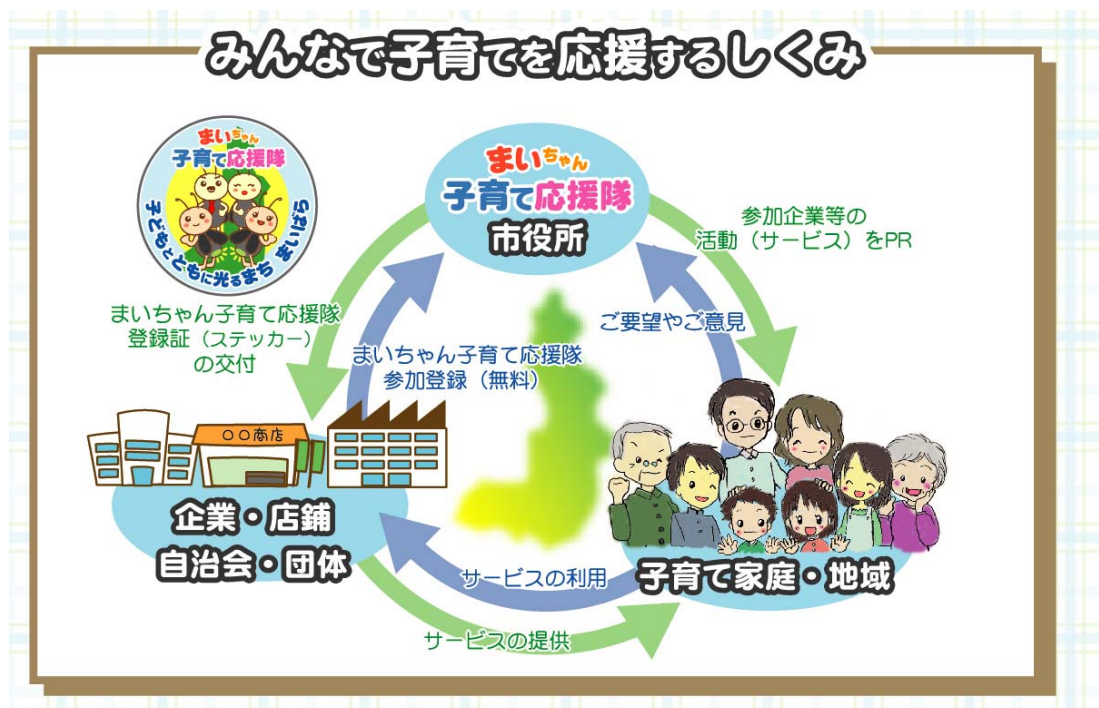
(注) 平成18年度は、離乳食教室分を含む。

○ まいちゃん子育て応援隊

子育てしやすい環境づくりは、社会全体で取り組むことが大切という思いから、子どもと子育てを地域ぐるみで支援することをめざして、本市では「まいちゃん子育て応援隊」を設置しています。子育て家庭・地域、企業・店舗・自治会・団体と行政が連携協力して、子どもの育ちと子育てを応援する仕組みを構築しています。現在では 141 団体が登録しています。

【取組の事例】

1	自社の従業員の方が今よりも、子育ても仕事もしやすい職場環境をつくります。	
2	企業や店舗等の独自のアイデアと行動で子育て支援“SOS サービス”を提供します。	
3	“S” スペシャルサービス	子育て家庭を対象とした料金割引や特典サービスの提供
4	“O” オープンサービス	子育て応援サービスとして学校や地域行事等の活動を支援
5	“S” スマイルサービス	子育て家庭が外出しやすい環境や利用しやすい設備などの設置
6	子育て家庭のサポートとして、地域で子どもを見守る活動や子育て環境づくりに取り組みます。	



4 子育て経費の軽減

(1) 子ども手当の支給

児童養育家庭の生活の安定に寄与し、次代を担う児童の健全育成および資質の向上に資することを目的として、児童を扶養している家庭に児童手当を支給しています。

平成 22 年 4 月からは、中学校修了までの児童・生徒を対象に、子ども手当を支給します。支給額は、所得の多寡や扶養している子どもの数に関わらず、子ども 1 人あたり月額 13,000 円です。

【児童手当の受給者状況】

(人)

年度	区分		受給者数	支給対象児童数			
				第 1 子	第 2 子	第 3 子以降	計
平成 18 年度	児童 手当	被用者	618	289	275	121	685
		非被用者	146	67	58	31	156
	特例給付		8	4	3	1	8
	付則第 7 条給付	被用者	1,604	1,225	1,025	361	2,611
		非被用者	416	327	228	98	653
付則第 8 条給付		71	47	51	17	115	
平成 19 年度	児童 手当	被用者	566	310	285	108	703
		非被用者	125	63	49	21	133
	特例給付		13	9	6	1	16
	付則第 7 条給付	被用者	1,603	1,218	1,028	348	2,594
		非被用者	386	295	223	100	618
付則第 8 条給付		80	44	56	22	122	
平成 20 年度	児童 手当	被用者	631	327	281	89	697
		非被用者	126	65	41	33	139
	特例給付		14	8	5	3	16
	付則第 7 条給付	被用者	1,577	1,198	1,010	332	2,540
		非被用者	392	290	237	95	622
付則第 8 条給付		79	47	60	18	125	

(注) 付則第 7 条、第 8 条給付：3 歳以上児から小学校修了前

(2) 乳幼児医療費の助成

本市では、0歳から就学前までの入院、通院にかかる医療費を無料化、また小・中学生の入院医療費の無料化を実施しています。

【福祉医療費助成】

年度	件数（レセプト）	助成額（円）
平成19年度	31,640	70,539,806
平成20年度	30,082	53,251,003

【市単独医療費助成】

区分・年度		件数（レセプト）	助成額（円）
乳幼児就学前※1	平成19年度	28,459	19,767,526
	平成20年度	25,695	16,668,013
小・中学生入院※2	平成19年度	91	4,879,794
	平成20年度	81	2,993,767

（注）1：助成額＝10割－8割－県補助

2：助成額＝10割－7割

平成18年10月から、県補助枠が4歳から6歳へ拡大（通院のみ）

(3) 保育料の軽減

平成20年度の本市における保育所の保育料は、国の徴収基準の37.15%を軽減しています。ただし、所得に応じて徴収基準を定めており、所得階層によって軽減率は異なります。

【保育料の軽減率の推移】

区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度
合計	国基準徴収金	314,415,201円	306,657,175円	283,047,930円
	保育料	199,095,850円	199,908,590円	177,897,040円
	軽減率	36.68%	34.81%	37.15%

5 地域の子育て支援

(1)社会福祉協議会

社会福祉協議会においては、子育てサロンや子育てボランティアの養成講座、福祉教育など子育てに関する事業を行っています。

【社会福祉協議会の子育て支援に関する活動】

事業名	事業内容
子育てサロン	地域主導のもと各自治会の高齢者サロンを中心に子どもを加えて開催しています。
子育てサークル	講座「ママ友をつくりたい」をきっかけに5グループが誕生し、50組程度の親子が参加しています。
育児相談	「わいわいにぎやかサロン」「おもちゃの図書館」を開催し、社会福祉協議会職員とボランティアで運営しています。
情報発信	情報誌「大きくなあれ」を定期発行し、ホームページを開設しています。
ボランティア養成	講座「地域で子育て」、講演会「地域で支える子育て、孫育て」 「サマーボランティアスクール」小4～中2対象（26人参加）
子どもの預かり	・子どもの一時預かり（月、水、金曜日の午前中）未就園児対象 有償 ・緊急預かり事業
放課後児童クラブ	「近江げんきッズ坂田」「近江げんきッズ息長」の運営
障がい児の親への支援	「サマーホリデーサービス事業」の実施 「ふれあいキャンプ（障がい児の親子のデイキャンプ）」の実施

(2)児童委員

児童委員は、民生委員が兼ねており、地域において子どもが健やかに育つ環境づくりや子育てのための相談・援助に当たっています。また、民生委員とは別に、児童福祉に関する事項を専門的に担当する委員として主任児童委員が設置されており、民生委員活動について児童福祉関係機関との連携調整などを行ったり、区域を担当する児童委員と一体となった活動や、児童委員に必要な助言・協力を行ったりしています。本市には8人の主任児童委員が配置されています。

【民生委員、児童委員、主任児童委員の状況】

区 分	民生委員、児童委員	主任児童委員(人)
合 計	110	8
山東地域	33	2
伊吹地域	17	2
米原地域	36	2
近江地域	24	2

(3)地域子育て支援センター

地域子育て支援センターは、育児のノウハウを蓄積している保育所等において、子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等の育成・支援、地域の保育資源の情報提供等を実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っています。

本市では、3か所の子育て支援センターを設置しています。

【子育て支援センターの状況】

設置場所	設置年月	職員配置	運営形態
米原中保育園内 子育て支援センターあゆっこ	平成5年10月	指導員1人 相談員1人	直営実施
長岡保育園内 子育て支援センター寺子屋	平成13年4月	指導員1人 相談員1人	委託実施
いぶき認定こども園内 子育て支援センターはなばたけ	平成19年4月	指導員1人 相談員1人	直営実施

【子育て支援センターの活動状況】

平成19年度	あゆっこ		寺子屋		はなばたけ	
園開放	園庭開放	保育室開放	園庭開放	保育室開放	園庭開放	保育室開放
	428組	1,192組	143組	—	99組	—
親子活動	開催日数	参加組数	開催日数	参加組数	開催日数	参加組数
	68日	743組	37日	456組	18日	517組
電話相談	10件		7件		1件	
面接相談	55件		83件		18件	
訪宅	45件		—		—	

平成20年度	あゆっこ		寺子屋		はなばたけ	
園開放	園庭開放	保育室開放	園庭開放	保育室開放	園庭開放	保育室開放
	388組	1,376組	42組	—	57組	—
親子活動	開催日数	参加組数	開催日数	参加組数	開催日数	参加組数
	78日	828組	24日	485組	34日	547組
電話相談	6件		3件		2件	
面接相談	32件		107件		14件	
訪宅	6件		—		—	

(4)地域の団体、NPO などの活動

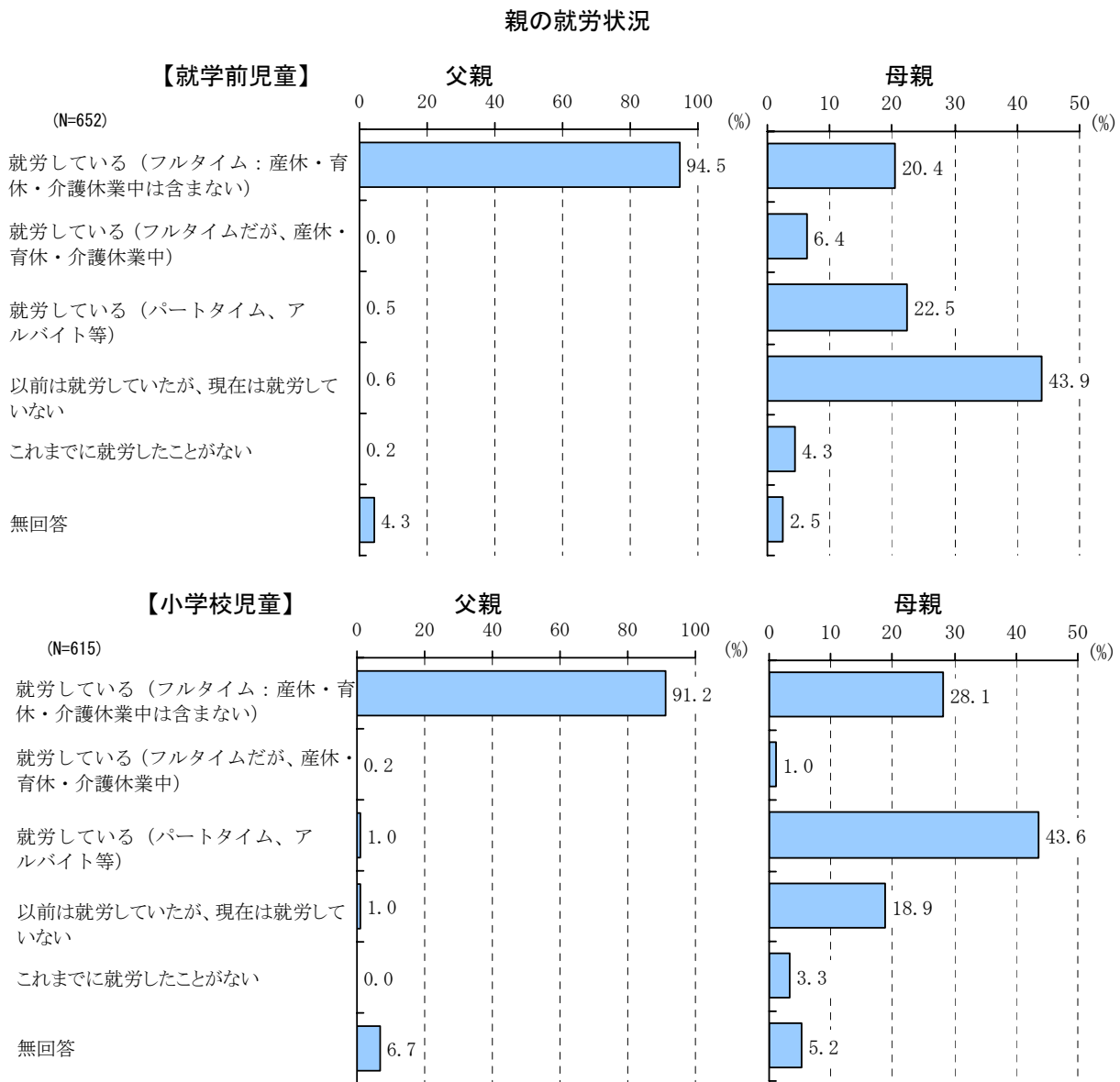
本市では、指定管理者制度を導入し、公民館・グラウンド・B&G 海洋センターなど地域の社会教育施設等について、地域の団体による管理運営を進めてきました。指定管理者のもつノウハウや自由な発想により豊かな活動が展開されています。また、シルバー人材センターや女性の会、地域の団体・グループにおいても子育て支援の活動を行っています。

施設・指定管理者	活動内容
山東公民館 NPO 法人カモンスポーツクラブ	講座「のびのびカモン」就学前親子対象 「学遊館（サマースクール）」小学生対象 「わんぱくアドベンチャー」など多数実施
ジョイいぶき(伊吹薬草の里文化センター) (財) 伊吹山麓青少年育成事業団	講座「ベビーマッサージ」「えいごワールド」「歴史体験教室」 「びっくり実験教室」など多数実施 子どもの居場所オープンスペース設置
米原公民館 NPO 法人 FIELD	講座「女みがき塾」お母さん対象、「こども囲碁教室」 子どもの居場所（オープンスペース）設置など
近江公民館 NPO 法人おうみ地域人権・文化・スポーツ振興会	講座「親子のふれあい」「サマースクール」「子どもの民泊体験」、出前講座「シンデレラ工房」など多数実施 子どもの居場所オープンスペース設置

6 子どもの状況と子育ての実態(アンケート調査結果から)¹

(1) 親の就労状況

親の就労状況について、就学前児童をみると、父親は「就労している（フルタイム）」が 94.5%、母親は「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 43.9%と最も多いことから、父親のみが就労している世帯が多いことがうかがえます。小学校児童をみると、母親の「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が 18.9%に下がり、「就労している（フルタイムとパート・アルバイト等の計）」が 71.7%まで上昇していることから、共働き世帯が増加していることがうかがえます。



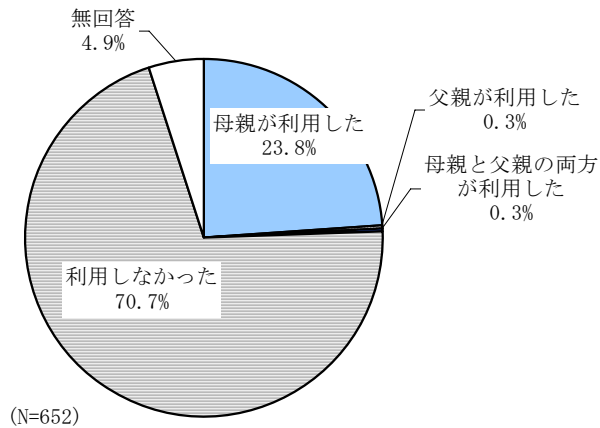
資料：米原市次世代育成支援に関するアンケート調査（平成 21 年）

¹ 米原市子育てに関するアンケート調査（平成 21 年 1 月）を、市内に居住する就学前の児童および小学生児童それぞれ 1,000 人を対象として実施した。

(2) 育児休業制度の利用状況

育児休業制度の利用の有無について、23.8%の人が母親が利用したと回答し、父親の利用は0.3%となっています。一方、利用しなかった人は約7割となっており、育児休業制度の取得があまり進んでいないことがうかがえます。

育児休業制度の利用状況（就学前児童のみ）

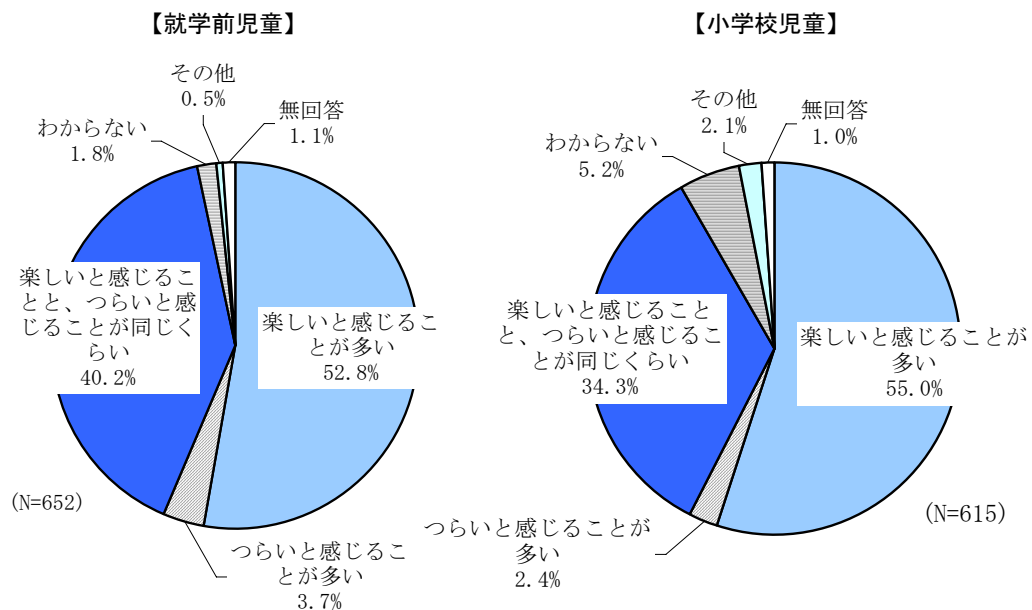


資料：米原市次世代育成支援に関するアンケート調査（平成21年）

(3) 子育てに対する意識

子育てについて「楽しいと感じることが多い」と回答された人は、就学前児童で52.8%、小学校児童で55.0%となっています。

子育てに対する意識



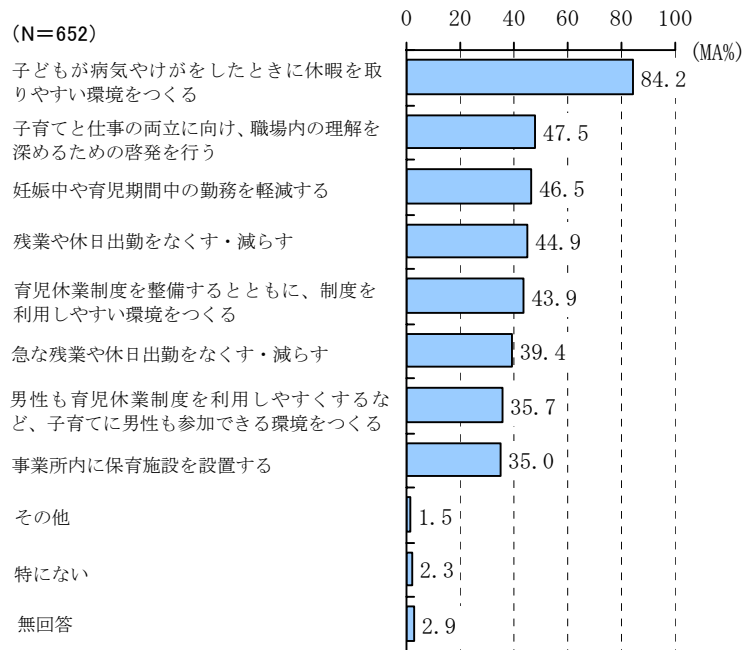
資料：米原市次世代育成支援に関するアンケート調査（平成21年）

(4) 子育てと仕事の両立支援として企業に期待すること

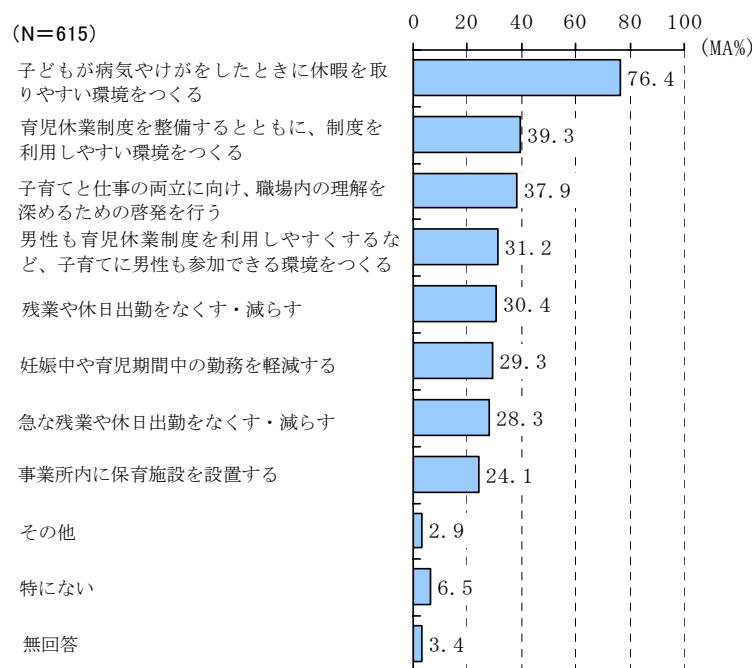
子育てと仕事の両立支援として企業に期待することについて、就学前児童で84.2%、小学校児童では76.4%の人が「子どもが病気やけがをしたときに休暇を取りやすい環境をつくる」と回答しています。

子育てと仕事の両立支援として企業に期待すること

【就学前児童】



【小学校児童】



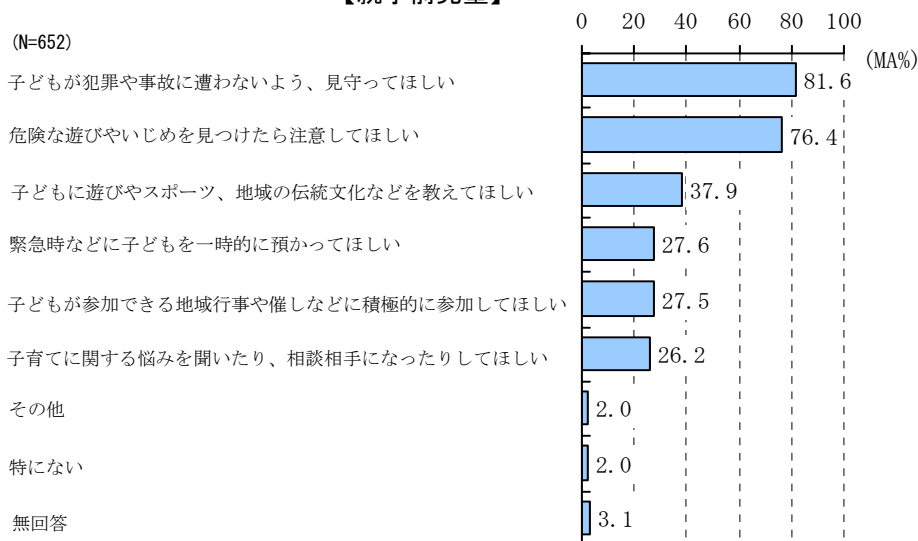
資料：米原市次世代育成支援に関するアンケート調査（平成21年）

(5) 子育て支援として地域に期待すること

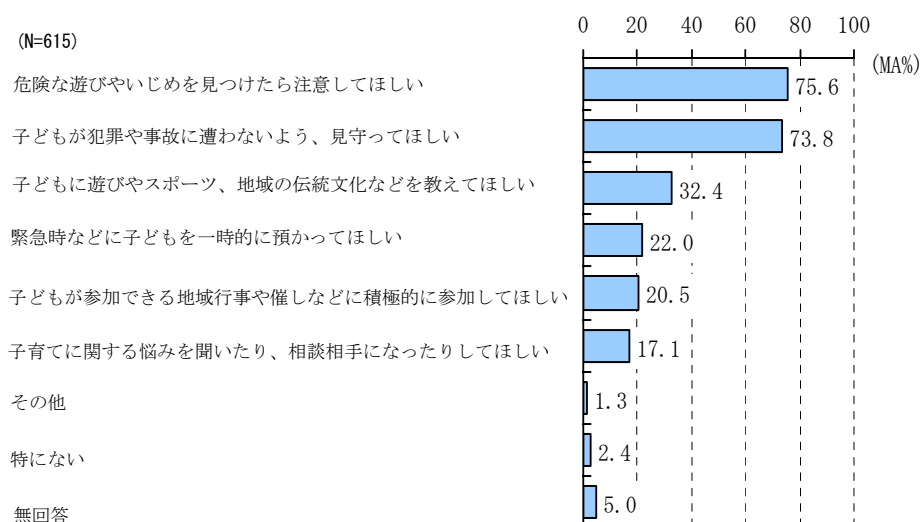
子育て支援として地域に期待することについて、就学前児童では「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」が81.6%と最も多く、次いで「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」が76.4%となっています。小学校児童では「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」が75.6%と最も多く、次いで「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」が73.8%となっています。

子育て支援として地域に期待すること

【就学前児童】



【小学校児童】



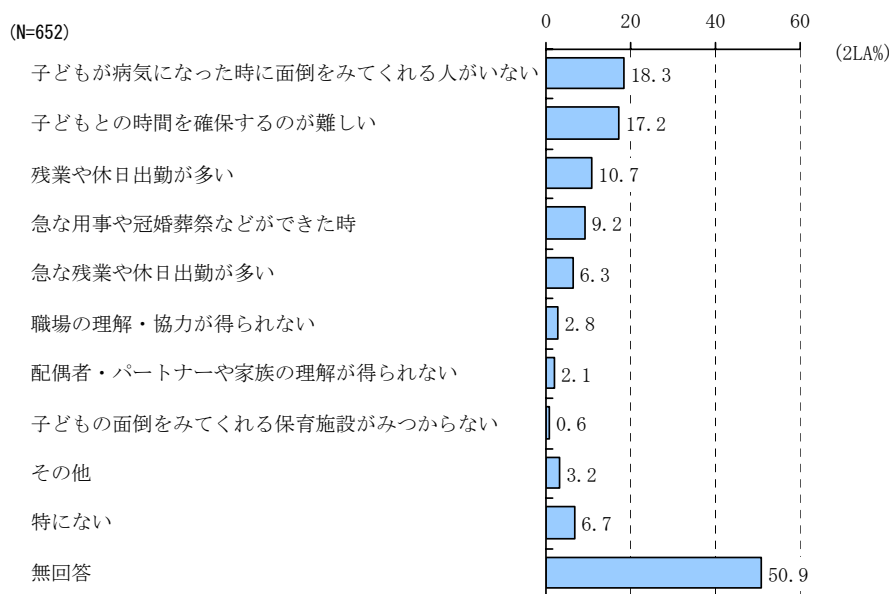
資料：米原市次世代育成支援に関するアンケート調査（平成21年）

(6) 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること

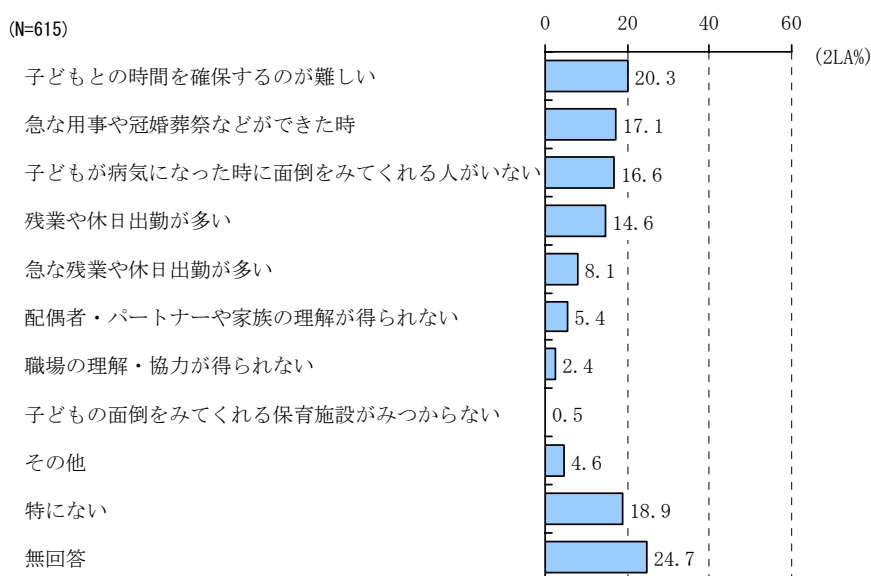
仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じるについて、就学前児童で、「子どもが病気になった時に面倒をみてくれる人がいない」が最も多く、次いで、「子どもとの時間を確保するのが難しい」、「残業や休日出勤が多い」の順となっています。小学校児童では、「子どもとの時間を確保するのが難しい」が最も多く、次いで、「急な用事や冠婚葬祭などができた時」、「子どもが病気になった時に面倒をみてくれる人がいない」の順となっています。

仕事と子育てを両立させる上で大変だと思うこと

【就学前児童】



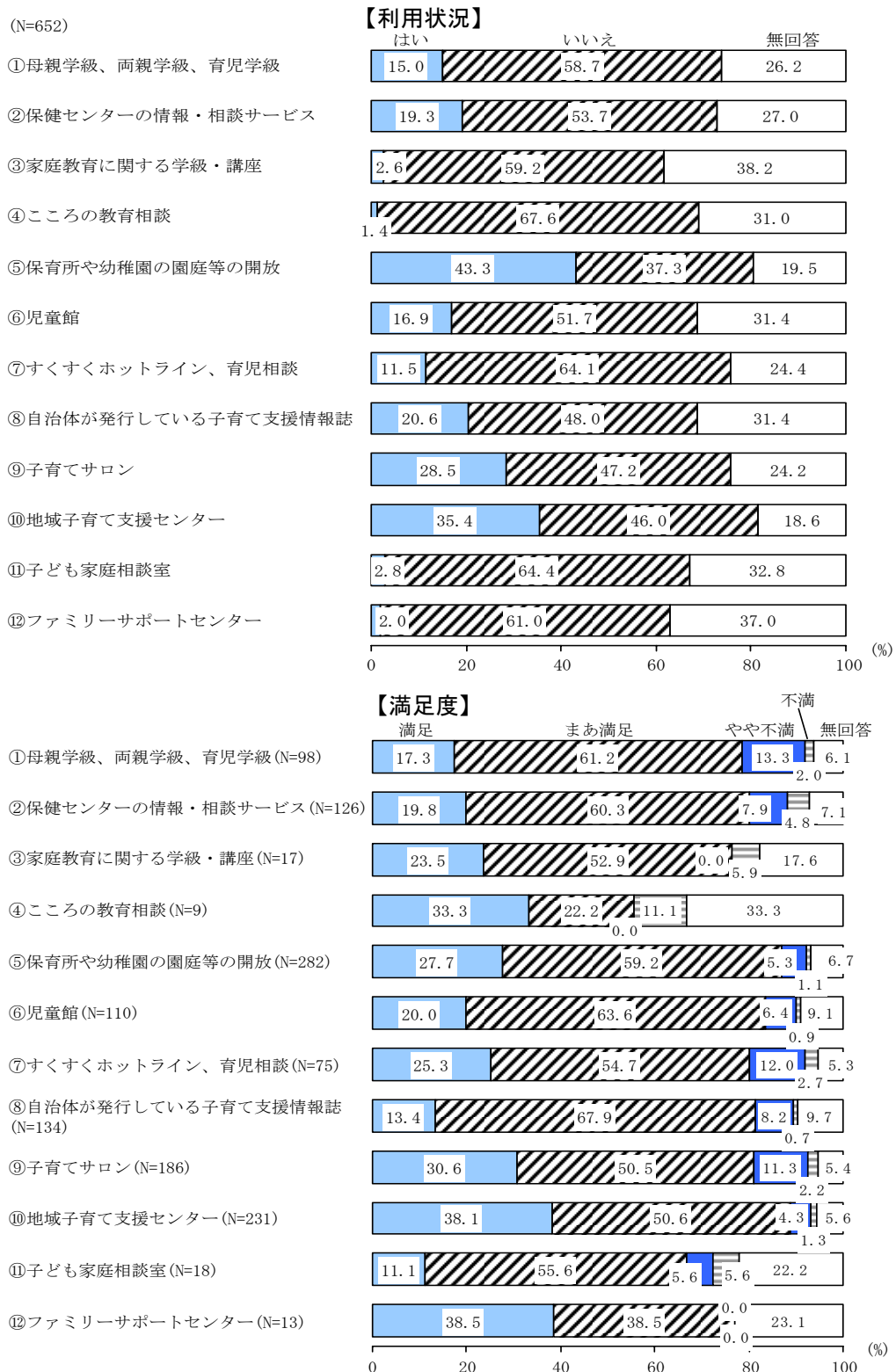
【小学校児童】



資料：米原市次世代育成支援に関するアンケート調査（平成 21 年）

(7) 子育て支援サービスに対する利用状況・満足度

子育て支援サービスの利用状況については、「⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放」が最も多く、「⑩地域子育て支援センター」、「⑨子育てサロン」の順となっています。満足度（「満足」と「まあ満足」の計）については、「⑩地域子育て支援センター」が88.7%、「⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放」が86.9%と高くなっています。



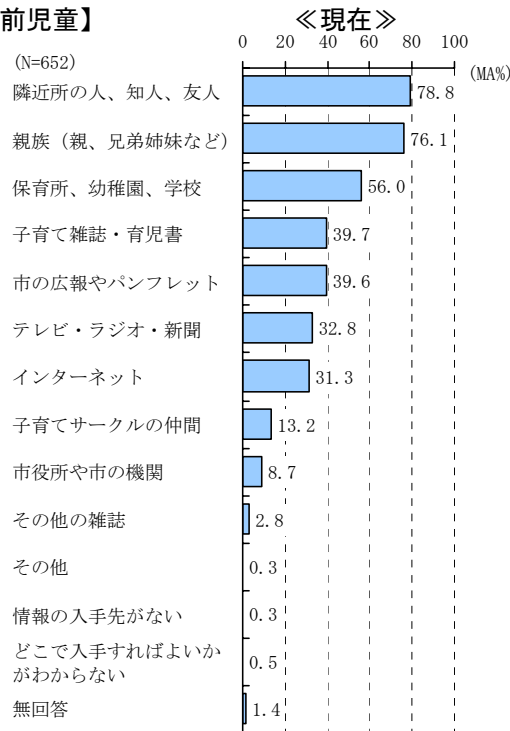
資料：米原市次世代育成支援に関するアンケート調査（平成21年）

(8) 子育てに関する情報の入手方法

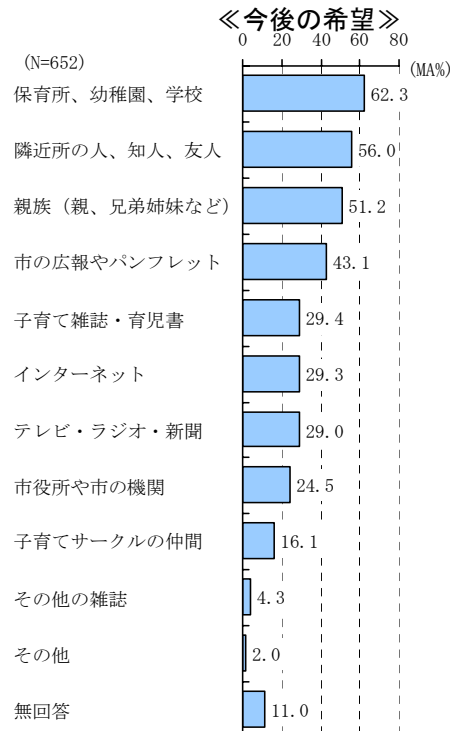
子育てに関する情報の入手方法については、就学前児童・小学校児童ともに、「隣近所の人、知人、友人」が最も多く、次いで、「親族（親、兄弟姉妹など）」、「保育所、幼稚園、学校」の順となっています。また、今後の希望としては、就学前児童で「保育所、幼稚園、学校」が最も多くなっています。

子育てに関する情報の入手方法

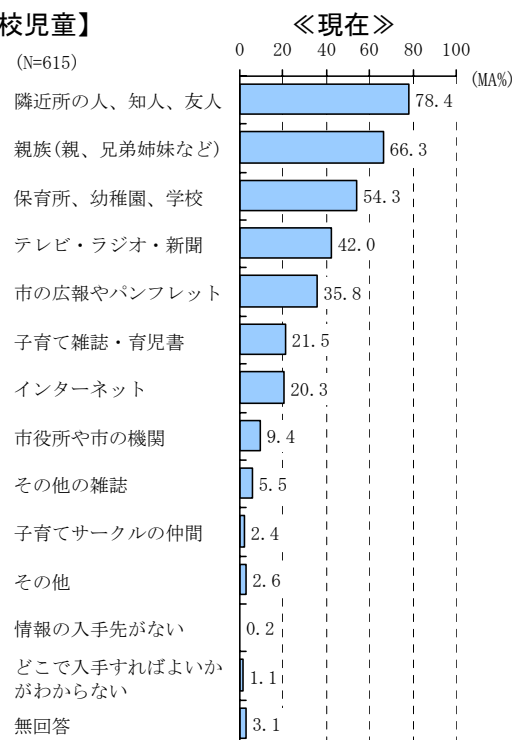
【就学前児童】



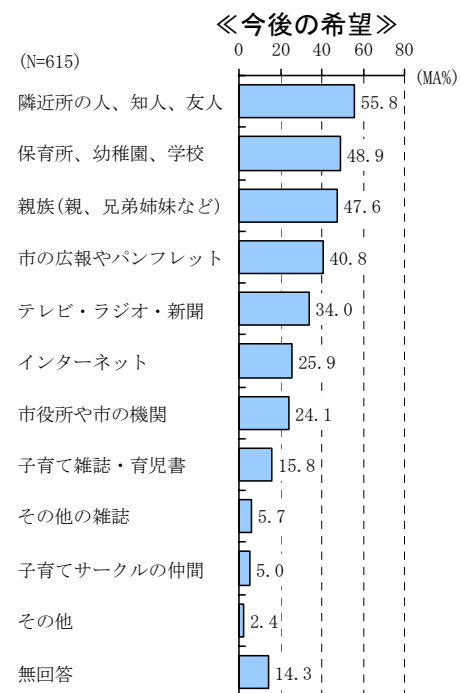
《今後の希望》



【小学校児童】



《今後の希望》



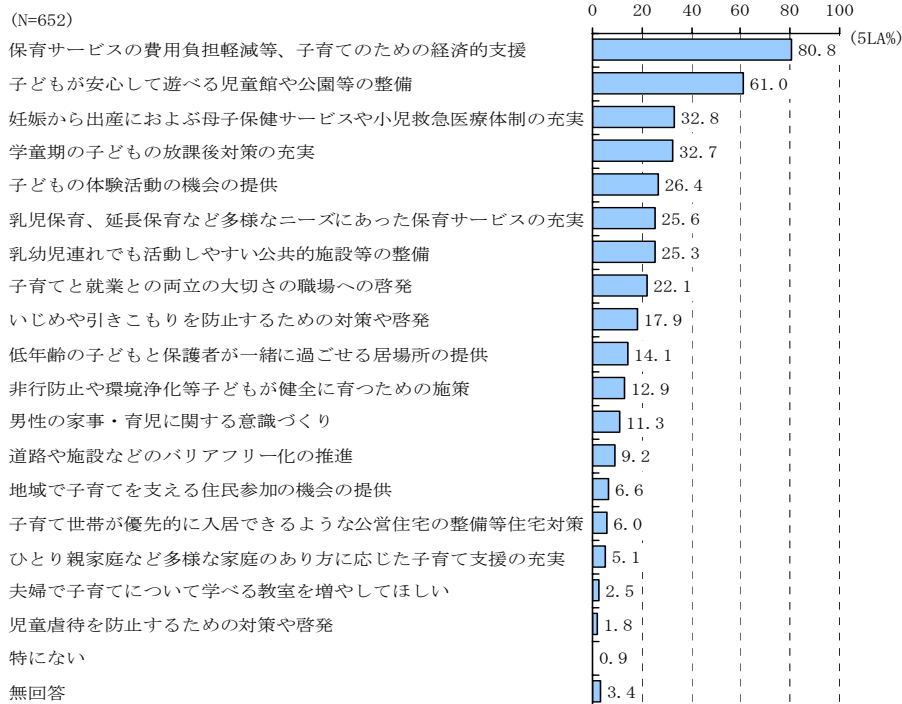
資料：米原市次世代育成支援に関するアンケート調査（平成 21 年）

(9) 市に期待する子育て支援策

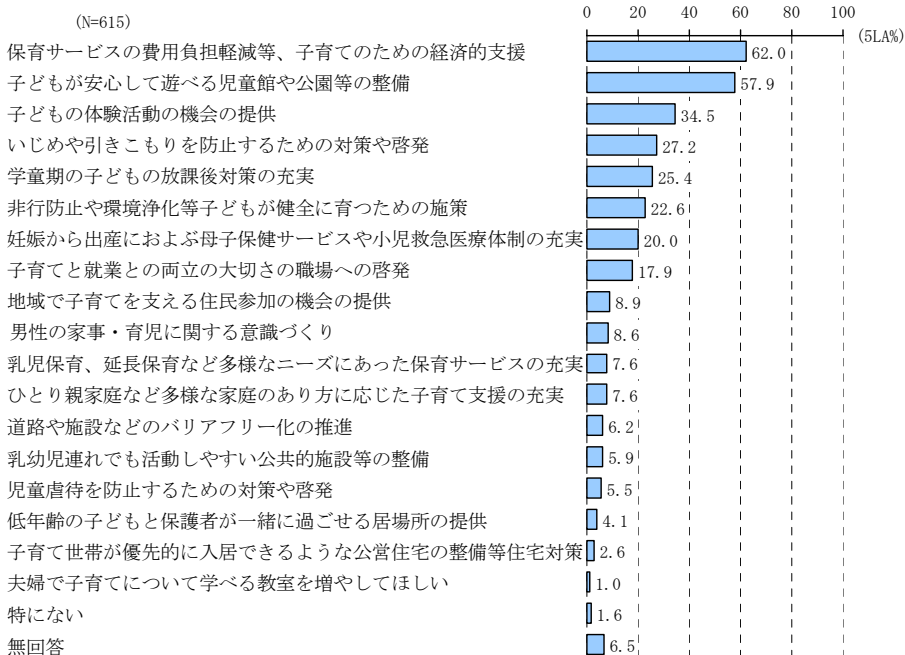
市に求める子育て支援についてみると、就学前児童、小学校児童とも、「保育サービスの費用負担軽減等、子育てのための経済的支援の充実」が最も多くなっており、次いで、「子どもが安心して遊べる児童館や公園等の整備」が過半数と多くなっています。

【市に求める子育て支援サービス（複数回答・5つ以内）】

<就学前児童調査>



<小学校児童調査>



資料：米原市子育て支援に関するアンケート調査(平成21年度)

第 3 章

基本計画

1 基本理念

この計画は、子どもたちが健やかに生まれ育ち夢を育むことのできるまちをめざすものです。そのためには、家庭はもちろん、地域、企業、学校、行政などが絆を築き、地域社会全体で子育て・子育てを支援し、子育て世代が子育てに喜びを感じることでできるまちづくりを推進していくことが重要であると考えます。地域の絆で育まれた元気な「米原っ子」の歓声がひびき、子育て家庭とそれを見守り支援する住民の笑顔があふれる新しいまち「米原市」の創造に向け、この計画の基本理念を次のように定めます。

はぐくみ 笑顔あふれる米原市 ～子どもとともに光るまち～

2 基本目標

「はぐくみ 笑顔あふれる米原市」の実現をめざし、次の5つの基本目標を定めて施策を推進していきます。

(1) 子どもを生み育てることが楽しく感じられるまち

少子化対策の基本として、次代の親となる子どもに家庭の大切さや子育ての素晴らしさを伝えていくことにより、子どもを取り巻く社会全体の意識を高めていきます。

子育てに関する経済的・心理的な負担や不安を解消し、子育てに喜びを感じることができるよう、行政はもちろん、地域ぐるみで支援していきます。子育てのストレスや子育て不安の解消に向けて相談体制を一層整備していくとともに、子育てに関する情報提供の充実を図ります。そして、子育て支援に関するサービスや事業、拠点等を充実します。

職場と家庭のあり方においては、男女共同参画の推進を図り、男女がともに子育てにかかわりながら喜びを感じられる環境づくりやワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和の実現）を推進します。事業者に働きかけて育児休業制度の充実や労働時間の短縮を促すなど、労働環境の整備を支援しつつ、出産や育児が楽しくなるまちづくりを進めていきます。

(2) ゆとりのなかで安心して子育てのできるまち

家庭生活と職業生活を両立する生き方はますます浸透し、「育児は女性の役割」という考え方は社会に受け入れられなくなってきました。

一方、職場を離れ家庭での子育てを選択した場合でも、多様な保育ニーズに対応したサービスや子育て支援事業がますます求められるようになってきています。このため、多様なライフスタイルに応じた保育サービスや、放課後児童クラブのより一層の

充実に努めます。

また、子育て経費の負担軽減として乳幼児医療費助成制度を引き続き行い、保育料の軽減や児童手当の充実に努めます。障がいのある児童を抱える家庭、ひとり親家庭やその他の生活困窮者の自立のための子育て支援の充実に努めます。

子育て世代に配慮した生活環境づくりに向け、地域の公共施設や公共交通機関や道路等においてバリアフリー化を推進します。

さらに、子どもに配慮した安心・安全なまちづくりに向け、犯罪防止対策のための見守り・パトロール体制を強化します。

(3) 子どもが心身ともに健やかに生まれ育つまち

子どもが心身ともに健やかに生まれ育つことができるよう、きめ細かな母子保健サービスの提供に努めるとともに、子どもの発達段階に応じ、育児不安や発達相談に十分応えられるよう、支援体制の充実に努めます。また、不妊治療に関する相談体制の充実、情報提供に努めます。

思春期の心とからだの問題に対しては、正しい知識の普及に努めるとともに、相談体制の充実に努めます。

子どもの権利擁護の観点からは、児童虐待ゼロの社会をめざした啓発を行い、ハイリスク家庭の把握に努めます。問題の発生に対しては、児童虐待防止ネットワークにより早期の適切な支援に努めます。また、ドメスティック・バイオレンス（DV）が子どもに及ぼす悪影響を想定して必要な支援策を確立し、子どもの人権を守る体制づくりを関係機関と協力しながら進めます。

子どもの健康管理対策として、食育、生活習慣の改善など健やかな育ちを支援していきます。また、子どもの医療に関わる分野では、医院・病院や医師の確保を支援するとともに、小児医療体制の充実に努めます。

(4) 子どもが心豊かにのびのびと育つまち

大人にいたる人間形成においては、子どもの発達特性を生かして、発達段階に応じた支援を行い、生きる力を育む教育が必要です。

子どもの基礎体力や基礎学力の向上のため、日常的な生活習慣の体得や感性を育てる幼児教育、ボランティア活動や体験学習を通して生活力を育てる学校教育の充実に努めます。そのために、教育関係施設の充実、いじめ・不登校などの問題に対する各種相談体制の充実など、教育環境の整備に努めます。

同時に、保育所、幼稚園、小中学校と家庭や地域社会との連携を進め、子どもがのびのびと育つ地域・家庭教育環境づくりを推進します。地域における交流活動、文化芸術活動等、豊かな心と感性を醸成する施策も推進します。生まれた子どもが大人になっていく過程において切れ目のない支援を行い、豊かな心と感性を身に付けた次世代の親につなげていきます。

また、社会的に適応するまでの準備期間としての教育の本質に根ざし、勤労観・職業観を育てるキャリア形成のための教育を推進します。

高度情報化社会がますます進展する中で、ICT化への対応については、ハード面でのスキルを向上させる教育だけでなく、ネット社会における配慮やエチケット等、倫理面での教育を推進します。

(5) 子どもがたくましく夢を温め育めるまち

子どもを単に預けやすくすることが、この計画の目的ではありません。子どもは、親子の絆で生まれ、お年寄りから子どもまで異世代間での交流などを通して、人とひととの絆の中で身につけていくべき協力・協調、思いやりなどの人間らしさが培われるように、家庭以外にも子どもたちの居場所を確保していくことが望まれています。

また、自然豊かな地域の中で、さまざまな遊びや活動を通して、さらに自然とのふれあいや故郷を愛することを通して感動を体験しながら成長していきます。

子どもや家族が安心して遊び、憩える場の整備を推進し、親子の日（7月第4日曜日）などの機会を通して啓発に努めるとともに、学校、地域、家庭が協力し、子どもが遊び、スポーツ、地域活動などを通して異年齢の子どもや大人と出会い、人間関係を築き、さまざまな感動を体験できる機会を提供していきます。

3 子ども数の推計

平成 26 年度の子ども数（0～17 歳人口）は 7,000 人を割り込み、平成 21 年度よりは 523 人減少すると推計されます。6～11 歳人口が 395 人と大幅に減少するほか、0～5 歳人口は 77 人、12～14 歳も 74 人減少します。逆に、15～17 歳は、わずかに増加します。

なお、推計は、平成 20 年～平成 21 年の住民基本台帳人口の変化率、平成 18 年・平成 19 年の女性の年齢階級別出生率等を参考として行いました。

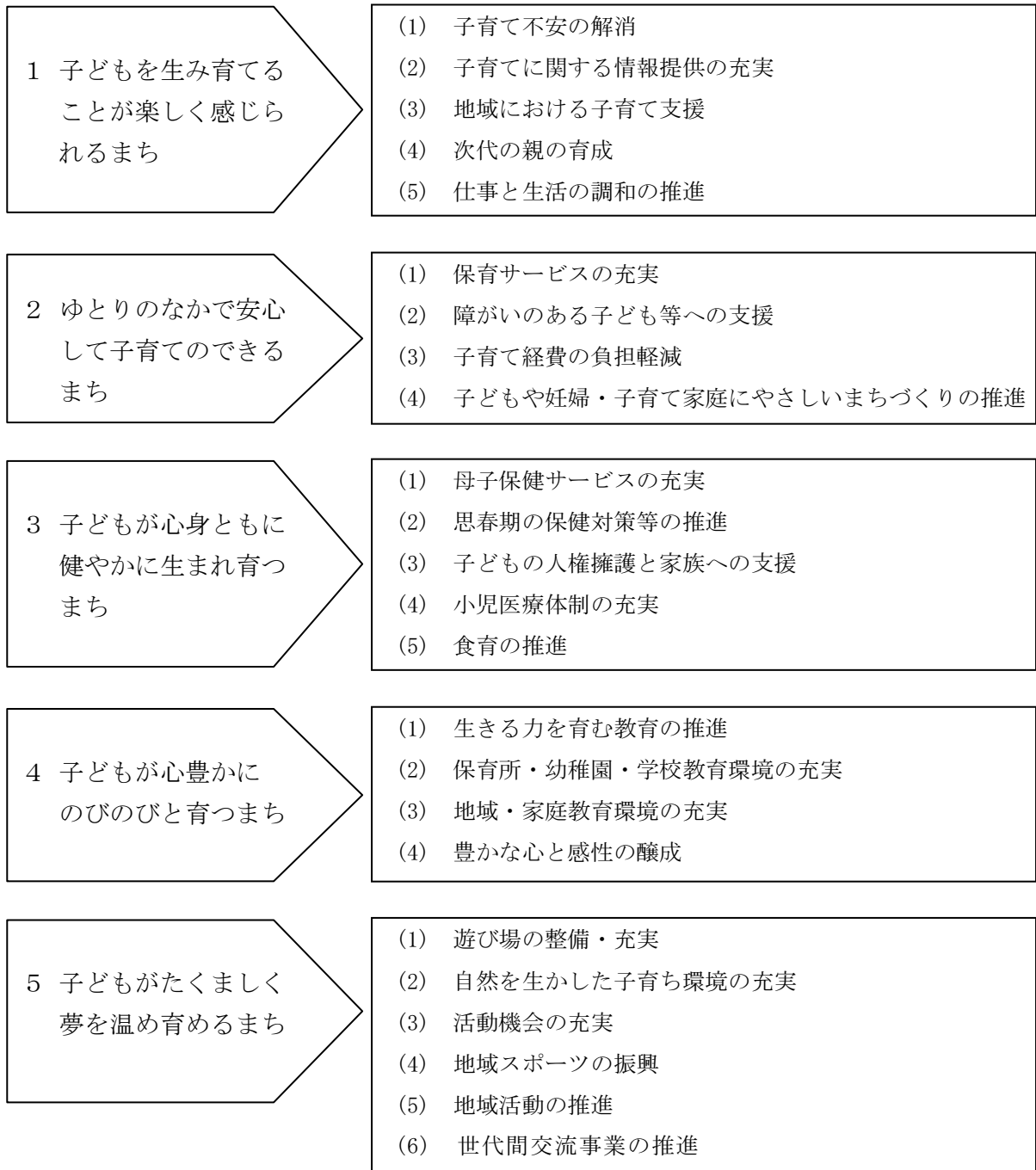
図表 3-1 目標年度の子ども数の推計

単位：人

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
0～17歳人口	7,428	7,338	7,218	7,130	7,006	6,905
0～5歳	2,056	2,031	2,026	2,003	1,985	1,979
0歳	326	311	307	303	300	297
1歳	311	333	318	314	310	307
2歳	338	323	345	330	326	322
3歳	355	347	332	355	340	336
4歳	349	364	356	341	364	349
5歳	377	353	368	360	345	368
6～11歳人口	2,612	2,530	2,445	2,400	2,316	2,217
6歳	413	375	351	366	358	343
7歳	443	414	376	352	367	359
8歳	446	446	417	379	355	370
9歳	413	444	444	415	377	353
10歳	438	413	444	444	415	377
11歳	459	438	413	444	444	415
12～14歳人口	1,389	1,382	1,380	1,324	1,309	1,315
15～17歳人口	1,371	1,395	1,367	1,403	1,396	1,394

(注) 平成 21 年度は 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口(実績)、平成 22 年度以降は推計人口

4 施策の体系



5 重点施策

(1) 子育ての喜びを男女がともに味わえる体制の充実

男女共同参画の考え方が浸透し、男女の役割分担に関する固定観念は取り払われ、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別役割を意識しない時代を迎えています。男女がともに育児や家事、仕事に携わるだけでなく、地域社会が一体となって、すべての子どもを育て上げる社会づくりが求められています。

核家族の増大や兄弟姉妹のいない子どもの増加により、子どもが乳幼児とふれあう機会が減少していることから、保育体験の充実を推進します。両親学級等を開催し、親が子育てを自覚でき命の尊さを感じることができる機会を提供します。また、子どもが、乳幼児とのふれあいや保育体験を通じて、子育てへの喜びが持てるような親の意識へとつなげていきます。

さらに、アンケート結果では、子育てに関して市に期待することとして「保育サービスの費用負担軽減等、子育てのための経済的支援の充実」に多くの回答が寄せられ、現在働いていない母親が就労を希望しているという回答も多いことから、子どもを育て上げる経済的基盤を確保していくことも重要となっています。

(2) 子育て家庭の地域での居場所の充実

出産・子育ては、喜びと同時に不安も多く、第一子の子育て家庭の多くは、子どもが保育所や幼稚園に通うまでは地域とのつながりが薄く、自分の子育てに自信が持てない場合も少なくありません。このため、子育てに関して気軽に相談できる体制整備とともに、子育て中の親の交流や少し先の子どもの育ちを知ることのできる、地域での場づくりを進めます。

そのためには、地域子育て支援センターを核としながら児童館、保育所、幼稚園、保健センター、子育てサロンなど、地域の実情に合わせた環境整備のもとに、子育て家庭の親が気軽に選択できる体制が必要です。子育て家庭への訪問により、地域の情報を伝えたり、仲間づくりの支援を行い、地域で気にかける体制をつくります。このため、市は関係機関・団体・NPO等が連携した人材育成を図り、協働できる体制をより一層推進していきます。特に、乳児期についてはこれまでの母子保健サービスの充実に努めるとともに、全ての新生児を訪問し、早期の状況把握や子育て支援サービスの紹介を行います。問題を抱えている家庭については、保健師や相談員等が訪問して継続的な相談や

指導を行います。

○放課後安心プラン

核家族化、子育て家庭の就労が進むと、子どもたちの放課後の安全・安心な居場所が必要になります。市では放課後安心プランに基づき、安心・安全・ゆとり（伸び伸び）の3つをキーワードとして、以下の3つを基本として子どもたちが安全で安心して楽しく過ごすことのできる、保護者も安心して子どもたちを預けることができる居場所（学び、体験、交流の場）を創造します。

■ “子によし、親によし、地域によし”
1、地域の子どもの健全育成のための放課後の居場所づくり
2、保護者・子どもにとって安全・安心な居場所づくり
3、地域で創る、地域にあった居場所づくり

(3) 福祉・教育・文化・産業が連携した子育て・子育てへの支援

個性化・多様化の時代、本来子どもが安心できる家庭においてもさまざまな状況があり、学校においても子どもの現状はさまざまです。子どもの育つ場所は家庭だけではなく、子どもにかかわる周りの人にも「地域の子どもと親を育てる」という発想や行動が求められています。

本市では、一人ひとりの子どもの「心の育ち」のため、福祉と教育が一体化した支援体制づくりを推進しており、市の関係機関と子どもにかかわる地域の団体などは、子どもの「ありのまま」を受け入れ、子どもの思いに耳を傾けられるようなかわり方が必要で、人権教育プログラムをさらに推進します。

また、児童相談については、子ども家庭相談室の設置や地域子育て支援センターの拡充、子ども家庭サポートセンター機能の充実に努めてきました。虐待、非行、不登校等の問題に対応するため、子ども家庭支援ネットワークの充実に図るとともに、相談員等の配置、警察署・家庭相談センター・民間団体などを幅広い関係者で組織する要保護児童対策地域協議会の機能強化を進めます。

さらに、就学前の保育・教育については、保護者の就労状況等により入所年齢や保育時間の長短など子どものおかれる環境は違っても、「同じ米原市の子ども」としてすべての乳幼児の健やかな心身の発達と、子どもの最善の利益を保障するという視点に立ち、幼保一元化による保育・教育を推進しています。

以上のように、これまで福祉・教育が一体となって取組んできた体制をさらに推進

し、地域での文化活動への参加や農業体験・就労体験の機会や場を設けるなど、文化や産業とも連携した取組、また自然とのふれあいや環境学習等の充実にも努めます。

大人になる子どもたちが「生活していくこと」「家庭をつくること」について、地域全体で早い段階から思い巡らし、手を差しのべることが、次代の親づくりという観点からも重要になってくると考えられます。

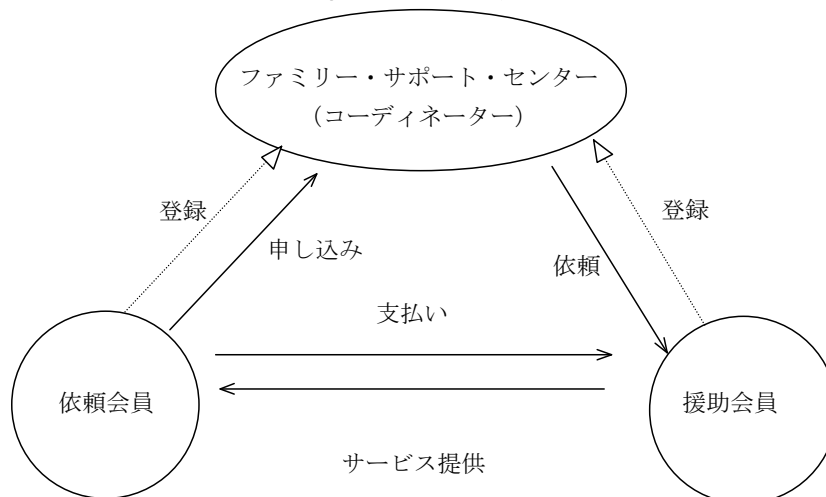
(4) 病児・病後児の子育て支援の充実

前期計画では、親が病気の時や急用ができたときに預けることのできるサービス、1、2時間だけ預かってくれるサービス、子どもが病気の時も預けることのできるサービスなど、緊急・一時的な預かりサービスへのニーズが多く、一時保育を実施する保育所を拡充しPRに努めてきました。

アンケート結果によると、子どもが病気で保育サービスを利用できなかったことが「あった」とする回答が約6割であり、病児・病後児保育の対応が求められています。また、子どもが急に病気になった時には、「休暇をとりやすい環境をつくってほしい」という要望が多く、企業にも働きかけていく必要があります。

後期計画では、病気やけがの回復期にある子どもが、集団や家庭で保育できないときに、医療機関等で預かる病後児保育について、医療機関等の協力を得ながら推進していきます。また、ファミリー・サポート・センターや小規模多機能サービス施設、NPO、医療機関等の連携による対応策も考えられます。こうしたサービスは、一定規模の形態が求められることから、本市においてどのような実施方法が望ましいかを検討していく必要があります。市民の参加が不可欠の新しいサービスであることから、市民の積極的な参加を得ながら立ち上げを検討していきます。

図表 3-2 ファミリー・サポート・センター事業の仕組み（概念図）



(5) 若者の就労支援

若者が仕事に就き自立した生活を確保することは、安心して結婚、出産ができる重要な要件の一つといえます。また、市内での雇用機会が少ないと若者の市外への流出を助長し、一層の少子化を招くことにもなってしまいます。少子化対策の一つとして、雇用機会の増大を図ることは重要な施策であり、市の財政の安定化や福祉の充実にも結びついていくという観点から、市の重要施策と位置づけ、総合的・長期的に施策を推進します。

そのためには、市内における商工業・農林業、サービス業等の産業活性化への取組を進めるとともに、企業誘致を図ります。商工会等の各種関係機関との連携により、事業者間での取引の橋渡しを図って人材交流の活性化につなげたり、求人事業者と求職者をつなぐ職業安定所（ハローワーク）との連携を図ります。また、若者自立支援ルーム“あおぞら”では、ひきこもりやニート支援として、生活と仕事の自立をめざし社会復帰を促していきます。

(6) 男性の育児休暇取得の促進

育児休暇制度は定着してきていますが、依然として母親の取得がほとんどです。少子化対策としては、職場を含めた地域社会全体が子育て家庭を支援するという共通理解を浸透させ、男女が共同して子育てを行うという意識を醸成していくことが重要です。このため、地域および職場での子育ての性別役割意識の解消に努め、男性の育児休暇取得への環境改善を促します。

第 4 章

施策の展開

1 子どもを生み育てることが楽しく感じられるまち

(1) 子育て不安の解消

子育て不安を解消するため、子育てサロンの開催などによる仲間づくりや情報交換の場づくり、地域子育て支援センターをはじめとする相談体制の充実に努めます。

No.	事業名	事業内容・方針・目標(平成26年度)	現状 ¹	担当課等
1	子育てサロンの開設	地域住民、ボランティア、NPO、社会福祉協議会などが主体となって運営する子育てサロンの開設を支援します。子育てサロンは未就園児を持つ親の仲間づくり、情報交換の場となるものであり、小学校区など身近な地域での開設を推進します。	実施	こども元気局
2	子育てサークルの育成	母子保健事業や地域子育て支援センターの利用などをきっかけに、参加者自身が自主的に運営する子育てサークルに発展するよう社会福祉協議会と協力して支援を行います。	実施	こども元気局
		赤ちゃん広場(伊吹保健センター、近江保健センター)などの親子の集まる場を提供し、参加者の仲間意識を育てます。	実施	健康づくり課
3	相談体制の充実	市民の心配ごと総合相談を、人権擁護委員・行政相談委員・民生委員児童委員・身体障がい者相談員・知的障がい者相談員が合同で市社協各支所等を会場に開設しています。ここで民生委員児童委員が主となり、子育て支援等の一般的な相談を行います。	毎週火曜日に各地域を巡回実施	福祉支援局
		子どもと家庭に関わる相談については「こども家庭相談室」を置き、専任の相談員による保護者、子育て家庭、子ども本人からの相談に応じています。また、子ども家庭サポートセンターにて各種相談窓口寄せられる相談の情報共有および支援の連携に関わる活動を進めます。 関連相談窓口：地域子育て支援センター、こころの教育相談、健康づくり課、学校教育課、米原市少年センター、若者自立ルーム「あおぞら」、母子自立支援員、ひまわり教室等	「米原市こども家庭相談室」対応相談件数 115件 延べ1,311回	こども元気局 子ども家庭サポートセンター
		健診後のフォローなど子育ての相談として育児相談、発達相談を実施、すくすくホットラインを引き続き設置します。	すくすくホットライン：85件の相談実績	健康づくり課
4	地域子育て支援センターの充実	未就園児の親子を対象に、子育ての相談、子育て情報の発信、子育て親子の仲間づくりなどを応援します。 ・地域子育て支援センター「あゆっこ」 米原中保育園内(直営) ・地域子育て支援センター「はなばたけ」 いぶき認定こども園内(直営) ・地域子育て支援センター「寺子屋」 長岡保育園内(委託) ・米原市保幼小中学校統合整備計画の進捗および近	3センター 延べ3,723組 利用 合同事業市内 4か所で実施	こども元気局

¹ 特に記載のない場合は、平成20年度

No.	事業名	事業内容・方針・目標(平成26年度)	現状 ¹	担当課等
		江地域の宅地開発に伴い、対象となる親子の増加が見込まれる中、平成24年度に(仮称)地域子育て支援センター「おうみ」を設置して、近江地域の子育てを応援します。		

(2)子育てに関する情報提供の充実

支援を必要とする人に適切にサービスが届き、また、希望する活動に結びつくよう、母子保健サービス、保育所・幼稚園、子ども向けイベント、サークル活動など、子育て支援に関する情報の収集と提供に努めます。

No.	事業名	事業内容・方針・目標(平成26年度)	現状	担当課等
1	子育て情報誌の発行	乳幼児を対象とした、子育てに必要な情報や米原市内の子育て支援の状況がわかる情報誌「米原市子育て応援ガイド」を発行します。掲載内容は、保育サービスや母子保健事業の紹介、各種相談事業、子育てサークルや子どもを対象としたイベントの紹介等です。今後は対象とする子どもの年代を拡大し、年代に応じた情報誌を発行します。	新生児等の対象者への配布および市内各福祉団体、民生委員等46か所に送付 発行部数2,000部/年	こども元気局
		米原市子育て応援ガイドを妊娠届出時、各種健診時に手渡して活用し啓発に努めます。	随時実施	健康づくり課
2	Webサイトによる子育て支援情報の提供	子育て家庭のニーズを把握しながら、子どもの健康や保育所・幼稚園情報、未就園児を対象とした地域の子育て支援センターの活動内容など総合的な情報提供に努めます。 また、メール配信サービスを推進し、配信登録者の増加に努め、適時の情報配信を行います。	メール配信登録状況：441人(H21.8現在)	こども元気局
		公式サイトによる健診、予防接種の日程等の情報の掲示を引き続き行います。	随時更新	健康づくり課

(3)地域における子育て支援

子育て世代が安心して子育てができるよう、地域社会全体で子育てを支援していきます。

No.	事業名	事業内容・方針・目標(平成26年度)	現状	担当課等
1	子育て支援ボランティアの育成	子育てサロン、子どもの預かりなど子育て支援にかかわるボランティア、体験学習など子どもの育ちを支援するボランティアなどの育成およびその活動を支援していく人材バンクの創設を検討します。	各団体との事業協力	こども元気局
2	男女共同参画社会の推進	男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会の推進に向けて、全市民を対象に随時広報啓発活動等を実施します。 具体例：①全市民を対象に男女共同参画の視点にたち、各種事業や男女共同参画フォーラム等を通じて意識啓発を行います。(米原市教育委員会・米原市人権教育推進協議会・米原市男女共同参画センターと共催) ②各種相談体制の整備、充実にあたって実情を的確に把握・検討するとともに、男女共同参画の視点に配慮した相談員の研修・育成を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ■フォーラムの開催.105人参加 ■広報等の啓発活動5回 ■「こころの相談室」24回(平成19年7月から実施)9人利用。DV、セクハラ、パワハラ等相談員2人が従事 	人権政策課
3	地域福祉活動の拠点づくり	高齢者のいきがづくりについて、地域単位老人クラブが中心となって地域活動をはじめ、ボランティア活動、子どもとの交流事業などを通じて地域の拠点づくりに取り組んでいます。また、介護予防事業として地域サロンへの出前講座が好評なことから、地域サロンで高齢者と子どもたちとの交流が日常的に行われるよう啓発に努めています。	<p>予防啓発出前講座開催数：19回</p> <p>予防啓発出前講座受講者：638人</p>	高齢福祉課
4	ファミリー・サポート・センターの検討	保育所の送迎やその前後の保育、趣味活動などのリフレッシュ時に子どもを預かるなどのサービスを、提供したい人と受けたい人が会員となり、育児の相互援助を有料で行うファミリー・サポート・センター事業の実施を検討します。	未設置	こども元気局
5	民生委員児童委員活動への支援	米原市民生委員児童委員協議会連合会(市民児協連)・単位民生委員児童委員協議会(単位民児協)の事業・活動については、年次計画を策定し実施しています。また、市民児協連は必要により年数回、単位民児協は毎月、定例会議を開催しています。この会議等に連絡・依頼・報告があれば、地域の子育て支援に関する各事業等への協力・参加が協議のうえ決定されます。近年子どもに関する支援が約半数を占めています。	市民児協連、単位民児協 年数回随時、毎月 民生委員・児童委員110人 主任児童委員8人	福祉支援局

(4)次代の親の育成

職場体験で子どもの自立意識を高めるとともに、保育所などでの保育体験を通して健全な母性・父性を育むことなどにより、次代の親となる子どもに家庭の大切さや子育ての素晴らしさを伝えていきます。

No.	事業名	事業内容・方針・目標(平成26年度)	現状	担当課等
1	保育体験の充実	中学校の技術家庭科を中心に、幼児の成長や家族・家庭に関する学習を進める中で、人間が心身ともに成長し、家族の一員としての役割を果たすことの意義や周囲の人々との人間関係の大切さなどを理解し、よりよい生活を主体的に工夫できる能力と態度を育てることをねらいとして、各学校の特質に応じた内容・方法で実施をしていきます。	7 中学校 3 年生約420人	学校教育課
2	職場体験の促進	中学2年生において5日間以上の職場体験を実施し、働く大人の生きざまに触れたり、自分の生き方を考えたりする機会とし、自分の進路を選択できる力や将来社会人として自立できる力を育てていきます。	7 中学校 (177事業所) 456人参加	学校教育課
3	男女共同の子育て意識の醸成	男女を問わず、すべての人々の人権が平等に尊重され、差別や偏見のない社会を築くために、人権教育・啓発の重要性を認識し、全市民、特に次世代を担う子どもたちを対象に積極的な意識啓発を行います。 具体例：①個性を生かし、男女がお互いの人権を尊重できる人権意識の高揚に向けた活動を推進します。②女性問題・男性問題や、あらゆる人権に関わる図書・資料の収集や提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 広報等の啓発活動(1回)、 ■ 公立小・中・高への副読本配布(小：小学5年生、中：中学2年生、高：高校2年生) ■ フォーラム・研修会(2回)(H21) ■ 米原市男女共同参画センター：男女共同参画講座(2回)、男女共同参画研修会(1回) 	人権政策課
4	次世代育成フォーラムの開催	子育ての素晴らしさ、仕事と家庭の調和、家庭の大切さなどを若い世代に伝えるとともに、地域ぐるみで子育て家庭を支援する機運を高めるため、フォーラムを開催します。	未実施	こども元気局
5	結婚相談の実施	未婚者に結婚相手の斡旋を行うことで、明るく住みよい家庭をつくり、未来に伸びるまちづくりを図るため結婚相談を実施します。また、「ふれあいパーティー」等の出会いの場を提供し、成立件数の増加につなげます。	相談件数約 150 件 成立件数 4 件 相談所主催ふれあいパーティー実施	商工観光課

(5)仕事と生活の調和の推進

子育てしやすい環境づくりは、社会全体で取り組むことが大切であることから、企業・事業所の積極的な参加・参画を促します。

No.	事業名	事業内容・方針・目標(平成26年度)	現状	担当課等
1	まいちゃん子育て応援隊	子育て家庭・地域、企業・店舗、行政が連携協力(協働)して、子どもの育ちと子育てを応援する仕組みを構築しています。仕組みをさらに検討し、活動の活性化を促します。	登録事業所数 141事業所	こども元気局
2	企業の子育て支援の取組の促進	育児休暇が取得しやすい、就労者が地域活動に参加しやすい、学校行事に参加しやすいなど、子育てを支援する職場づくりが推進されるよう、企業に対し啓発を行います。	未実施	商工観光課

2 ゆとりのなかで安心して子育てのできるまち

(1) 保育サービスの充実

増大・多様化する保育ニーズに適切に対応するため、保育所を中心とした保育サービスの充実と機能の強化を図ります。

No.	事業名	事業内容・方針・目標(平成26年度)	現状	担当課等
1	延長保育の実施	11時間を超える延長保育は5園で実施しており、うち2園は12時間までの延長を行っています。利用者の利用希望時間を把握し、ニーズに応じた対応を行います。	5園 月平均200人利用	こども元気局
2	低年齢児保育の実施	少子化が進んでいますが、母親の就労が一般化する今日の社会情勢から3歳未満児の保育については増加すると予想されます。年度途中の受け入れなど、利用しやすい環境の整備に努めます。	11園(広域入所含) 208人利用	こども元気局
3	病後児保育の実施	保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与するため、保育所の入所児童の保育中の発熱や体調不良となった場合または病気の回復期にあり家庭や集団での保育が困難な場合などにおいて、保護者が保育を行うことを原則としつつ、安心かつ安全な体制を確保し、保育所内で一時的に保育を行います。	設置2か所 延べ4人利用	こども元気局
4	休日保育の充実	保護者の勤務形態の多様化に伴う日曜・休日保育のニーズに応えられるよう、休日保育の実施保育所の充実に努めます。	1園 延べ95人利用	こども元気局
5	特別支援保育の充実	障がいのある児童を始め、特別な配慮を要する児童に対しての保育内容を、園内保育士で組織する園内委員会で充実させながら通常保育の中で支援を行います。	設置9か所 対象児数：55人	こども元気局
6	一時預かり事業の実施	保護者のけが・疾病・事故などにより緊急・一時的に家庭での育児が困難な場合や、育児疲れから育児負担を一時的に軽減したい場合などに、子どもを保育所に預ける一時保育については、今後さらに必要性が高まると予測されます。サービスが十分に周知されていないことから、PRに努め、利用を促進します。	6園 延べ493人	こども元気局
7	保育所機能の強化	多様な保育ニーズに応える地域に開かれた保育所としての機能強化のため特別保育事業の推進を図っています。保育の専門施設としての資源を活かすため、家庭内保育者への支援についても働きかけを行います。高齢者とふれあい活動を行う世代間交流など、地域活動を積極的に行います。	特別保育事業実施 ・乳児保育 ・低年齢児保育 ・延長保育 ・一時保育 ・障がい児保育 ・休日保育 ・家庭支援推進保育 ・地域活動事業	こども元気局

(2) 障がいのある子ども等への支援

障がいのある子どもが、障がいの種類や程度に応じた療育が受けられるようネットワークの確立を図るとともに、家族への継続的な支援を行います。

No.	事業名	事業内容・方針・目標(平成26年度)	現状	担当課等
1	児童デイサービス事業所(ひまわり教室)との連携	ひまわり教室では、心理判定員、保育士を配置して、発達の遅れが見受けられる就学前児童を対象として、心身の状況に応じた早期療育事業を実施しています。待機児童ゼロをめざし、受け入れ児童の拡大を検討します。就学にあたっては、学校と検討会を実施するなど連携に努めます。	設置1か所 児童53人と保護者利用	こども元気局
2	療育ネットワークの確立	乳幼児期から保育所、幼稚園とひまわり教室、小中学校、家庭など横断的な組織化を行い、発達支援センターを検討し設置をめざします。	情報収集	社会福祉課 こども元気局 学校教育課 健康づくり課
3	障がいのある子どもをもつ親への支援	夏休み期間中の障がいのある子どもたちの居場所づくりと親の育児負担軽減のため、サマーホリデーサービス事業を行っています。広域開催については、今後も継続して実施します。	設置1か所 (米原市・長浜市 共同開催) 市内15人利用	社会福祉課
		特別支援保育コーディネーターが中心となって、通常保育の中で子育ての相談など支援を行っていきます。	加配保育士の配置	こども元気局
4	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、経済的な支援を継続して実施するとともに、自立に向けた就労支援のため、各種制度の周知、関係機関と連携した相談体制の強化に努めます。	児童扶養手当、福祉医療費助成、保育所優先入所、母子家庭自立支援教育訓練給付事業等実施	こども元気局
5	在住外国人の子育てへの支援	保育の実施にあたっては、在住外国人の子育てについても、適切に支援ができるように努めます。	実施	こども元気局
		子育て支援センターの活動を通して、在住外国人への子育て情報の提供、相談体制の充実を図ります。保育所、幼稚園の受け入れを通して、安心できる子育て環境を提供します。	15園 (保育所、幼稚園) 20人利用	学校教育課
		外国語版赤ちゃん手帳(ポルトガル語、中国語、英語)を作成し、外国人が就労している事業所を通じて啓発、活用をめざします。	3か国語版赤ちゃん手帳の作成 (平成21年度)	健康づくり課

(3) 子育て経費の負担軽減

少子化の要因の一つにあげられている子育て経費の負担軽減に努めるとともに、適正な利用者負担についての理解を求めていきます。

No.	事業名	事業内容・方針・目標(平成26年度)	現状	担当課等
1	保育料の軽減	国の徴収金基準額からの保育料の軽減については、保育サービスの充実度合いを勘案しながら負担軽減に努めます。	国基準軽減率 37.15%	こども元気局
2	乳幼児医療費の助成	乳幼児の医療費については、就学前までの医療費無料化などによる負担軽減に努め、医療を受けやすい体制を整備します。また、小中学生の入院医療費の負担軽減についても継続して実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉医療費助成 ・ 乳幼児：30,082件・助成額53,251,003円 ■ 市単独医療費助成 ・ 乳幼児就学前：25,695件・助成額16,668,013円 ・ 小中学生入院：81件・助成額2,993,767円 	保険課

(4) 子どもや妊婦・子育て家庭にやさしいまちづくりの推進

公共施設等における授乳やおむつ替えの場所の確保、段差の解消や子ども仕様の採用等、子どもや妊婦、子ども連れにやさしいバリアフリー化の推進およびユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。

No.	事業名	事業内容・方針・目標(平成26年度)	現状	担当課等
1	交通安全対策の推進	①毎月1日・15日には、通学する児童生徒に対して交通安全協会と交通指導員による交通安全指導を実施しています。②信号機、横断歩道、交通標識などの危険な場所への整備について、公安委員会などへ要望していきます。(自治会、関係各課からの取りまとめ) ③保育所、幼稚園および警察と連携を密にして、幼児に対して交通ルールを理解させ、安全に行動できる習慣、態度を身につけさせるため、発達段階や地域の実情に応じた交通安全教室を実施します。④児童・生徒に対しては小中学校および警察と連携を密にし、通学時のマナーの改善や、身近な交通環境における危険な状況に的確な行動がとれるよう交通安全教室を実施します。	交通指導員数 12人	市民安全課
		各校園において、交通安全教室などを実施し、交通ルール順守や通学時のマナーの改善だけでなく、危険な状況に対してどのように対処するかなどを身につける取組を進めていきます。 小学校においてはスクールガードの協力を得ながら、交通安全マップの作成や「子ども110番のおうち」などの確認をするとともに、登下校時の危険ポイントを中心に見守り活動を推進していきます。	スクールガード 全小学校設置 1,200人登録	学校教育課

No.	事業名	事業内容・方針・目標(平成26年度)	現状	担当課等
2	地域安全活動(防犯)の推進	①犯罪の現状や防犯対策についてメール配信システムなどにより情報提供を実施します。(学校教育課と連携)②青色回転灯パトロール車による啓発活動を行います。③伊吹・山東防犯パトロール隊および近江地域防犯安全パトロール隊への支援を行います。④防犯灯の整備および各自治会への防犯灯設置の補助を実施します。	メール配信登録者数(不審者情報)858人	市民安全課 こども元気局 青少年育成 市民会議 少年センター
3	公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化	歩道の整備、歩道の段差解消など、子どもやお年寄りが、安心して出かけられる歩行空間の整備に努めます。平成22年度から新たな実施を検討します。	歩道整備 2路線完了	建設課
		公共施設の整備改善にあたっては、誰にも使いやすい施設となるようユニバーサルデザイン化を推進します。また、歩道などの段差の解消、多機能トイレの設置などを進めます。	①米原駅東西自由通路および橋上駅舎のバリアフリー化(平成20年度末完成)②米原駅東口・西口駅前広場のバリアフリー化(西口:平成20年度着手、東口:平成21年度着手)	米原駅周辺整備課
4	通学路の除雪対策	冬期雪寒時の通勤・通学等市民の生活基盤である主要幹線道路の交通を確保するため、降積雪状況、道路交通状況などを速やかに把握し、迅速かつ適切な除雪活動を実施していきます(全面業者委託)。	除雪延長 車道202.9km 歩道19.9km	建設課
5	危険箇所対策	地域の協力を得て「絆マップ」を作成し、通学路等の一斉点検を実施します。防犯パトロール隊では地域における子どもたちの遊び場、通学路、ため池等の危険箇所を随時点検します。	警察、自治会、学校の協力を得て、通学路一斉点検実施(1回) 改善箇所には随時対応	市民安全課 建設課
6	子育てバリアフリーマップの作成	「米原市子育て応援ガイド」として、市内の子育て支援サービスを網羅する冊子を毎年発行し、この中で子育て支援マップを掲載しています。市内の関係機関へ配布、乳幼児健診時などに配布します。発行部数2,000部。	実施	こども元気局

3 子どもが心身ともに健やかに生まれ育つまち

(1) 母子保健サービスの充実

健康な子どもを生み育てるために、妊娠中の不安の解消や健康管理の支援を行います。また、子どもの発達段階に応じ、育児不安や発達相談に十分応えられるよう、支援体制の充実に努めます。不妊に関する支援では、最新の情報提供、相談に努めます。

No.	事業名	事業内容・方針・目標(平成26年度)	現状	担当課等
1	両親学級等の開催	①血圧測定②母子健康手帳、赤ちゃん手帳の活用③生活習慣病予防から見た妊娠中のからだ・生活について④1日の食事量の計算⑤相談窓口、産後うつ病、児童虐待予防についてなど、妊娠期から子育てに関する意識を高めていきます。	4回 延べ56人	健康づくり課
2	親子教室の充実	親子遊びや母親グループでの話し合いを通して子どもの発達、親子のふれあいを促します。	23回 延べ410人	こども元気局
3	訪問指導の充実	健診後の事後指導、経過観察のための訪問指導を行います。また、新生児・妊産婦訪問指導に加えて、乳児家庭全戸訪問指導を実施し、子育て支援の相談アドバイスをを行います。	245人	健康づくり課
4	乳幼児健康診査の充実	4ヶ月、10ヶ月、1歳半、2歳半、3歳半の時期に、異常の早期発見、個々に応じた発達の支援のため乳幼児健診を実施します。	3歳6か月児健診：12回 304人(受診率88.9%)	健康づくり課
5	育児相談	伊吹、近江保健センターで育児相談を行い計測、保健指導、栄養指導を行います。また心理判定員による発達に関する相談も実施します。	(2会場) 24回 延べ590人	健康づくり課
6	不妊への支援	県の特定不妊治療費の助成制度の周知を図ります。市単独の支援制度についても実施を検討します。	県制度の米原市での利用者：35人	健康づくり課
7	赤ちゃん手帳の発行	妊娠期から、育児子育ての情報を提供し主体的な子育てを促し支援します。	350部	健康づくり課
8	妊婦一般健康診査費用助成事業	安全・安心な出産と健やかな誕生のため、妊婦一般健康診査費用を全額助成しています。県下市町間での取り扱いの統一を検討します。	妊婦健診受診票配布 平成20年度：10枚 平成21年度：14枚	健康づくり課

(2) 思春期の保健対策等の推進

思春期の心やからだの悩みについて適切に対応するため、健康教育や心の問題に対する相談体制の充実に努めます。

No.	事業名	事業内容・方針・目標(平成26年度)	現状	担当課等
1	健康教育の充実	生涯学習の出前講座のメニューとしてタバコに関すること、生活習慣病予防など健康教育を進めます。	実施	健康づくり課
		食生活や生活リズムの乱れ、運動不足などにより、肥満などの子どもの生活習慣病の増加が懸念されています。①子どもの頃から健康に対する意識の向上を図るため、学校における家庭、保健体育の教科を中心に健康教育を実施していきます。②薬物・タバコ・アルコールの害、性などについて正しい知識の普及を図るため、小・中学生を対象に思春期教室を開催します。③性教育については、系統的な指導ができるよう計画的に実施するとともに、指導力の向上に努めます。	19校(小学校12校、 中学校7校) 3,932人	学校教育課
2	思春期相談の充実	思春期の心身の健康や性の悩みについて適切に対応するため、臨床心理士、スクールカウンセラー、子ども家庭サポートセンター、特別支援サポートセンター、医療機関などとの連携を強化し、相談体制の充実に努めます。児童・生徒の心の問題に関する相談は年々相談件数が増加し、相談の内容が多様化していることから、臨床心理士による「こころの教育相談」の充実に努めていきます。また、教職員の教育相談能力を高める研修の充実に努めます。	こころの教育相談 4か所実施 66人利用	学校教育課

(3) 子どもの人権擁護と家族への支援

児童虐待の防止のための啓発やネットワークづくり、家族への支援など、子どもの人権が尊重されるまちづくりを推進します。

No.	事業名	事業内容・方針・目標(平成26年度)	現状	担当課等
1	児童虐待防止の啓発	児童虐待についての知識の普及と早期通報への協力を呼びかけます。 関係機関団体への協力要請、児童虐待防止推進月間の取組、オレンジリボンキャンペーン、県のキャラバン隊の受入、広報「まいばら」などによる啓発、CAP(子どもへの暴力防止)プログラムを実施します。	関係機関団体への協力要請→民児協研修4、児童虐待防止推進月間の取組(11月)、オレンジリボンキャンペーン、キャラバン隊受入、広報「まいばら」による啓発(11月号)、CAPプログラムの実施、市公式サイトによる市民啓発	こども元気局 子ども家庭サポートセンター

No.	事業名	事業内容・方針・目標(平成26年度)	現状	担当課等
2	子ども家庭支援ネットワークの充実	児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」として子ども家庭支援ネットワークを設置しました。また、児童虐待だけでなく不登校・ひきこもりや非行、発達や障がいなどに関わる要保護児童等の支援を総合的に行う拠点として子ども家庭サポートセンターを設置しています。ネットワークを充実させ児童虐待の未然防止と早期対策の確立に努めます。	代表者会議(年1)、実務者会議(月1)、ケース会議(随時)、中学校区担当者会議(各年3)の開催:対応対象ケース数(平成18年度)42件、(平成19年度)85件、(平成20年度)124件	こども元気局 子ども家庭サポートセンター
3	CAP(子どもへの暴力防止)プログラムの普及	虐待などの被害を受けそうになった場合に被害を未然に防ぐために子ども自身に何が出来るかを教えるCAPプログラムを、市内各保育所や幼稚園、学校へ導入しています。子どもが自らの権利について学び、生きる力を引き出す支援をしています(教職員ワーク、保護者ワーク、子どもワーク)。	市内全保育所・幼稚園・子ども園にて5歳児、市内小学5年生児童対象に実施(教職員ワーク6回、保護者ワーク27回、子どもワーク39回)	こども元気局 子ども家庭サポートセンター
4	DVの防止と家族への支援	DVが確認された家庭に子どもがいる場合、「心理的虐待」があったと認め、児童虐待防止の観点から安全確認および家庭支援の取組を実施しています。子どもに与える影響を最小限にとどめるとともに、被害に遭遇した子どもたちのメンタルケアなど必要な支援を行います。	虐待の確認:40件 養護相談:63件 その他:21件	こども元気局 子ども家庭サポートセンター
5	養育支援訪問事業の実施	育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼなどの問題によって、子育てに対して不安や孤立感などを抱える家庭や、さまざまな原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師・保育士などがその居宅を訪問し、養育に関する具体的な指導助言などを実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。	平成19年度:実数8人、延べ数18人 平成20年度:実数4人、延べ数12人	こども元気局 子ども家庭サポートセンター
6	子どもの人権、権利擁護	広報や講演会、人権教室、人権作品募集などさまざまな媒体や啓発機会を通して、子どもの人権について意識の啓発、学習機会の提供に努めます。具体例:①人権作品募集において、市内に在住する小・中学生から人権作文と人権ポスター、人権標語を募集し、子どもたちが人権について考えるきっかけづくりを図り、子どもたちの思いや願いを人権作品集として発信する。②12月の人権週間にあわせ、市内小学校児童を対象に、人権擁護委員による「人権教室」を開催する。人権教室を通して子どもたちの人権感覚の醸成と人権の大切さについて学習する。	人権啓発作品出品の状況:小学生の部(人権作文12、人権ポスター48、人権標語46)、中学生の部(人権作文6、人権ポスター35、人権標語26) / 人権教室開催実績:息長小学校:4年、春照小学校:3年	人権政策課
		保育のあらゆる機会を通じて人権啓発を行います。また職員および保護者の研修の機会をとらえて人権学習を行います。	全保育園実施	こども元気局
		①学校教育において、人権尊重の実践的な態度を育成する教育の充実に努めます。②人権推進部局と連携し、広報誌、講演会など、さまざまな媒体、機会を通して、子どもの人権を含めた人権に関する意識の啓発、学習機会の提供に努めます。③職員研修やPTA研修を充実させ、体罰やセクハラ・虐待防止、インターネット・携帯電話による人権侵害が発生しないよう、子どもの人権や権利について学習を深めます。	各校で実施 24校園 児童・生徒、PTA	学校教育課

(4) 小児医療体制の充実

地域において、いつでも安心して適切な医療サービスが受けられるよう、小児医療の充実を促進します。

No.	事業名	事業内容・方針・目標(平成26年度)	現状	担当課等
1	救急医療体制の充実	長浜米原休日急患診療所を設置し、医療体制の確保に努めます。	未実施	健康づくり課
2	救急法等の知識の普及	消防署が行う救急法講座や事故予防研修への紹介幹旋など学習機会の提供に努めます。	実施	市民安全課
3	予防接種の実施	BCG、ポリオ、2種混合、3種混合、日本脳炎、麻しん風疹混合予防接種を実施しています。	延べ4,289人	健康づくり課

(5) 食育の推進

食生活は、生涯を通じた健康づくりの基本となります。このため、離乳食指導、食に関する学習機会の提供など食育の推進に努めます。

No.	事業名	事業内容・方針・目標(平成26年度)	現状	担当課等
1	食に関する学習機会の提供	①両親学級、乳幼児健診、育児相談時での栄養相談②健康推進員による食育フェスティバルへの参加、小中学校への健康教育などを実施します。	①栄養士による栄養相談利用者： 延べ1,499人 ②米原小、伊吹山中で実施	健康づくり課
2	離乳食指導	4か月健診、10か月児健診、育児相談での栄養士による指導を行います。	延べ860人	健康づくり課
3	健康推進員による食育	健康推進員の協力を得て、小中学校等、地域に向けての栄養指導を実施します。	健康推進員会への支援	健康づくり課
4	食育推進計画の推進	平成20年度に策定した、食育推進計画「米原市いきいき食のまちづくり計画」に基づき、食育推進協議会で計画の進捗管理を行います。	計画策定	健康づくり課

4 子どもが心豊かにのびのびと育つまち

(1) 生きる力を育む教育の推進

やさしさや思いやりを育む福祉教育やこころの教育、自主性や社会性を培う地域や職場での体験学習などを充実し、豊かな心と生きる力を育成します。

No.	事業名	事業内容・方針・目標(平成26年度)	現状	担当課等
1	こころの教育の充実	今日の他者への無関心、社会や集団とのかかわりの弱まり、規範意識や人権感覚の希薄化などの問題は幼児児童生徒の成長に大きな影響を及ぼしていることから、正義感、責任感や思いやりの心、基本的なモラルや規範意識、自然や他者との好ましいかかわり等、豊かな心の育成をめざす取組について道徳の時間を中心に進めていきます。	小中学校	学校教育課
2	基礎学力の確実な定着	基礎的・基本的な知識・技能の習得をめざすために、少人数指導など指導法の改善により学習意欲を高め、基礎学力の確実な定着を図ります。	小中学校	学校教育課
3	体験的な学習の推進	豊かな人間性や生きる力を育むため、自然体験、職場体験、ボランティア活動など、地域の人々や自然、文化などとかかわる体験活動について支援していくとともに、行事や教科学習、総合的な学習の時間との関連を図りながら取組んでいきます。	幼稚園 小中学校	学校教育課
4	まいばらっ子に生きる力を育む事業	「まいばらっ子に生きる力を」をテーマに、3大重点目標「伊吹山」「絵画」「本」を設定し、保護者の参加も含め、郷土愛を育み、体力向上、読書活動などを通じて生きる力を身につけます。	「みんなで伊吹山に登ろう」:12校園、700人参加 「子ども美術展」:27校園 131作品展示、ふるさと賞創設 「みんなで本を読もう」:29校園	学校教育課
5	不登校・ひきこもり青少年への対応	若者自立ルーム「あおぞら」では、ひきこもりやニートなどの若者やその家族の相談を受け、生活や仕事の自立支援を引き続き実施します。また、不登校に対して家庭問題を要因とする深刻な要保護児童に関わるケースについては米原市子ども家庭支援ネットワークで対応します。	継続相談40件、 就労実現件数4件	こども元気局 子ども家庭サポートセンター
		①子どもの心の問題は、学校のみで対応できるものではないので、学校、家庭、子ども家庭サポートセンター、特別支援サポートセンターなど地域の関係機関が協力して取組みます。②学校では課題に対処するため、学校全体で支援する体制を築きます。不登校については、スクールカウンセラー、臨床心理士などによる相談体制の充実に努めます。③不登校児童を対象とした適応指導教室(みのり)を継続して開室し、学校への復帰、進学、更に就職へと結びつけていきます。④子どもケアサポーターによる別室登校児童生徒の指導・支援を行います。	設置1か所 利用者数8人	学校教育課

No.	事業名	事業内容・方針・目標(平成26年度)	現状	担当課等
6	特別支援教育の充実	①障がいのある児童やその保護者などに対する日常の教育相談活動の充実に努めます。②障がいについての正しい理解と認識を持つための教育活動や研修会を実施していきます。③障がいのある児童の体験学習、校外学習等を促進し、豊かな人間性を育み、集団に参加する能力、社会生活に必要な知識や技能の育成を図ります。④専門的な研修の充実、養護学校や福祉施設が蓄積した教育上の経験やノウハウを活かすことなどにより、地域の小・中学校教員の指導力を高めていきます。⑤従来の特殊教育の対象(6種類)の障がいだけでなく、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症を含めて、障がいのある児童の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う「特別支援教育」(全種障がい対応)の充実に努めます。	全小中学校	学校教育課
7	学校におけるスポーツ環境の整備と体力づくりの充実	学校におけるスポーツ環境の整備と体力づくりを充実します。子どもの運動不足、基礎体力の低下が危惧されることから、クラブ活動など学校におけるスポーツ環境の充実を図り、体力の向上に向けた取組を推進します。	全小中学校	学校教育課
8	社会生活のルールづくり	健全な心を育成するため、幼児や小学校低学年での基本的な生活習慣や社会生活上のルールを身につけるよう、保育所・幼稚園、学校、地域、家庭が連携して指導の充実に図ります。あいさつ運動など、地域に根ざした活動に積極的な参加を促し、社会のマナーを身につけられる機会としています。人とふれあう機会や活動する場を提供し、子どもが人とのかかわりの中で身につけていくべき、協力・強調、思いやりなど人間らしさを培います。	全校園	学校教育課

(2) 保育所・幼稚園・学校教育環境の充実

学校等教育施設の改善、保育所・幼稚園の機能強化、保育所・幼稚園・小中学校の安全管理、相談体制の充実など、教育環境の充実に努めます。

No.	事業名	事業内容・方針・目標(平成26年度)	現状	担当課等
1	保育所・幼稚園、学校の施設・環境の整備	施設の老朽化および児童数の減少に伴い、保育施設の統廃合、幼保一元化、幼稚園の定員の見直しなどを含めて検討し、保育ニーズの多様化に対応する保育環境の整備に取り組めます。	検証・検討(H21)	こども元気局

No.	事業名	事業内容・方針・目標(平成26年度)	現状	担当課等
		<p>幼・小・中の施設整備については、安全・安心な学校生活が送れるよう、不良個所を随時修繕しています。また、市内全小中学校にコンピュータ教室を更新整備し、校内LANも利用した高度情報化社会に対応できる環境を整備していきます。</p>	<p>市内全小中学校にコンピュータ教室を整備済</p>	<p>教育総務課</p>
2	<p>魅力ある学校給食の実現</p>	<p>平成19年1月に「米原市学校給食運営基本計画」を策定し、幼稚園から中学校までの子どもたちを対象に安全・安心でおいしい学校給食を市内統一して実施し、食生活の基礎・基本を身につけた次代を担う「心身ともにたくましく元気な知・徳・体の調和のとれた米原の子どもたちの育成」をめざします。平成23年度地場産物活用割合25%を目標に推進します。</p> <p>具体的事業は次のとおりです。①学校給食法が求める目標の達成 ②市内統一した学校給食の形成 ③安全・安心な食材確保、地産地消のしくみづくり ④学校給食の有効な実施のための市・園・学校、保護者、生産・納入業者の役割の向上 ⑤効率的な学校給食の運営。</p>	<p>平成21年5月1日現在(園児・児童・生徒):山東学校給食センター:1,422人、伊吹学校給食センター:649人、米原学校給食センター:1,109人、近江地域自校式給食:1,270人計4,450人 近江地域自校式給食:ふたば幼稚園、坂田・息長小学校、双葉中学校</p>	<p>教育総務課</p>
3	<p>保育所・幼稚園機能の充実</p>	<p>未就園児と保護者に園庭開放等を行い、安心して遊ぶことのできる場を提供しています。子どもと保護者にとって乳幼児期の健やかな発育、ゆとりある子育てができるよう、子育ての悩みや相談を気軽にできる環境づくりを行うなど、専門性を活かしたきめ細かな支援に努めます。</p> <p>また、米原市における保育の在り方検討委員会答申を受け、平成19年度から全市的に幼保一元化を推進し、保育所・幼稚園の双方の機能を活かした一体化施設として、「いぶき認定こども園」を開園しました。このことにより、就学前の子どもが保育所・幼稚園・認定こども園のいずれの施設に入園しても「米原市保育の指針」に則った保育・教育を受けることができ、0歳児から5歳児までの子どもの育ちを一貫して支えるとともに、家庭の子育てを支援する体制ができました。今後、少子化が進む中、発達段階に応じた適正な集団規模の観点から、保幼小中を併せた整備方針について検討する必要があり、地域の実情および校園の諸課題を踏まえ、「幼保一元化推進プラン」を策定し、子どもの健全な育成を促進するための環境づくりを進めていきます。</p>	<p>園庭開放 親子活動 電話、面接、相談、訪問実施</p> <p>いぶき認定こども園開園(H19) 3年保育実施(H20から)</p>	<p>こども元気局 学校教育課</p>

No.	事業名	事業内容・方針・目標(平成26年度)	現状	担当課等
4	保育所・幼稚園・小中学校の連携	①高齢者との交流を行い、高齢者を大切に育つ心を育てます。②小学生との活動交流を行い、異年齢の子どもと一緒に活動する機会を提供します。③中学生による保育体験を行い、異年齢の子どもと一緒に活動する機会を提供します。④高校生による保育体験を行い、異年齢との交流とともに、子育ての楽しさを体験する機会を提供します。⑤民生委員児童委員による保育体験を行い、子育ての悩みや課題の解決に役立ちます。⑥学校教員による保育体験を行い、教育課題の把握や共有、指導力の向上に役立ちます。⑦地域住民との共同作業を行い、児童に大人とのかかわり方を教え、併せて、地域住民と子どもとのかかわりを促進します。	事業内容に対する保育園の実施状況 米原西・①③⑥⑦、 米原中・①②③⑥、 息郷・①②③⑥⑦、 近江ひがし・①②③⑤⑥⑦、 近江にし・①②③⑤⑥⑦、 いぶき・①②③⑤⑦	こども元気局
		①入り込み体験や交流体験を通して、保育所・幼稚園と小学校のつながりがスムーズになるよう努めます。②体験入学(ジョイントレッスンなど)を通して、小学校と中学校のつながりがスムーズになるよう努めます。③教職員の交流、情報交換などにより、教育課題の把握と共有、指導力の向上に役立ちていきます。	ジョイントレッスン：5中学校区 入り込み体験または交流体験：全小学校区 職場体験・保育体験：全中学校区	学校教育課
5	学校安全管理体制の充実	①より多くの目で幼児児童生徒を見守っていくために、学校や保護者はもとより地域ぐるみの体制を整備することがきわめて大切です。そのために学校評価において安全・安心な学校づくりを点検しながら、常に地域と一体となって学校安全管理体制の充実に取り組んでいきます。②危機管理・不審者対応マニュアルが機能するよう、訓練と改善を繰り返し行っていきます。	全校園	学校教育課
6	学校評議員制度の充実	学識経験者・保護者・地域などから選出された委員により、学校経営や運営について意見などを交流する機会を設け、充実や改善を図ります。	全幼・小・中 評議員数：112人	学校教育課
7	通学・通園への支援	通園バス運行を行う長岡保育園・醒井保育園に対し、助成を行います。	2園に助成	こども元気局
		いぶき認定こども園・山東幼稚園・ふたば幼稚園の園児を対象に通園時の安全性を確保するため、スクールバスの円滑な運行管理を行います。路線バスが少なく、通学・通園が困難な伊吹地域の児童・生徒に均等な学習機会を確保するため、スクールバスの運行を行います。小学校の通学に路線バスまたはデマンド方式のタクシーを利用する児童に助成を行います。学校統合の場合には、通学バス利用区域やルートの検討などにより路線の確保も含め迅速に対応します。	<ul style="list-style-type: none"> ■スクールバス：市内2幼稚園、1認定こども園：月平均216人 ■伊吹地域スクールバス：(小学)月平均59人、(中学)月平均33人 ■バス等通学事業補助：市内4小学校：93人 	教育総務課

No.	事業名	事業内容・方針・目標(平成26年度)	現状	担当課等
8	スクールカウンセラーの配置	不登校等児童生徒やいじめを始めとする問題行動などの対応には、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることがきわめて重要です。このため児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを市内全中学校に配置し、生徒の心の問題の解決にあたります。	全中学校 延べ514人利用	学校教育課
9	放課後安心プランの推進	放課後児童クラブ事業 放課後、保育に欠ける小学校児童（1年～6年）を対象に、家庭に代わる生活の場として、安全・安心でゆとりのある放課後の居場所を提供します。	放課後児童クラブ ：10クラブ	こども元気局
		放課後キッズ事業 小学校児童の放課後の、学び、体験、交流の場として、放課後の居場所を提供します。地域の人材・資源を活用し実施地域の拡大を進めます。	放課後キッズ事業 ：4地域	こども元気局

(3) 地域・家庭教育環境の充実

関係機関と協力して、家庭教育への支援や講演会の開催など、さまざまな学習機会を提供し、地域・家庭における教育力向上のための支援に努めます。

No.	事業名	事業内容・方針・目標(平成26年度)	現状	担当課等
1	青少年健全育成	①米原市青少年育成市民会議の団体活動事業に事業費助成をし、行政と連帯し各種の事業（あいさつ運動、補導巡回パトロール、青少年育成大会、各支部における各種体験活動事業など）を展開します。②米原市少年センターの各種事業を実施します。（非行防止、有害環境浄化、補導活動、無職少年対策、少年補導委員活動など）③子どもの安全確保に伴う関係者会議の開催と安全確保対策に取組ます。各種機関団体と連携を強化します。（「子ども110番のおうち」、「子ども110番のくるま」、スクールガードの取組など）。	実施	こども元気局 青少年育成 市民会議 少年センター
2	家庭教育への支援	講座形式ではなく、参加者の気楽な気持ちを大切に、保育施設開放時を利用して井戸端会議風の情報交換を行いながら支援を行います。男性の育児参加者にも気楽に参加してもらえるように、父親母親を意識することなくフラットな関係を築くように心がけ実施します。	園庭・保育室開放 延べ1,863組参加	こども元気局
		両親学級、妊婦相談、「すくすくホットライン」、育児相談を充実します。	両親学級：4回開催 ・延べ56人	健康づくり課
3	地域の教育力の向上	地域が主体的に行っている地域活動を継続・活性化していくための支援を行い、地域の教育力を高めていきます。	平成21年度： 1事業取組	各市民自治センター 自治振興課

(4) 豊かな心と感性の醸成

子どもたちが視野を広げ、豊かな感性を育む機会の提供と環境の整備に努めます。

No.	事業名	事業内容・方針・目標(平成26年度)	現状	担当課等
1	国際理解教育の推進	小学校英語活動などにおいて、外国語指導助手や米原市国際理解教育協力員を配置し、簡単な会話に慣れ親しんだり、外国文化にふれたりしながら国際理解を深める教育を推進します(平成21年度から指導要領により小学校の英語教育が義務化)。	全小学校	学校教育課
2	人権教育の推進	あらゆる啓発・学習機会を通して、人権尊重の実践的な態度を醸成する取組を行います。 具体例：①「人権尊重と部落解放をめざす市民のつどい」を通じて、全市民を対象に、子どもの人権を含めた人権問題の正しい認識と理解を促し、人権意識の高揚を図り、実践行動できるスキルを身につける。②広報まいばらの「暮らしと人権」の連載紙面を活用し、子どもの人権について認識・理解を促すよう啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ■市民のつどい開催実績:238人参加 ■広報まいばら掲載回数:「暮らしと人権」12回 	人権政策課
		すべての保育活動を通して「いのち」や「人権」を大切にすることを育成します。 ①子どもたちが、自然や動植物、絵本や物語などに親しむ機会を充実します。②一人ひとりの子どもが自己肯定感を持ち、人に対する安心感や信頼感の形成に努めます。③保護者自身の人権意識を高め、人権感覚を磨く研修を充実します。	全保育園	こども元気局
		①全教育活動を通して、人権尊重の実践的な態度を育成します。②学習活動を充実させ本来持っている個人の能力を発揮し、自己実現が図れるよう支援します。夢や希望が実現に向かうよう進路指導・進路学習を充実させます。③豊かな心情・感性を育てるため、道徳の授業を充実させるとともに、体験活動や自然体験・読書活動を実施します。④人とのかかわりを通して自分自身を見つめ、高めながら、民主的な集団を育てます。⑤人権問題に関する研修、教師・保育士自身の人権感覚を磨く研修を充実します。人権週間にあわせて各校園で人権について深く考える機会を持ちます。	24校園で実施	学校教育課
		①米原市人権教育推進協議会の団体活動事業に事業費助成をし、行政と連帯し各種の事業(地域人権リーダー研修会、きらめき人権講座、ハートフル・フォーラムなど)を展開します。②人権関係の行政や民間組織との連携を図りつつ、各種の教育啓発事業(各種研修参加、同和問題啓発強調月間啓発など)を展開します。	米原市人権推進協議会への活動補助	生涯学習課

No.	事業名	事業内容・方針・目標(平成26年度)	現状	担当課等
3	児童・生徒向け環境教育	生涯学習まちづくり出前講座などにおいて、要請に応じ環境担当課職員が出向き地球温暖化防止を推進し、身近なところから環境を守り育てる心を育みます。指定袋の有料化などにあわせて、温暖化、ISOをテーマとして啓発から実施へ、出前講座などを学校・自治会でを行います。また、指導者の人材発掘を行い、講師および出前講座のメニューの充実に努めます。	38自治会 延べ1,500人参加	環境保全課 生涯学習課
		①環境にやさしい生活や地域の環境保全活動などを積極的に行う行動力と環境に配慮した生き方を身につけることをねらいとして、米原市の豊かな自然環境を生かした各学校独自の多彩な環境学習を実施します。②やまのこ森林学習やうみのこフローティングスクール、びわ湖の日の取組を実施します。	全小中学校	学校教育課
4	ブックスタート	市内で生まれたすべての赤ちゃんに、絵本を介したあたたかいひとときがもたれることを願い、健康づくり課と連携し、10ヶ月健診に訪れた赤ちゃんと保護者に、図書館司書から絵本や子育てに関する資料が入った「ブックスタート・パック」を手渡す活動を行います。	年間323組の親子へ 手渡し	生涯学習課 図書館
5	児童図書の整備	多感で知識欲に富む子どもたちに読書は想像力という一生の宝物を与えてくれます。図書館は各年齢の発達段階にあわせて、幅広く変化に富んだ優れた児童図書を収集し、子どもたちに提供していきます。	2図書館設置 17,589人利用	生涯学習課 図書館
6	文化芸術活動の提供	①子どもたちが情操を高め、心豊かに育つよう、コンサートをはじめ、さまざまな高い水準の音楽や文化芸術活動に接する機会を継続して提供していきます。②児童、生徒が伝統的な行事の継承や文化的活動にかかわりをもつことにより、地域を誇りに思える風土づくりを促進します。	米原市芸術展覧会 の開催他	生涯学習課
7	多文化共生教育の推進	関係機関と連携しながら、在住外国人の子どもたちに、必要に応じて適宜支援を行うことが必要です。 また、多様な文化や価値を認め尊重し、すべての子どもたちが異なる文化や価値観について学ぶ機会の提供は、「米原市人権尊重のまちづくり条例」に寄与することが期待されるものであり、日本語指導教室の開設など、多文化共生教育の推進に積極的に努めます。	日本語指導教室は 未実施 外国籍市民インタビュー 調査(15世帯)を実施	人権政策課

5 子どもがたくましく夢を温め育めるまち

(1) 遊び場の整備・充実

子どもや家族が安心して遊び、憩える公園・緑地の整備や保育所、幼稚園の園庭の開放、雨の日にも遊べる施設などの整備を推進します。

No.	事業名	事業内容・方針・目標(平成26年度)	現状	担当課等
1	常設施設の設置	ルッチプラザ、近江公民館、米原公民館、ジョイいぶき、保健センター2か所、図書館2か所、柏原福祉交流センター、児童館、社会福祉協議会など既存の公的施設を活用して、子どもの居場所づくりとして開放型の子育てコーナーを設置します。地域子育て支援センターでは保育士による相談体制を整備します。子育てコーナー設置の施設と連携して気軽な相談体制の構築をめざします。また、子育て世代の話し合いの場としてグループ形成ができるようコーディネートを行います。	実施	こども元気局
2	公園・緑地の整備	主要幹線道路沿いには植樹帯を設けるなど、うるおいのある道づくりを行います。安全のため植栽時には将来的な管理方法も含めて計画・実施します。平成22年度から事業の取組方法を検討します。	米原駅周辺バリアフリー構想の特定路線のバリアフリー化完了(平成21年度)	建設課
3	保育所・幼稚園の園庭開放	①未就園児との交流を行い、未就園児の集団生活での体験を提供します。②未就園児と保護者に園庭開放を行い、安心して遊ぶことのできる場を提供します。③未就園児と保護者に園を開放し、子育ての悩みや相談を気軽にできる環境をつくれます。	米原西：②③ 米原中：①②③ 息郷：①② 近江ひがし：①②③ 近江にし：①②③ いぶき認定こども園：①②③ 市内全幼稚園：②③	こども元気局 学校教育課 保育園、幼稚園
4	参画型のまちづくりの推進	保育所の施設の改修、改築においては利用者の意見を取り入れるよう進めていきます。	未実施	こども元気局

(2) 自然を生かした子育て環境の充実

里山の保全や環境に配慮した水辺の整備に努め、子どもが身近にふれあうことのできる豊かな自然環境を守っていきます。

No.	事業名	事業内容・方針・目標(平成26年度)	現状	担当課等
1	里山の保全と活用	子どもが身近で豊かな自然と触れ合うことができるよう荒廃した里山を自治会との協定に基づき整備を実施する里山リニューアル事業を行っています。整備後の活用を検討します。	7地域実施	農林振興課
2	多自然型の川づくりの推進	河川の修景整備や石積護岸の保全など、河川改修に合わせて、地域・自治会と協議のうえ水辺の整備を進めます。	維持管理事業を主に実施	建設課
3	自然にやさしいまちづくり・自然環境の保全	良好な自然環境を次世代に残していくため、自然との共生、環境保全に対する意識を高めることを狙いとした自然観察会を継続的に実施していきます。	子どもがわらうエコタウン事業：親子20人参加（シルバー人材センターと共催） 自然観察会：年11回実施（三島池ビジターセンター）	環境保全課

(3) 活動機会の充実

親子あるいは子どもだけで、気軽に楽しく参加できるイベントを開催していきます。

No.	事業名	事業内容・方針・目標(平成26年度)	現状	担当課等
1	おはなし会	幼児から小学校低学年を対象として、おはなしサークルの協力を得ながら毎月定期的に行う図書館でのおはなし会と、地域や学校に出向く出前講座のおはなし会を引き続き実施します。	39回 744人 (2図書館で実施)	生涯学習課 図書館
2	子ども対象のイベントの拡充	子どもを対象とした事業の舞台となる生涯学習施設などが指定管理制度に移行したことから、これら施設での子ども向けイベントは指定管理者や地域で活動するNPOなども担うかたちとなります。これらの組織と協働で子どもの活動機会を提供できるよう、NPOなどに対する支援を図るとともに、アドバイザーなどの充実についてもこれらの団体を通じて支援していきます。	NPO等へ支援	こども元気局 生涯学習課
		米原市内の公民館事業、米原市青少年育成市民会議の事業および米原市子ども会育成連合会の事業や各自治会活動などを通じて、子ども対象のイベントを展開していきます。	実施	こども元気局 生涯学習課

No.	事業名	事業内容・方針・目標(平成26年度)	現状	担当課等
3	親子講座	親子がいっしょに遊び、さまざまな交流の中でコミュニケーションを図り、情報を交換することによって、親子が楽しみ学ぶことのできる機会を提供します。 また、公民館活動や米原市青少年育成市民会議、米原市子ども会育成連合会や米原市女性の会、市内各種の親子サークルなどの活動を通じて、親子がふれあい、交流を図る機会を展開していきます。	子育てフェスティバル等：4回実施	こども元気局 生涯学習課
4	児童・生徒向け文化的催し物	芸術展覧会の音楽部門に小学生の部・中高生の部を設定し、文化活動への参加を促すとともに、音楽DEまちづくり協会のうたづくりワークショップとの協働により、児童・生徒の文化的活動の充実を図ります。	実施	生涯学習課
5	異年齢交流事業	すべての保育園で、異なる年齢層との遊びから、また地域の高齢者との交流を通して体験学習を重ねる異年齢交流事業を引き続き実施します。	全保育園	こども元気局
6	合宿体験型事業	公民館や子ども会、さらに近年では自治会単位でも通学合宿事業や民泊体験事業、キャンプ事業が取組まれています。	子ども会連合会小学生キャンプ：130人参加	生涯学習課

(4) 地域スポーツの振興

子どもから大人まで参加する総合型地域スポーツクラブの拡充、気軽に参加できるスポーツ教室の開催など、地域スポーツの振興を図ります。

No.	事業名	事業内容・方針・目標(平成26年度)	現状	担当課等
1	スポーツ少年団の育成等	指導者・リーダーの養成ならびに研修を実施。伊吹山登山を実施し、種目を越えた交流を図り、団員相互の活動の活性化を図ります。卒団式・交流会の実施。各種大会への派遣と奨励助成を行います。	22団体 (登録団体) 740人 (登録者数)	生涯学習課
2	幼児・児童向け水泳教室の充実	水に親しめる子どもたちを育成します。①ジュニア水泳教室：小学生対象の水泳教室（山東・伊吹B&Gにてそれぞれ2コース14日開催）、②びわこマリンスポーツの集い：小学生対象（高島B&G）、③B&G体験クルーズ・セミナー：小中学生対象（沖縄・小笠原）。	山東B&G：14日間・参加者数106人 伊吹B&G：14日間参加者数100人	生涯学習課
3	総合型地域スポーツクラブの充実	いつでも誰でも気軽にスポーツを楽しむことができ、スポーツを通じて健康で明るい生活、仲間づくり、地域づくりをめざしていきます。子どもから高齢者を対象にさまざまな教室を開講します。①NPO法人カモンスポーツクラブ（平成17年2月設立）②いぶきスポーツクラブ（平成16年3月設立）③MOSスポーツクラブ（平成16年3月設立）④近江スポーツクラブ（平成16年4月設立）。	4スポーツクラブ 1,404人 (会員数)	生涯学習課

(5) 地域活動の推進

異年齢の子ども、地域の大人、他地域の子どものなどが、ふれあいを通して人間関係を築き、多くの感動を体験できる地域活動の場を提供していきます。

No.	事業名	事業内容・方針・目標(平成26年度)	現状	担当課等
1	地域間交流の促進	<p>市内外の住民がふれあい交流できる事業を促進します。また、在住外国人が地域住民とふれあい交流を図り、相互理解を促す機会づくりに努めます。</p> <p>具体例：地域間交流事業は、人権総合センター・息郷地域総合センター・和ふれあいセンターの3センターにおいて実施しています。●人権総合センター：「天の川ふれあい川まつり」、「天の川ふれあいフェスタ」</p> <p>●息郷地域総合センター：「福祉と人権フェスティバル（盆踊り大会）」、「福祉と人権フェスティバル（ふれあい文化祭）」、多文化交流事業</p> <p>●和ふれあいセンター：「川魚クッキング」、「グラウンドゴルフ大会」、「まちづくり大会」を地域間交流事業として実施し、小学校区域でのふれあい交流を促進する諸事業を展開します。</p>	<p>■人権総合センター（市全域対象）：天の川ふれあい川まつり（約200人参加）、天の川ふれあいフェスタ（約150人参加）</p> <p>■息郷地域総合センター（学区対象）：福祉と人権フェスティバル・盆踊り大会（約400名参加）、福祉と人権フェスティバル・ふれあい文化祭（約300人参加）、多文化交流事業（15名参加）</p> <p>■和ふれあいセンター（学区対象）：川魚クッキング（約700人参加）、グラウンドゴルフ大会（約100名参加）、まちづくり大会（約250人参加）</p>	人権政策課
		<p>スポーツ少年団や文化クラブなどを通じて、協議会や交流試合、成果発表会などの機会により、市内外の地域間交流を展開します。草の根の交流をめざします。</p>	各団体等への支援	生涯学習課
2	ふれあい農業体験の実施	地域の協力のもと農業体験や田舎暮らし体験を通して都市部の親子と農村との交流を図り、地域活性化につなげます。	甲津原体験事業（アグリコテージ）：20人参加 農業体験事業：大阪から60人参加	農林振興課
3	田んぼの学校推進事業の実施	田植えから稲刈り、収穫までの一連の農作業を、さらに収穫した米を調理し食すまでを子どもたちは体験します。食べ物の大切さや農業への親近感を高めることを目的とした体験型の総合学習事業を進めます。	11校実施 392人参加	農林振興課
4	緑の少年団の育成	次世代を担う子どもたちを対象にして行う、森林学習活動、地域での奉仕活動、野外レクリエーション活動に対して助成を行います。	4団体に助成（8万円／1団体 少年団員207人	農林振興課
5	子ども会活動への支援	米原市子ども会育成連合会の団体活動事業に事業費助成をし、行政と連帯し各種の事業（キャンプ事業、リーダー育成事業、各支部における各種体験活動事業、単位子ども会事業など）を展開します。	実施	こども元気局
6	文化少年団の育成	「はたるっち」や「天野川蛩太鼓保存会」等、個別活動は一部行われています。将来的には包括的団体の育成を促します。	各団体等への支援	生涯学習課

No.	事業名	事業内容・方針・目標(平成26年度)	現状	担当課等
7	公民館活動の充実	平成18年度から順次指定管理制度へ移行し、民間のノウハウを生かしながら「新しい公の施設における公民館サービス」に転換を図ります。	指定管理制度で活動を支援	生涯学習課
8	子どもを支える人権のまちづくり	<p>地域の子どもたちやその保護者たちを対象として、自然体験活動や創作活動など交流活動の場を提供することで、子どもたちに生活習慣や規律意識などを育ませ、生活や学力を保障する取組を展開します。</p> <p>具体例：子どもたちを支える人権のまちづくり(交流活動事業等)は、人権総合センター・息郷地域総合センター・和ふれあいセンターの3センターにおいて実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人権総合センター：「親子交流体験事業」、「地域間交流自然体験教室事業」など。 ●息郷地域総合センター：「親子体験活動事業(創作活動)」、「親子体験活動事業(自然体験活動)」など。 ●和ふれあいセンター：「親子体験ふれあい事業」、「親子料理教室・体験活動」など。 	<ul style="list-style-type: none"> ■人権総合センター：親子交流体験事業(児童・生徒参加者47人)、地域間交流自然体験教室事業(のへ参加者120人) ■息郷地域総合センター：親子体験活動事業(児童・生徒参加者42人)、親子体験活動事業(児童・生徒参加者185人) ■和ふれあいセンター：親子体験ふれあい事業(児童・生徒参加者138人)、親子料理教室・体験活動(児童・生徒参加者70人) 	人権政策課

(6) 世代間交流事業の推進

幼児と高齢者の交流を推進し、伝承遊びや昔話を伝えるとともに、子どもに高齢者を大切にすることを育てていきます。

No.	事業名	事業内容・方針・目標(平成26年度)	現状	担当課等
1	幼児と高齢者の交流	異年齢交流事業として各園で取り組んでいます。保育園に高齢者を招いての交流会、また近くの高齢者施設や地域の高齢者サロンの訪問事業などを行います。	全保育園	こども元気局
2	ふれあいいいききサロン	各自治会において地域サロンが開催されています。こうした中で高齢者が生きがいを持って生活が営まれ、子どもたちとの交流など工夫した内容で取組が行われるよう市社会福祉協議会へ支援を行います。	78自治会で開催：延べ762回	高齢福祉課
3	青少年と高齢者の交流	シルバー人材センターが環境に関する事業として、清掃登山や、河川清掃を通じ小学生と共に環境について考える取組を行っています。また、子育てに関する事業も実施されています。今後は地域の一人暮らし高齢者と小学生との交流(訪問・通信)の実施を検討します。	シルバー人材センター活動への支援	高齢福祉課
		教科学習や学校行事との関連を図りながら、子どもたちと高齢者とのふれあいを通じた交流を推進します。	小中学校	学校教育課

6 主な事業の目標量・推計量

区 分	平成 20 年度	平成 22 年度	平成 26 年度
通常保育事業	749 人	693 人	694 人
計			
3 歳未満児	208 人	188 人	194 人
3 歳以上児	541 人	505 人	500 人
延長保育事業	5 か所 月平均利用園児数 200 人	5 か所 月平均利用園児数 187 人	5 か所 月平均利用園児数 209 人
休日保育事業	1 か所 延べ利用数 95 人	1 か所 延べ利用数 97 人	1 か所 延べ利用数 111 人
病児・病後児保育	2 か所 延べ利用数 4 人	2 か所 延べ利用数 7 人	2 か所 延べ利用数 11 人
一時預かり事業	6 か所 延べ利用数 493 人	6 か所 延べ利用数 513 人	7 か所 延べ利用数 506 人
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	(平成 21 年度 4 月) 9 か所 363 人 (うち 1～3 年生) 294 人	9 か所 366 人 (うち 1～3 年生) 258 人	9 か所 375 人 (うち 1～3 年生) 268 人
地域子育て支援センター事業	3 か所	3 か所	4 か所
ファミリー・サポート・センター事業	検討	検討	1 か所
発達支援システムの構築	—	検討	実施

第 5 章

計画の推進

1. 計画の推進にあたって

計画の実現に向け、家庭、地域、学校、企業、関係団体、行政が協力連携して、社会全体で子どもの育ちと子育てを支援していきます。

(1)社会全体による子育て支援の実現

子どもたちは、家庭や学校だけでなく、地域の中でさまざまな体験を通して成長していきます。子どもたちがより豊かな環境の中で成長できるよう、子育て家庭がより良い子育て環境を整えられるよう、社会全体による子育て支援が必要となります。

これまで、「次世代育成支援対策推進法」による、国全体による次世代育成支援対策が推進されてきました。しかし、この次世代育成支援対策をより推進するためには、既婚・未婚、子どもがいる・いないにかかわらず、世代を超えたすべての人が、少子化を将来に関わる重要な課題として認識するとともに、経済的負担をはじめとした子育てにかかわるさまざまな負担を社会全体で共有・分担し合う方法や親子の絆、地域の絆など子育て、子育てを支える新たな枠組みのあり方について考えていく必要があります。

本市では、結婚・出産・子育てにかかわる一人ひとりの意識や価値観を尊重することを基本としつつ、子育てを社会全体で支え合う枠組みのあり方について、さまざまな機会を通じて国や関係機関に対して検討を進めるように働きかけるとともに、市民に理解を深めていただけるように努めていきます。

(2)計画の周知

この行動計画は、市民の理解の下に、学校、関係機関・団体、企業、行政が地域全体で子育て・子育て支援をしようとするものです。したがって、市民をはじめこれら関係者に内容を理解していただくため、計画の周知に努めるとともに、参加・協力をお願いしていきます。

(3)社会・経済情勢や厳しい財政状況への適確かつ柔軟な対応

2008年の世界同時不況もあり、国や県の財政状況は特に厳しく、本市の財政状況も依然として厳しい状況が続くと見込まれます。今後においても歳出抑制を進めなければならないことから、行政が行うべき事業領域の見直しや受益者負担の適正化など財源の確保にも取り組む必要があります。

本計画の基本目標の実現に向けた各種事業の実施に当たっても、このような状況を踏まえつつ、今後の社会・経済情勢や国や県の動向の変化に適確かつ柔軟に対応し、可能な限り着実に推進するよう努めていきます。

なお、本計画における事業の目標は、市民ニーズの変化や国や県における新たな施策などへも適切に対応するよう適宜見直しを行います。

2. 計画の進行管理

計画に基づく施策を総合的かつ効果的に実施していくために、次世代育成支援対策地域協議会において、年度ごとに実施状況の点検・評価を行います。また、実施状況について広報紙に掲載するなど広く公表するとともに、市民の意見を聴きながら、計画の円滑な推進に努めます。

(1)「次世代育成支援対策地域協議会」の開催

計画の着実な推進を図るため、計画の進捗状況の把握と評価を行い、「次世代育成支援対策地域協議会」を毎年定期的で開催します。

(2)庁内体制の充実

施策は、福祉、保健、教育、まちづくりなど広範な分野にわたります。また、事業の見直しや新規事業の実施に当たっては、一つひとつの事業をより有効なものとしていくため、庁内関係部署が相互に連携して推進していきます。平成 22 年 4 月から、子どもに関する庁内部局を統合した「子ども元気局」を設置し、施策の推進に努めます。

(3)国の子育て支援施策への対応

国では従来の少子化対策の方向を大きく変更する施策等が提案されており、平成 22 年 4 月からは、子ども手当の支給、高等学校の授業料無償化が実施されます。このため、本市においてもこうした動きに迅速かつ適切に対応し計画の管理に努めます。

資料編

1 米原市次世代育成支援対策地域協議会要綱および地域協議会委員名簿

【米原市次世代育成支援対策地域協議会要綱】

平成19年3月1日

告示第50号

米原市次世代育成支援対策地域協議会要綱(平成17年米原市告示第104号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 米原市は、次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条の規定に基づき、米原市次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 地域協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 次世代育成支援対策推進法第8条に規定する次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「行動計画」という。)の策定に関すること。
- (2) 行動計画に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (3) 次世代育成支援対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 地域協議会の委員は、15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱または任命する。

- (1) 次世代の福祉および教育に関わる地域団体の代表者
- (2) 次世代の福祉および教育に関わる機関の代表者
- (3) 保護者代表
- (4) 公募による者
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 地域協議会に会長および副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 地域協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 地域協議会の庶務は、健康福祉部こども家庭課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が地域協議会に諮って定める。

付 則

この告示は、平成19年3月1日から施行する。

付 則(平成19年7月1日告示第179号)

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

【米原市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿】

平成 21 年度

委 員 名	所属・役職等
居林 重磨	米原市民生委員児童委員協議会連合会
和田 弘子	米原市民生委員児童委員協議会連合会
込山 建治	米原市民生委員児童委員協議会連合会
○ 林 勉	米原市民生委員児童委員協議会連合会
服部 慶司	米原市校園長会
馬淵 孝子	米原市校園長会
木村 由美	米原市公立保育園長会
田中 寿子	地域子育て支援センターの代表
◎ 酒井 進	米原市子ども会育成連合会 米原市放課後安心プラン推進委員会
中川 吉彦	米原市PTA連絡協議会
北川 由紀子	米原市健康推進員会
平尾 和子	米原市女性の会
北森 宜子	米原市シルバー人材センター
世森 玉恵	米原市社会福祉協議会

◎会長、○副会長 (敬称略、順不同)

2 計画の策定経過

年月日		実施事項	案件
平成 21年	1月16日 ～1月30日	・米原市子育てに関するアンケート調査（小学生児童・就学前児童）の実施	
	6月25日	第1回地域協議会	①子育て、子育ての環境 ②後期次世代育成支援対策地域行動計画について ③その他 ・今後の予定
	7月28日	第2回地域協議会	①討論「第1回自由討論のまとめ」 ②討論「結婚と出産」 ③討論「人口減少と米原市の将来～子育て・子育てとまちづくり～」
	10月13日	第3回地域協議会	①討論「虐待防止について」 ②討論「ひとり親家庭への支援について」 ③討論「障害のある子どもの子育て支援について」
	12月21日	第4回地域協議会	①米原市次世代育成支援対策地域協議会の行動計画についての提言について ②後期行動計画（素案）について ③その他 ・今後の次世代育成支援対策地域協議会の活動について
平成 22年	2月1日 ～3月1日	・次世代育成支援行動計画への意見の募集（パブリックコメント）	
	3月25日	・地域協議会会長より市長へ提言（計画書提出）	

3 提言書

平成 22 年 3 月 25 日

米原市長 泉 峰 一 様

米原市次世代育成支援対策地域協議会
会 長 酒 井 進

米原市次世代育成支援行動計画について（提言）

米原市次世代育成支援行動計画は、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条に基づく市町村行動計画として定められています。現在の計画が平成 21 年 3 月で、平成 16 年から前期 5 年間の計画期間が終了することから、平成 27 年 3 月までの後期 5 年間の行動計画の策定が必要とされています。

このため、子どもの福祉、教育に関わる地域団体や各種機関の代表で組織する当地域協議会では、後期行動計画についての検討・協議を行ってまいりました。

地域協議会では、前期行動計画の理念・考え方を踏襲するとともに、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」の視点を新たに加え、子育てをめぐる諸問題・背景の掘り起こしや、課題の提起を行い、行動計画案の策定に向けての議論を平成 21 年 6 月の開催から計 4 回にわたり交わしてきました。

■前期計画について

前期計画期間中においては、概ね計画に示された施策の展開がされており、保育園では待機児童ゼロが維持され、各種特別保育事業が実施されています。また子ども家庭サポートセンター、要保護児童対策地域協議会の設置、地域子育て支援センターの増設、放課後安心プランの策定および放課後児童クラブの増設・充実が行われています。

さらに、ひきこもりニート対策、企業による子育て支援対策の取り組みなど、子育ての環境は計画初期に比べ向上したと言えますが、計画の最終目標となる子どもの数については、以前減少傾向にあります。

つきましては、引き続き少子化の歯止めとなるよう、また計画のテーマでもあります「夢育み 笑顔あふれる米原市～子どもとともに光るまち～」の具現化に施策を推進されるよう切に要望いたします。

ここに別添のとおり「米原市次世代育成支援行動計画（後期行動計画）」について提言します。

■ 提言を行うにあたり、協議会では基本計画の重点施策を中心に議論いたしました。以下重要な意見を列挙いたします。

- ・ 社会がますます合理性や利便性を求められる世の中となっています。しかし、子育て子育ては試行錯誤を重ねながら成長していくものであり、社会の急激な変化により、社会と子育ての好ましいあり方が大きく乖離していると考えられます。

ついては、こうした乖離の溝を埋める仕組みが地域に形成されるよう、子どもの育ちを社会全体で支える視点で取組をいただきたい。

たとえば、昔ながらの付き合いのようなもう少し細やかな地域のネットワークも考えられます。

- ・ 子どもの育ち、父性や母性を求めていることから、子どもを自分で育てたいという父親、母親への支援という視点が必要です。さらには、家族関係で育つ部分、学校教育の中で育つ部分、地域との関係で育つ部分があります。

単に子どもを預けやすくすることを推進するのではなく、子どもたち自身が、家族以外の地域や異世代の人との関係を築き、自然豊かな地域の中で、自然とのふれあいや故郷を愛することを通して、多くの体験を重ねることのできる子育て支援を重視することが大切です。

- ・ 乳幼児期の子どもを預け切りにさせるのではなく、子育て家族の多様な生き方、生活の仕方をフォローする体制整備が不可欠です。保護者同士の情報交換ができる関係作り、相談窓口の充実、地域のボランティアの育成・活用など制度的なサービスに加えて、地域社会を維持する大小様々なネットワークの形成についても取り組みが必要です。

- ・ 大人にいたる人間形成においては、子どもの発達特性を生かして、発達段階に応じた支援が必要であることから、少年期にとどまらず青年期においても支援は必要です。

また、引きこもりやニートの青少年に対する対策も、子育て支援と同じように重要です。

- ・ 母親の就労促進等には父親や母親の仕事と子育てとのバランスの確保が必要であることから、保護者が仕事をしやすいように支援する視点、また子育ては楽しいと感じてもらえる支援の視点を踏まえて施策の推進をお願いします。

また、ひとり親家庭の子育てについては、経済的、時間的に子育てと生活とのバランスをとることが特に難しくなります。就業の確保はもちろんのこと、学校行事への参加が可能となるような細かな配慮等が必要になることから、企業等への働きかけも必要です。

- ・ 子育て家族の就労環境、子育て環境の多様化から、冠婚葬祭時の預かり、放課後児童クラブ終了後の預かり、早朝と夜間の緊急預かりなど多様なニーズや細かなところに対応できる施策としてファミリーサポートセンター事業の取り組みが必要です。
- ・ 虐待を未然に防ぐ組織づくりには、関係者の連携強化はもちろんのこと、地域力、家庭力も鍵となります。ついては子ども家庭サポートセンターを中心とした要保護児童対策地域協議会の活性化と地域や家庭への支援が必要であり、また虐待を受けた子どもたちのフォローについては、専門家の関与は不可欠です。人材の確保、育成は今後も強化をお願いいたします。
- ・ 障がいのある子どもの子育ては、障がいの特性に応じた支援が必要であり、学校へ行く権利、生きる権利を保障する社会づくりが必要です。このため周りの者が、どのような支援が必要なのか、声を大にして様々な場面で発信していくことが大切であり、ごく自然に必要な時に手を差し伸べられる社会づくりが必要です。

■ 行動計画の今後について

本行動計画の推進に向けて、市におかれましては、進捗管理のための地域協議会を引き続き設置し、毎年度ごとの進捗管理を行っていただきたくお願いします。

また、具体的な施策としての行動につきましては、庁内に次世代育成支援対策プロジェクトチームを継続して組織していただき、市民の声を取り入れながらワーキングを実施し、少子化対策の施策を推進していただければと考えます。

4 用語集(50音順)

ア行

ICT : information and communication technology 情報通信技術

日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語として IT が普及したが、国際的には ICT が広く使われる。

アスペルガー症候群 AS : Asperger syndrome

自閉症の一種で、高機能自閉症と呼ぶこともある。通常の自閉症と違う点は知的障がいがないことである。一般的に、アスペルガー症候群の知能指数 (IQ) の基準値は 70 以上、また場所によっては 80~100 以上と非常に高い数値が設定されており、知能指数はいたって高いが、相手の感情や雰囲気を感じることができないことから、心の理論の障がいがある原因の 1 つと考えられている。

一時保育

保護者のけが・疾病・事故などにより緊急・一時的に家庭での育児が困難な場合や、育児疲れから育児負担を一時的に軽減したい場合などに、子どもを保育所に預けられる制度。

M字カーブ

M字カーブとは、日本女性の年齢階級別の労働力率（労働力人口/15 歳以上の人口）を折れ線グラフにとるとアルファベットの「M」の文字を描いていることを表している言葉。

年代によって大きく差が出ている点が特徴で、25~29 歳と 45~49 歳の労働力率が高く「M」の 2 つの山となり、30~34 歳が低く底を描く。その主な背景は、女性が結婚、出産、子育ての期間に一時的働かなくなることにある。

ADHD : Attention Deficit Hyperactivity Disorder 注意欠陥多動性障がい

一般的な特徴として、落ち着きがなく多動、集中力が低く注意散漫、じっとしていることができないといった行動の問題が挙げられ、原因はまだ特定されていないが、中枢神経系の発達障がいと考えられている。診断基準としては以下の 3 つが挙げられる。

①注意、集中が苦手な、外からの刺激によって容易に気が散ってしまったり、順序だてて活動することが困難である。

②状況と無関係にいつも動いている。そわそわしていたり、常に動き回ってしまう。

③順番を待たずに行動してしまったり、衝動的に直ちに行動を起こしてしまう。

これらの症状のどれが強くあらわれているかによって、不注意優勢型、多動性-衝動性優勢型、混合型の 3 つのタイプに分類される。

LD : Learning Disabilities 学習障がい

全体的な遅れはなく、ある部分に限られて発達に偏りがあり、順調に発達している部分とそうでない部分があるため、学齢期になって集団での学習が始まる頃に発見される場合が多い。学習障がいの原因は中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されており、視覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではない。学習障がいの定義は「学習障がいとは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得とその使用に困難を示す様々な状態を指すもの」（文部科学省：学習障がい児に対する指導について（報告）H11.7.2）とされている。

延長保育

保育所で、通常の保育時間（保育所によって異なる）を超えて子どもを預かること。保育所での保育時間は基本的に1日8時間、開所時間は11時間であるが、現実の保護者の就労形態はさまざまで、保護者側のニーズに応えられていない実情もあるため、延長保育を行っている保育所もある。認可保育園の場合、延長時間は1時間が多数派。また0歳児の場合、延長保育を行っていない保育園も少なくない。また「スポット利用」といって必要なときだけ申し込んで、回数で料金を支払うシステムも増えている。夜間保育園や認可外保育園の場合は、施設によってシステムや延長保育料がかかる時間帯などもまちまちである。

オレンジリボンキャンペーン

NPO法人児童虐待防止全国ネットワークが主体となり全国的に展開するキャンペーン。毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、オレンジリボンを身につけ、虐待をなくしたいという気持ちを国民一人ひとりに伝えていく運動を推進している。

カ行

CAP（子どもへの暴力防止）プログラム

アメリカで1978年に開発されたCAP=Child Assault Preventionは「子どもへの暴力防止」という意味。CAPプログラムでは、まず私達一人ひとりが持っている「生きていくためにどうしても必要なもの」である権利について学び、子どもはみんな「安心して、自信をもって、自由に生きる権利」があるということを伝え、そしてその権利を奪ってしまういじめ、誘拐、性暴力といったさまざまな「暴力」から自分を守るためにどんなことができるかを、子ども達とともに考え、また、親、教職員、地域の人々に伝えていくプログラムのこと。

学校評議員制度

学校評議員（がっこうひょうぎいん）とは、学校運営に関して意見を述べる人員のこと。平成12年1月の学校教育法施行規則の改正により、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置づけるものとして学校評議員制度が導入され、同年4月から実施されている。全国の教育委員会および公立学校では、学校評議員の設置と活用について取り組んでいる。

休日保育

認可保育園が休みとなる日曜日と祝日（12月29日～1月3日を除く）に、仕事のため家庭で保育できない保護者に代わって子どもを預かる制度。

高機能自閉症

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいであり、自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

コーホート変化率法

ある同時出生集団の一定期間における人口変化率が将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を推定する方法。

合計特殊出生率

15歳から49歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す。人口を維持するために必要な水準は2.07とされている。

広汎性発達障がい PDD : Pervasive Developmental Disorder

自閉症類似の状態の総称。幼児期からの明瞭な特徴として以下の3つが挙げられる。

- ①人への関心が乏しいこと。
- ②言葉を含むコミュニケーション能力の発達が遅れていること。
- ③興味や関心の幅がせまく執着的な傾向があること。

また、広汎性発達障がいは、自閉症スペクトラムとも呼ばれており、この「スペクトラム」とは「連続体」という意味を持っており、自閉症という状態像を中核として、その症状の濃淡により広がりを示す概念である。社会性の障がい・コミュニケーションの障がい・こだわり行動といった自閉症の特性や、それに関連する言語コミュニケーション機能や微細運動機能の障がい等の症状の出方は様々で広汎な障がいを生じることが示している。自閉症やアスペルガー症候群をそれぞれ異なる独立した状態として捉えるのではなく、程度の差こそあるものの、多くの類似点や同じ特徴を持つ連続体として捉えている。

子育てサロン・サークル

子育てサロンは、身近な場所で子育て中の親子が気軽に集まって、話をしたり遊んだり、地域で仲間づくりと情報交換ができる場。

子育てサークルは、子育て奮闘中の保護者たちが地域子育て支援センターや公民館、児童館などに集まって、親子で自由に遊んだり、情報交換をしたり、子育てについての悩みなどを相談しあったりして、「子育てを楽しもう」と活動しているグループのこと。

子育てバリアフリーマップ

公共施設やデパート、スーパー、金融機関など不特定多数の人が利用する施設について、ベビーカーでも利用しやすいトイレやおむつの交換場所、授乳スペースなど妊婦や乳幼児を連れた人などの利用に配慮した設備等の整備状況をわかりやすく掲載したもの。

子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）

虐待を受けた子どもをはじめとする保護を要する子ども（要保護児童）に関する情報の交換や支援を行うための協議を行う場。

子ども110番のおうち

子どもが登下校時や公園広場等で「声かけや痴漢、つきまとい」など、何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたときにその子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動。

子育て相談（すくすくホットライン）

育児の悩みや不安に答える電話相談。月～金曜日（祝日を除く）10:00～14:00

サ行

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備を図ることを目的とした法律。これまでの少子化対策の取組に加え、さらに踏み込んだ対策を総合的に推進するため、平成15年7月に成立・公布された。この法律の中では、国や地方公共団体及び一般事業主（平成21年度4月1日以降は301人以上雇用の場合、平成23年4月1日以降は101人以上雇用の場合）に「行動計画」の策定が義務付けられた。

指定管理者制度

これまで地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度。「公の施設」にはいわゆるハコモノの施設だけでなく、道路、水道や公園等も含まれるとされている。地方自治法の一部改正で平成15年6月13日公布、同年9月2日に施行された。「公営組織の法人化・民営化」の一環とみなすことができる。

児童委員

児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進に関する地域の自主的な活動の中心として住民、団体等と協力してその推進を図る委員。児童福祉法に基づき市町村に置かれ、民生委員がこの職を兼務する。

児童虐待

子ども・未成年に対する虐待のこと。虐待の内容により以下の4つに分類できる。

- ①身体的虐待とは、児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。
- ②性的虐待とは、児童に猥褻行為^{わいせつ}をすること、または児童を性的対象にさせたり、猥褻行為^{わいせつ}や写真を見せること。
- ③ネグレクト虐待とは、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、もしくは長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- ④心理的虐待とは、児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

児童虐待防止ネットワーク

子ども虐待に対応するために組まれるネットワークには、以下の2つの形がある。

- ①常設ネットワークとは、子ども虐待の防止や対応のための条件や体制や手だてを整えることを目的に、児童福祉・母子保健担当の行政部局等が主体となって設置する、地域の関係機関・団体等のネットワークのこと。
- ②対応ネットワークとは、子ども虐待の個別ケースに対応するために結成される関係機関・団体・専門職その他の人々のネットワークのこと。「常設ネットワーク」は、必要に応じて「対応ネットワーク」が組まれる契機・母胎となる。

食育

健康で豊かな人間性を育む上では健全な食生活が重要であり、このことは子どもだけでなくあらゆる世代においても等しく当てはまることから、生涯にわたるライフスタイルにおいて食べ物の大切さやそれを育む自然の素晴らしさを学ぶこと。平成17年に食育基本法が制定され、市町村には食育推進計画策定の努力規定がある。

就学前児童

就学前の児童とは乳児（満1歳に満たない者）、幼児（満1歳から小学就学前までの者）のこと。

児童デイサービス事業所（ひまわり教室）

発達に心配のある子どもとその家族のために設けられた早期からの療育の場。子ども一人ひとりの発達を支え、家庭や地域集団での子育てを支援する。

シルバー人材センター

原則として市（区）町村単位に置かれており、国や地方公共団体の高齢社会対策を支える

重要な組織として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて事業を行う、都道府県知事の許可を受けた公益法人。定年退職者などの高年齢者に、そのライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業（その他の軽易な就業とは特別な知識、技能を必要とする就業）」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高年齢者の健康で生きがいのある生活の実現、地域社会の福祉の向上および活性化に貢献している。

社会福祉協議会

地域社会の中で、住民の自主的な活動の中核となつて福祉活動を推進し、保健や福祉上のさまざまな問題を一緒に解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体のこと。住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域での福祉活動の推進を図るための活動を行っている。社会福祉協議会は全国すべての市町村、都道府県・指定都市に設置され、それぞれが独立しながら、同時にそのネットワークにより活動を進めている。

ジョイントレッシン（体験入学）

中学校の授業を、校区の小学生に体験してもらう取組。中学校の授業は「楽しい、わかりやすい」と感じてほしいという願いからきている。

スクールカウンセラー

学校で児童、生徒、保護者、教師の相談にのる臨床心理士などの専門家。

タ行

男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の通称。募集・採用、配置、福利厚生、退職、解雇などにおける男女の差別的な取り扱いの禁止、セクシャルハラスメントの禁止などを定める。昭和 60 年（1985）に勤労婦人福祉法を改正し、翌年から施行。

男女共同参画

男女が性別による社会的役割に縛られることなく、両性が対等な構成員として社会に参加すること。男女の個人としての尊厳を大切に、家庭生活をはじめ、地域や職場などの社会での環境づくりが求められている。従来の「男は仕事、女は家庭」という固定観念に固執することなく、個人としての社会参加が尊重される。

地域子育て支援センター事業

子育て支援に関する中核施設にて、市内の子育て支援施設のネットワーク化を図るとともに、子育て相談、子育て電話相談、子育てサークルの指導、育成、子育て支援講演会を実施する事業。

地産地消

地域生産地域消費（ちいきせいさん・ちいきしょうひ）の略語で、地域で生産された食材をその地域で消費することであり、身近な地域と食の結びつきを進めようとする取組のこと。

特別支援保育

障がいを持った子どもや、出生後の人的・物的環境により心身の成長・発達が遅れた子どもたちを保育活動の中でその子たちにあった保育を行い、障がいの程度を軽減したり心身の成長・発達を改善し援助していくこと。保育を必要とする児童で、集団生活での支援が必要

な児童について実施する。特別支援保育では、児童の発達や特性にあわせた保育上の配慮を行っている。

ドメスティックバイオレンス（DV）

同居関係にある配偶者や内縁関係や両親・子・兄弟・親戚などの家族から受ける家庭内暴力のこと。夫婦間、恋人間の暴力は私的な問題として表面化されにくかったが、今日では解決すべき深刻な女性問題となっている。

ナ行

認定こども園

保育所および幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育および教育ならびに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、都道府県知事が条例に基づき認定する。親が働いている・いないにかかわらず利用できる施設。

ハ行

発達障がい児

発達障がいがあるため日常生活、社会生活に制限を受ける児童のこと。発達障がいとは、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、AS（アスペルガー症候群）、自閉症などの PDD（広汎性発達障がい）、LD（学習障がい）等であり、これらは脳の機能障がいと考えられている。

発達障害者支援センター「いぶき」

自閉症等発達障がいに対する専門的な相談支援、療育支援を行う中核的な拠点センターとして活動を行っており、自閉症、アスペルガー症候群（AS）、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（AD/HD）などの発達障がいをもつご本人やご家族等、かかわるすべての方のための支援センターである。発達障がいを持つ方々が安心して地域で暮らしていくためのお手伝いをし、ご本人を中心としたネットワークづくりを進めている。

放課後児童健全育成事業

児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事業。

母子自立支援員

主に母子・父子家庭のさまざまな悩みごと（生活上の問題、子どものこと）や、母子・寡婦福祉資金の貸付等の相談相手となり、問題解決のお手伝いをする母子福祉専門の職員。

ヤ行

養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施する。これにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、子育て不安の軽減を図る。

養護相談

父または母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談。

幼保一元化

少子化の進行、育児サービスの多様化に伴って生じている幼稚園と保育所の抱える問題点を解決するべく、幼稚園と保育所の一元化を図ろうとする政策である。

要保護児童

「保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」であり、虐待を受けた子どもに限らず、非行児童など支援を要するすべての子どもが含まれる。

エ行

両親学級

妊娠や出産の知識、赤ちゃんの世話の仕方について、指導をしてくれる講習のことをいう。これまで「母親学級」と呼ばれていたものと内容は同じであるが、立会い出産の増加、男性の育児参加に合わせて父親も参加しやすいようにこうした呼び名に変わっていった。市町村の保健所のほか、産科病院でも行われている。分娩予定の産院で受ければ、実際の分娩時の状況を聞けるという利点もある。妊婦の身体の変化や妊娠中の栄養、生活上のポイント、エクササイズの方法、出産の経過や呼吸法・弛緩法、赤ちゃんの沐浴の仕方まで、実習を交えて学ぶことができるため、立会い出産に備え、夫婦で参加する姿も多く見られる。

ワ行

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、働く方一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになること。内閣府において、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略における「働き方の見直しによる仕事と生活の調和」の実現に向けて、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」がまとめられた。この中で、仕事だけでなく家庭や地域生活などにおける充実があってこそ人生の生きがいを得られるとし、就労による自立可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会をめざすべきとされた。

米原市次世代育成支援行動計画
後期計画

発 行 平成 22 年 3 月
米原市
〒521-0292
米原市長岡 1206 番地
電話 : 0749-55-8104(直通)
FAX : 0749-55-4040

編 集 米原市健康福祉部こども家庭課